

令和 6 年第444回定例会

矢 吹 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 9 月 6 日 開 会

令和 6 年 9 月 17日 閉 会

矢 吹 町 議 会

令和6年第444回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月6日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
組合議会報告	5
議員派遣報告	6
町政報告	6
承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案の上程、説明（議案第30号～議案第41号、認定第1号～認定第7号）	10
散会の宣告	16

第 2 号 (9月9日)

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
職務のため出席した者の職氏名	18
開議の宣告	19
一般質問	19
芳賀慎也君	19
小島紀子君	29
高久美秋君	44
会議時間の延長	57

富永創造君	57
三村正一君	69
散会の宣告	84

第 3 号 (9月10日)

議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
欠席議員	85
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	85
職務のため出席した者の職氏名	86
開議の宣告	87
一般質問	87
青山英樹君	87
総括質疑	107
議案の付託	107
散会の宣告	108

第 4 号 (9月17日)

議事日程	109
本日の会議に付した事件	109
出席議員	109
欠席議員	109
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	109
職務のため出席した者の職氏名	110
開議の宣告	111
議事日程の報告	111
議案第30号、第31号、第34号の委員長報告、質疑、討論、採決	111
議案第32号、第33号、第35号、第36号、第37号、第38号の委員長報告、質疑、討論、採決	113
議案第40号、第41号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	115
議案の訂正	122
議案第39号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号の委員長報告、質疑、討論、採決	124
日程の追加	128

同意第 5 号の上程、説明、採決.....	1 2 9
閉会の宣告.....	1 3 0
署名議員.....	1 3 1

令和 6 年 9 月 6 日（金曜日）

（第 1 号）

令和6年第444回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和6年9月6日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

日程第 5 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(専決第13号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算(第3号))

日程第 6 議案の上程

議案第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	君	2番	小	島	紀子	君
3番	芳	賀	慎也	君	4番	関	根	貴将	君
5番	高	久	美秋	君	6番	鈴	木	浩一	君
7番	富	永	創造	君	8番	三	村	正一	君
9番	鈴	木	隆司	君	10番	青	山	英樹	君
11番	熊	田	宏	君	12番	角	田	秀明	君
13番	堀	井	成人	君	14番	藤	井	源喜	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 蛭田 泰昭 君 副町長 鈴木 一史 君

教 育 長 大 杉 和 規 君	代表監査委員 佐 藤 昇 一 君
総 務 課 長 正 木 孝 也 君	企画・デジタル推進課長 国 井 淳 一 君
まちづくり 推 進 課 長 神 山 義 久 君	会計管理者兼 総合窓口課長 佐 藤 浩 彦 君
税 務 課 長 小 磯 剛 君	保健福祉課長 山 野 辺 幸 徳 君
農業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長 鈴 木 辰 美 君	商工観光課長 柏 村 秀 一 君
都市整備課長 有 松 泰 史 君	上下水道課長 西 山 貴 夫 君
行政管理監兼 危機管理監兼 政 策 管 理 監 阿 部 正 人 君	教育次長兼 教育振興課長 佐 藤 豊 君
生涯学習課長 渡 辺 憲 二 君	子育て支援 課 長 小 椋 勲 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開会の宣告

○議長（藤井源喜君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第444回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤井源喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 高 久 美 秋 議員

6番 鈴 木 浩 一 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤井源喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程につきましては、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏君登壇〕

○11番（熊田 宏君） 議場並びに傍聴席の皆様、おはようございます。

第444回矢吹町議会定例会が本日9月6日に招集になりましたので、それに先立ちまして、9月4日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について、企画・デジタル推進課、国井課長から説明を求め、さらに、議長から提出された日程等について、氏家議会事務局長から説明を求め、協議いたしました。その結果、会期を本日9月6日から9月17日までとし、会議日程については、お手元配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本

日 9 月 6 日から 9 月 17 日までの 12 日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 9 月 6 日から 9 月 17 日までの 12 日間に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（藤井源喜君） 日程第 3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、西白河地方町村議長会会長から特別功労者として前議長、角田秀明議員が表彰されました。

それでは、表彰されました角田議員への伝達を本席において行いますので、暫時休議します。

（午前 10 時 04 分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午前 10 時 07 分）

○議長（藤井源喜君） 初めに、配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、決算書、事務報告書、例月出納検査結果報告書、一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、下水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算意見書、議案等説明のため出席を求めた者の報告書及び白河地方広域市町村圏整備組合議会における議案書等の写しは、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（藤井源喜君） これより、例月出納検査結果及び令和 5 年度一般会計、特別会計の決算審査及び財政健全化審査の意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見書、下水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見書、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算審査意見書について、代表監査委員より報告を求めます。

佐藤代表監査委員。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査及び令和 5 年度決算審査と、その決算審査に併せて実施しました財政健全化等の審査結果報告であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

令和 5 年度 5 月分及び令和 6 年度 5 月分の出納については 6 月 25 日に、令和 6 年度 6 月分の出納は 7 月 25 日

に、令和6年度7月分の出納は8月22日にそれぞれ行いました。

また、上下水道事業会計につきましては、令和6年4月1日から6月30日までの第1四半期分を7月26日に行いました。

出納検査に当たっては、会計管理者兼総合窓口課長及び上下水道課長から関係書類の提出を求め、各月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

続きまして、令和5年度矢吹町各会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。

審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、土地造成事業特別会計、4、介護保険特別会計、5、後期高齢者医療特別会計の5件であります。

審査は、7月31日、8月1日、2日、5日、6日、7日、8日の7日間で行いました。

審査結果ですが、令和5年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書に記載のとおり、各会計とも適正に管理され、黒字をもって決算されたことは評価いたします。

また、自治体財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率については、赤字比率は算出されず、実質公債費比率は11.2%と、前年と比して減少傾向にあります。

引き続き適切な財政運営を期待します。

さらに、将来負担比率が前年に比して0.3%増加しているものの、再生計画による基準数値を下回っていることから、財政の健全化計画の策定を要しないものと認められますが、財政運営の健全性や硬直化につながる判断比率の低下に向けた方策に努力願います。

土地造成事業特別会計及び公営企業である水道事業会計、下水道事業会計にあつては、資金不足が生じていないことから、判断区分はいずれも健全段階と確認しました。

今後も、長期的視点に立って、収支バランスの取れた健全な財政運営に努めてください。

また、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算についても、提出された決算関係帳票、証書類等を照合審査した結果、歳入歳出決算における計数には誤りがなく、予算執行についても適正と認めました。

なお、詳細につきましては、それぞれに配付しております資料をご確認願います。

以上で、例月出納検査及び令和5年度各種会計決算審査及び財政健全化等の審査意見の報告を終わります。

○議長（藤井源喜君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（藤井源喜君） 次に、私から、令和6年8月8日に開催されました令和6年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告いたします。

初めに、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員でありました筒井孝充議員から組合議員の辞職願が提出され、同組合の議長が不在となったため、組合申合せ事項に基づき議長選挙が行われ、議長に石名国光白河市議会議員が選任されました。

次に、水道用水供給事業会計決算認定に関する議案1件が提案され、原案のとおり可決されました。

そのほか、水道用水供給事業会計資金不足比率について、また、白河地方広域市町村圏整備組合繰越明許費繰越しの報告がありました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をご覧くださいと思います。

これにて、私からの報告を終了いたします。

◎議員派遣報告

○議長（藤井源喜君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（藤井源喜君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴に来ていただいた方、本当にありがとうございます。

それでは、町政報告に入ります。

第444回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、藤井議長をはじめ、議員の皆様にご感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第444回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

1ページをご覧ください。

初めに、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税非課税世帯等に対する給付金支給事業についてであります。

本事業は、基準日現在で本町の住民基本台帳に登録されている世帯のうち、世帯全員の令和5年度及び令和6年度における住民税の課税状況に応じて給付金を支給するものであります。

令和5年度分につきましては、世帯全員が非課税の世帯には1世帯当たり7万円、均等割のみ課税されている世帯には1世帯当たり10万円、さらに18歳未満の子供がいる世帯には児童1名当たり5万円を加算して給付するものであります。7月末までに非課税世帯の1,611世帯に対して1億1,277万円、均等割のみ課税世帯の278世帯に対して2,780万円を給付しておりまして、うち18歳未満の子供がいる133世帯には、児童230名分、1,150万円を加算して給付を行い、事業が完了しております。

なお、令和6年度、新たに非課税または均等割のみ課税となった世帯につきましては、7月22日に対象と思われる267世帯に文書を発送しまして、8月末までに130世帯に対して1,300万円を給付しており、うち18歳未満の子供がいる14世帯には、児童23名分、115万円を加算して給付しております。

次に、矢吹町デジタル田園タウン構想事業についてであります。

令和4年度より実施している町内小学校でのプログラミング体験教室の発展型として、子供たちによりプログラミングへの興味を喚起し、デジタル・科学技術への関心を高めることを目的に、6月15日、KOKOTTOにおいて「やぶきプログラミングフェス with DecaDojo」を開催いたしました。

当日は、全国各地に存在するプログラミング道場「CoderDojo」で活動する多くのスタッフの協力により、プログラミングや電子工作のミニ発表会、みんなでクイズ大会、パソコン分解ワークショップ、空撮ドローンのデモンストレーションなど、数多くのコンテンツを提供いたしました。また、体験ブースでは、電子工作体験やロボットカー、二足歩行ロボットのプログラミング、光のシューティングなどの様々な体験コーナーも設けました。

本イベントには、町内外から多くの親子連れを含む約200名の来場者があり、子供たちがデジタル技術に触れ、体験し、楽しさを共有する機会の創出を図りました。

次に、矢吹町コミュニティバスについてであります。

移動手段を持たない方の交通手段を確保し、将来を見据え、誰もが町内の移動を便利に、そして安全・安心に行える交通環境を整備する施策として、令和4年12月より実証実験に取り組んでおります。

令和6年度においては、4月から7月末までの4か月間で延べ919名、1日平均13.2名の方に利用していただいており、令和5年度の同時期の延べ利用者616名、1日平均9.1名と比較すると利用者は確実に増加しており、利用者の声を大切にしながら、継続的な広報活動や運行方法等の改善に取り組んだこれまでの成果として、コミュニティバスの認知度が高まっているものと思われます。

なお、8月末時点でも、延べ1,170名、1日平均13.3名の利用があり、令和5年度の同時期の延べ利用者789名、1日平均9.1名と比較しても、かなり利用者は増加しているというふうに思われます。

今後も、利用者のご意見等を踏まえ、公共交通のさらなる充実を図ってまいります。

また、AI活用型オンデマンドバス事業につきましては、当初の計画より若干の遅れは想定される、皆様ご承知の事情でございます、想定されるものの、利用者の需要に応じて、時刻表などを気にせず、簡単な予約で配車が可能となる本事業は、高齢者の方々の活動の足を確保するほか、行く行くは子供の通学、スポーツ少年団活動への活用など、子供たちの安全、子育て世代の方々の負担の軽減につながる大変重要な事業であります。事業者選定に当たっては、広く募集を呼びかけ、透明性と公平性の確保に努めながら、令和7年1月の運行開始を目指して取り組んでおります。

次に、阿武隈川上流遊水地群整備事業に係る要望書の提出についてであります。

7月30日、福島河川国道事務所において、遊水地群整備事業に係る矢吹町、鏡石町、玉川村の3町村による要望書を提出いたしました。

要望書の内容につきましては、1つ目は損失補償等に関する事、2つ目は遊水地の維持管理や利活用に関する事、3つ目は負担の共有に向けた支援等に関する要望を行いました。

国に対しては、整備後も地元の住民が安心して安全に生活できる遊水地となるよう、継続して要望活動に努めてまいります。

次に、阿武隈川下流域の各市町村議会等における遊水地群の視察についてであります。

現在、遊水地群整備事業の理解醸成を図ることを目的とし、国が下流域の各市町村議会等に呼びかけを行い、

これまで5月13日に郡山市議会、5月21日に本宮市議会、7月4日に桑折町議会、7月16日に伊達市議会、7月19日に大玉村議会等の皆様が現地の視察に来られました。

本宮市や大玉村からは、首長が自ら現地視察に参加され、遊水地整備に伴う課題等に理解を示す言葉もいただく等、下流域の市町村における理解が着実に進んでいるというふうに感じております。

また、8月9日は、伊達市長以下、副市長、教育長ら三役が表敬訪問に来庁され、市長からは、「流域治水のために広大な農地等を提供していただいた皆様に改めて感謝申し上げるとともに、この状況を市民にも伝えていきたい」との話がありました。

今後も、流域全体の住民から理解を得ることができるよう努めながら、遊水地群整備事業への理解増進を図ることで、安心・安全な流域治水の実現に向けて、下流域の市町村自治体及び議会等の視察に対して、積極的な対応に努めてまいります。

次に、森林環境譲与税の活用に係る連携に関する協定締結についてであります。

7月10日、三鷹市役所において、三鷹市の森林環境譲与税を活用して、矢吹町が所有する森林の整備及び保全等を行うため、協定を締結いたしました。

本協定に基づき、三鷹市内で排出される二酸化炭素排出量と本町での森林整備等により吸収した二酸化炭素の量を相殺するカーボンオフセット事業として、本町の三十三観音史跡公園及び周辺森林約2ヘクタールの下刈り、間伐等の整備をする予定であります。

本事業により整備した森林等につきましては、今後、本町と三鷹市の森林環境教育の醸成、これは双方の子供たちの森林整備への参加等に向けてということですね、の醸成や、地域間フィールド等としての活用を図り、市町間のさらなる交流機会を創出するとともに、地域間の課題解決に向けて、より一層の連携を深めてまいります。

次に、一般国道4号4車線化事業についてであります。7月25日、一般国道4号4車線整備促進期成同盟会の副会長として、会長である鈴木和夫白河市長と共に国土交通省及び財務省へ要望書を提出し、矢吹鏡石道路における早期の4車線化整備について要望を行ってまいりました。

尾崎国土交通大臣政務官からは、「本年度予定されている都市計画変更に係る手続きを含め、しっかりと対応していく」との話がありました。また、財務省の中島主計局次長からは、「現場の声を直接お伝えいただいたことは大変ありがたい。国土交通省と調整し、検討していく」とのお話がありました。

引き続き、沿線住民や道路利用者の声に寄り添った道路整備となるよう、計画に関して本町が抱える現状や課題等についての意見交換や議論を行う等、国の主体的で責任を持った取組について、継続的かつ精力的に協議、要望を重ねてまいります。

次に、学力向上対策事業についてであります。

児童の学力向上及び他校児童との交流を図ることを目的に、町内4小学校6年生を対象とした夏期講習会を夏休み期間中の7月22日、23日の2日間、矢吹中学校を会場に開催いたしました。町内4小学校から137名の児童が参加し、児童が自ら選択した基礎、定着、発展の習熟度別クラスにおいて、民間学習塾講師による国語、算数、英語の学習を行いました。

最終日に行ったアンケート調査では、勉強になったとの回答が100%であり、「先生がわかりやすく教えて

くれた」「中学校での授業だったから、来年のことを意識できた」「他校の友達と交流できて、仲良くなれた」等の自由記述も見られまして、学習効果とともに、町内4小学校の6年生の交流が図られました。

今後も、学力向上対策と、そして小中学校の円滑な接続、スムーズな、これから今後について検討を図り、確かな学力と心豊かな児童の育成に努めてまいります。

次に、日本三大開拓地交流事業についてであります。青森県十和田市から7名、宮崎県川南町から20名、矢吹町から16名の小学5、6年生が参加し、矢吹町を開催地とした子供交流事業を実施いたしました。

交流会は、7月30日から8月2日までの3泊4日で行い、羽鳥ダムの見学や開拓の歴史の講話、アネスト岩田株式会社矢吹工場の協力により工場見学などを通して、子供たちの交流が深められました。

新型コロナ禍で一時中断もあった開拓地交流事業であります。特に子供たちですね、今後も、未来を担う子供たちに交流を通して開拓の歴史をつないでいくとともに、地域間交流の体験による広い視野を持つ人材の育成を推進してまいります。

次に、第41回中畑清旗争奪ソフトボール大会についてであります。

今年度は、県内外のスポーツ少年団72チームの参加により、矢吹球場をメイン会場として、8月3日、4日の2日間にわたり開催いたしました。

大会には、中畑清名誉大会長が駆けつけ、初日、2日ともに通していただきまして、大変盛り上げていただきました。

連日、熱中症警戒アラートが発表されている中での大会開催という厳しい環境でありましたが、参加チームへの対策徹底の呼びかけ、そして各会場に看護師等の配置を行い、ほかにもクーリングシェルターやミスト扇風機等を、多くの会場で開催するという、なかなか困難な環境でありましたが、設置するなど、可能な限りの熱中症対策を講じながら大会を開催いたしました。

日頃、スポーツ少年団にご支援をいただいております指導者の皆様、保護者の皆様、さらに、ご協力をいただいております審判団の皆様、ボランティアの皆様、本当に多くの協力団体の皆様にご協力いただいたおかげで成功裏に終了したことを心から感謝を申し上げます。

ここまで、町政報告から10点を抜粋し、報告を申し上げます。

矢吹町の地方創生、さらに盛り上げていくということに向けて、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

その他5項目については、お手元に配付いたしました第444回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第5、これより承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

日程第5、承認第11号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第13号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ236万4,000円を追加し、総額を84億4,006万円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金66万4,000円、町債170万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、民生費を健康センター管理運営事業により236万4,000円を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第3号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第30号～議案第41号、認定第1号～認定第7号）

○議長（藤井源喜君） 日程第6、これより議案の上程を行います。

議案第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

日程第6、初めに、議案第30号 矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、法律で規定する別表第2が削除されることから、改正後の表記に倣い、関係する条文の整理など所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第31号 矢吹町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、矢吹町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例における所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、矢吹町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税の対象期間を令和6年3月31日から令和8年3月31日まで延長するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第32号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日以降、被保険者証の発行がなくなることに伴い、矢吹町国民健康保険条例について、条項の整理及び削除等、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年12月2日から施行するものであります。

次に、議案第33号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例についてであります。が、本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴いまして、条例における規定を整備するものであります。

法の改正により、第10条第1項に規定されていた保護命令の内容が、第10条第1項に接近禁止命令等、第10条の2に退去等命令と区分されたことから、法の条項を引用している条例第6条第2項においても、第10条の2を追加するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第34号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてであります。

本案は、白河地方広域市町村圏整備組合において共同処理する事務の変更を行うため、地方自治法第286条第1項の規定による同組合規約の変更に関する協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更する内容は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、令和6年度より町・県民税均等割と併せて賦課徴収されている森林環境税について、白河地方広域市町村圏整備組合においても徴収可能とするものであります。

なお、この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行するものであります。

次に、議案第35号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の改正についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行によりまして、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証等が発行されなくなるため、福島県後期高齢者医療広域連合規約を改正する必要があることから、広域連合規約の改正に関する構成市町村との協議につい

て、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、この規約は、令和6年12月2日から施行するものであります。

次に、議案第36号 矢吹町道路線の認定についてであります。本案の八幡町26号線につきましては、宅地分譲に伴い民間事業者が整備した道路であり、側溝や上下水道のインフラも埋設されていることから、地域にとって重要な路線であるため、認定するものであります。

次に、議案第37号 矢吹町道路線の変更についてであります。

本案の田内1号線は、昭和61年9月議会において認定された町道であります。

現在、田内地区では民間事業者による林地開発が予定されておりまして、計画区域内に含まれる田内1号線の一部について、事業者より開発区域への編入の要望が上げられております。現地調査等を行った結果、今後、町民の方の道路利用が見込まれないこと、行政区から開発区域への編入について同意もあることから、当該路線の終点を変更するものであります。

また、調査により認定路線網図と現況道路に一部不整合が判明したため、始点の地番変更を行うものであります。

次に、議案第38号 福島県と矢吹町との阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）内の流域関連公共下水道幹線管渠の設置に関する協議についてであります。

現在、国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトによる阿武隈川上流遊水地群整備に伴い、本町の三城目農業集落排水区域について、汚水処理事業の広域化・共同化事業として流域関連公共下水道を整備するため、関係機関等と事前協議、検討を進めております。

流域関連公共下水道の整備につきましては、国の遊水地整備事業及び県の関連事業と調整しながら一体的に整備を進める事業であり、道路管理者や河川管理者等、複数の関係機関との調整や協議を要するため、矢吹町及び関連する鏡石町が単体で整備を進めることは時間的、人力的、事業内容的に困難なことから、下水道法第3条第2項の規定に基づき、2町に代わり福島県が測量設計及び工事等に関する事務を行うことについて協議に応じるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億2,761万7,000円を追加し、総額を87億6,767万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税9,320万3,000円、国庫支出金9,562万7,000円、繰越金7,534万3,000円をそれぞれ増額し、繰入金を2,059万2,000円減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を基金への積立金等により2億5,349万3,000円の増額、衛生費を予防接種事業等により3,811万2,000円の増額、農林水産業費を強い農業づくり推進事業等によりまして1,801万6,000円増額するものであります。

次に、議案第40号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ722万5,000円を追加し、総額を16億1,768万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金722万5,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費165万9,000円、保険給付費582万1,000円、諸支出金3,000円を増額し、国民健康保険事業費納付金25万8,000円を減額するものであります。

次に、議案第41号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ555万3,000円を追加し、総額を16億3,810万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金1,349万円を増額し、繰入金793万7,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、基金積立金555万3,000円を増額するものであります。

次に、認定第1号 令和5年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和5年度矢吹町一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

我が国の経済は、個人消費や好調な企業収益を背景として設備投資が持ち直すなど、内需を中心に緩やかな回復を続けてきました。令和5年5月には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、経済が自立的に循環する環境が整いました。

こうした環境の下、世界的な物価上昇は、輸入物価の上昇を通じて、我が国の消費者物価にも波及しました。また、2023年の春闘は30年ぶりの高い伸びとなり、今後は、持続的な賃金の上昇や賃金と物価の好循環、ひいては所得増を生み出す成長と分配の好循環を軸として、デフレに逆戻りすることのない経済環境が整っていくことが期待されております。

また、政府は、企業による投資意欲が高まり、需給ギャップのマイナスも解消に向かうなど、マクロ経済環境そのものが変わりつつあるとしております。

このことから、労働の面においては、成長分野への労働移動、リスクリングによる能力向上、資本の面からは、重点分野での研究開発投資など、持続的な成長に結びつけていくことが重要とされております。

さらに、少子化傾向も続き、経済のみならず社会全体に関わる問題であることから、こども未来戦略方針に基づき、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全ての子供、子育て世帯を切れ目なく支援するという考え方の下、対応を加速していくこととしております。

こうした状況の中、本町におきましては、令和5年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の後期基本計画の最終年として、計画に位置づけた重点プロジェクト及び事務事業の確実な推進を図り、各種事業に取り組みしました。

一般会計の決算状況は、歳入面におきましては、町税が固定資産税の増加により6.4%増、地方特例交付金が新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増により80.7%の増、地方交付税が普通交付税の増により0.6%増、寄附金が企業版ふるさと納税の増により74.1%増、繰入金が地域福祉基金等の増により1.2%増、町債が臨時財政対策債等の減により11.9%の減となりました。

歳出面におきましては、民生費が善郷小学校児童クラブ建設事業完了等によりまして8.6%の減、労働費がシルバー人材センター運営補助金の増により31.6%の増、商工費が商品券交付事業等の完了によりまして36.1%の減、土木費が主要町道道路整備事業等の減により9.2%の減、災害復旧費が令和4年福島県沖地震に係る災害復旧費の減により97.9%の減となりました。

なお、令和5年度の決算収支は、歳入が85億4,291万4,000円、歳出が82億9,779万9,000円となりまして、差引き2億4,511万5,000円の黒字決算となりました。

今後の町政運営に当たりましては、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、第7次矢吹町まちづくり総合計画の着実な実現と、持続可能な矢吹町の実現に向け、協働のまちづくりを進め、住民福祉サービスの向上と財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、認定第2号 令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和5年度における決算額は、前年度対比で歳入3.2%の減額、歳出2.7%の減額となりました。団塊世代の高齢者が75歳を迎えまして、後期高齢者医療への加入が増加傾向にあるということから、令和5年度末の被保険者数は前年度末と比較して153人減の3,473人となっております。それに伴い、被保険者の主な医療費である療養給付費については、前年度対比で3.7%の減額となりました。

予防事業では、特定健診や人間ドックをはじめとする各種検診の実施や、広報やぶきや保険証更新時の同封パンフレットへの記事掲載により、病気の早期発見、早期治療に係る広報啓発を実施いたしました。また、保健事業では、メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導を行うなど、生活習慣病の発症や重症化予防のための取組を実施しました。

現在の国民健康保険制度は、福島県が財政運営の主体となり、町は資格管理、保険給付、国民健康保険税の賦課徴収及び保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業運営を担う役割分担により事業を実施しております。

なお、令和5年度の決算収支は、歳入が15億8,762万2,000円、歳出が15億8,039万6,000円、差引きで722万6,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 令和5年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和5年度矢吹町土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

町が宅地分譲を行い設置した公園及び緑地において、定期的な巡回点検等の維持管理を行いました。

なお、令和5年度の決算収支は、歳入37万4,000円、歳出ゼロ、差引き37万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和5年度矢吹町介護保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画最終年度としての事業運営を行いました。保険料につきましては第7期から据置き、基準年額第5段階6万5,900円として、現年度分の収納率は99.8%となりました。

保険給付につきましては、給付費総額が前年度より2.6%の伸びとなりました。給付費総額の内訳は、居宅サービス給付費38.89%、地域密着型サービス給付費13.92%、施設サービス給付費40.21%、その他6.98%となり、施設サービス給付費の割合が増加しております。

要介護認定状況につきましては、65歳以上の高齢者の15.3%が認定を受けておりまして、前年度より認定率が0.2%減少しております。

なお、令和5年度の決算収支は、歳入が16億1,706万6,000円、歳出16億357万4,000円、差引きで1,349万2,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号 令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和5年度における決算額は、前年度対比で歳入4.9%の増額、歳出5.5%の増額となりました。団塊世代の

高齢者が75歳を迎え、後期高齢者医療への加入が増加傾向にあるということから、令和5年度末の被保険者数は前年度末と比較して44人増加の2,731人となっております。

少子高齢化が進展する中、現役世代の負担上昇を抑えながら全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することを目的に、令和4年10月1日から、現役並み所得者を除く一定以上の所得がある被保険者の医療費窓口負担割合が1割から2割に変更されておりまして、令和5年度の保険証更新時には377人の被保険者がこの割合変更の対象となりました。

後期高齢者医療制度は、福島県内の全ての市町村が加入する福島県後期高齢者医療広域連合が保険者となって主体的に制度を運営し、町は被保険者証の窓口交付や保険料の徴収、各種届出や申請の受付などの窓口業務を担っております。

なお、令和5年度の決算収支は、歳入2億412万5,000円、歳出2億397万1,000円、差引きで15万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 令和5年度矢吹町水道事業会計決算認定についてであります。

令和5年度矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和5年度の給水戸数は5,133戸で、前年度に比べ31戸、率にして0.60%減少いたしました。また、給水人口は1万5,748人で、前年度に比べ96人、率にして0.61%減少しております。

水道利用状況につきましては、年間配水量181万7,386立方メートル、年間給水量は154万7,375立方メートルでありました。

次に、収益的収支につきましては、収入総額は税抜きで3億9,194万7,310円となり、前年度に比べ218万8,992円、率にして0.56%減少いたしました。主に水道使用料金及び一般会計からの繰入額の減少によるものであります。

また、支出総額は税抜きで3億7,943万641円となりまして、前年度に比べ1,015万3,274円、率にして2.61%減少しました。主な要因は、企業債利息償還金や不納欠損による貸倒引当金の減少によるものであります。

この結果、収支差引き額1,251万6,669円が当年度純利益となりました。

次に、資本的収支につきましては、収入総額が税込みで5,751万5,000円に対して、支出総額は、建設改良による配水管新設・更新工事を行い、税込みで1億4,004万4,320円となり、8,252万9,320円の収支不足額が生じましたが、これについては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

なお、水道事業につきましては、配水管新設工事を実施するなど効率的な整備を行い、安全・安心な水道水を安定的に供給するために努めてまいりました。

次に、認定第7号 令和5年度矢吹町下水道事業会計決算認定についてであります。

令和5年度矢吹町下水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

公共下水道事業につきましては、令和5年度は主な工事として前年度に下水道工事を行った滝八幡地内において道路舗装本復旧工事を実施いたしました。また、接続率の向上及び整備区域の拡大を図るため、新町地内及び北浦地内において下水道管路埋設工事を実施いたしました。さらに、鍋内地内において老朽化したマンホールポンプ1基の更新工事を実施しました。

農業集落排水事業につきましては、令和５年度は５か所の処理場及び１２か所の中継ポンプの維持管理業務委託により施設の機能保全を図りました。

次に、公共下水道受益地における接続件数は４,５１３件となり、前年度に比べ３３件、率にして０.７４％増加し、接続率は８２.５％となりました。

また、年間総処理場流入量は１２８万２,１１３立方メートルとなり、前年度に比べ６,０３８立方メートル、率にして０.４７％増加いたしました。

年間総有収水量は８３万４,７３２立方メートルとなり、前年度に比べ１万９,２４４立方メートル、率にして２.３６％増加いたしました。

大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区における農業集落排水の接続件数は６３５件となり、前年度に比べて１４件、率にして１.７６％増加し、接続率は８４.０％となりました。

次に、収益的収支につきましては、収入総額は税抜きで６億６,５３１万５,００３円となり、主な内容は、公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料１億５,５４７万５,１３０円や他会計補助金３億２,１８５万７,０００円であります。

また、支出総額は税抜きで５億８,９６６万６,１１２円となり、主な内容は、管渠費６,９８８万２,４６６円、処理場費２,２８４万３,２０８円であります。

この結果、収支差引き額７,５６５万４,３９１円が当年度の純利益となりました。

次に、資本的収支につきましては、収入総額が税込みで２億６,７０５万４,９００円に対して、支出総額は税込みで４億８,７４６万９,００７円となり、２億２,０４１万４,１０７円の収支不足額が生じましたが、これについては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

なお、下水道事業につきましては、公共下水道区域、農業集落排水処理区域、浄化槽区域において生活排水の処理を行い、居住環境の向上と自然環境の保全に努めてまいりました。

以上、長くなりましたが、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前１１時０５分）

令和6年第444回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和6年9月9日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	梅	宮	美和子	君	2 番	小	島	紀	子	君
3 番	芳	賀	慎也	君	4 番	関	根	貴	将	君
5 番	高	久	美秋	君	6 番	鈴	木	浩	一	君
7 番	富	永	創造	君	8 番	三	村	正	一	君
9 番	鈴	木	隆司	君	10 番	青	山	英	樹	君
12 番	角	田	秀明	君	13 番	堀	井	成	人	君
14 番	藤	井	源喜	君						

欠席議員（1名）

11 番 熊 田 宏 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭 田 泰 昭 君	副 町 長	鈴 木 一 史 君
教 育 長	大 杉 和 規 君	総 務 課 長	正 木 孝 也 君
企画・デジタル推進課長	国 井 淳 一 君	まちづくり推進課長	神 山 義 久 君
会計管理者兼総合窓口課長	佐 藤 浩 彦 君	税 務 課 長	小 磯 剛 君
保健福祉課長	山 野 辺 幸 徳 君	農業振興課長兼農業委員会事務局 長	鈴 木 辰 美 君
商工観光課長	柏 村 秀 一 君	都市整備課長	有 松 泰 史 君

上下水道課長	西	山	貴	夫	君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿	部	正	人	君
教育次長兼 教育振興課長	佐	藤		豊	君	生涯学習課長	渡	辺	憲	二	君
子育て支援 課長	小	棕		勲	君						

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏	家	康	孝	次	長	鈴	木	直	人
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、熊田宏議員より、体調不良のため本日は欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認させていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了前に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中でであっても質問は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることであります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 芳 賀 慎 也 君

○議長（藤井源喜君） 通告1番、3番、芳賀慎也議員の一般質問を許します。

3番。

〔3番 芳賀慎也君登壇〕

○3番（芳賀慎也君） 議場の皆様、おはようございます。傍聴にお越しの皆様、お忙しい中、誠にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

大項目で2点の質問をさせていただきます。

それでは、1番目の質問をさせていただきます。

公共下水道への接続についてでございます。

質問しようとする背景や経緯、課題についてですが、国の阿武隈治水対策プロジェクトによる阿武隈川上流遊水地群整備に伴い、三城目農業集落排水処理区の公共下水道への接続について説明がなされました。

全国的に農業集落排水事業は、区域内の人口減少や施設の老朽化等により、収入減少や維持管理費の増大が今後見込まれ、大きな課題となっております。

国では、施設の統廃合や農業集落排水の公共下水道への編入等による広域化・共同化の取組を推進しており

ます。

効率的で持続可能な施設運営を図るために、三城目農業集落排水処理区をはじめとした本町の農業集落排水事業について、今後の在り方及び広域化・共同化の取組を伺います。

質問事項3つさせていただきます。

1つ目です。三城目農業集落排水処理区について、公共下水道に接続する考えに至った経緯を伺います。

2つ目でございます。三城目農業集落排水処理区の公共下水道整備について、今後の取組やそのスケジュールは、どのように進められているのかをお伺いします。

3つ目でございます。三城目農業集落排水処理区以外の処理区における今後の在り方について、どのような方針を考えているのかをお伺いいたします。

それでは、大項目の2点目の質問をさせていただきます。

認知症高齢者施策についてでございます。

質問しようとする背景や経緯、課題についてです。人口構造の変化により、様々な問題が発生すると懸念される2025年問題。日本の人口は2010年を境に減少を続けており、2025年には約800万人いる全ての団塊の世代、1947年から1949年生まれの方が後期高齢者、75歳以上を迎えることになることで、国民の5人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えます。また、認知症の有病率も年齢とともに急峻に高まることが知られており、65歳以上の5.4人に1人程度が認知症になるとの予測もされております。

認知症の方々が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための認知症基本法が厚生労働省より令和6年1月に施行されております。

本町では第10次矢吹町高齢者保健福祉計画・矢吹町第9期介護保険事業計画が策定され、重点的に取り組む課題の中に認知症施策の推進が挙げられております。

人生100年時代を意識しながら、安心して暮らせる地域をつくるために、認知症の方々への支援、また認知症予防対策は重要な課題であると考えております。

そこで、3つ質問させていただきます。

1つ目です。本町の認知症高齢者の人数をお伺いします。

2つ目、現在、町で取り組んでいる主な認知症施策についてお伺いいたします。

認知症を予防するというのが、これからとても重要であると考えておりますが、認知症予防についての町の取組についてお伺いをいたします。

以上、大項目2点についての答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴に来ていただいている皆様、本当にありがとうございます。励みになります。

それでは、3番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、三城目農業集落排水処理区の公共下水道に接続する考えに至った経緯についてのおただしでありま

す。

現在、本町の農業集落排水事業は、大和久処理区、本村処理区、三城目処理区、寺内処理区、松倉処理区の5つの地域において生活排水の処理を行い、居住環境の向上と自然環境の保全に努めております。

また、令和4年4月からは、公共下水道事業を含め矢吹町下水道事業として、地方公営企業法を適用した公営企業会計に移行し、事業運営に取り組んでいるところであります。

議員ご指摘のとおり、今後、農業集落排水事業においては、区域内人口の減少による使用料収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新費用及び維持管理費の増大、集中豪雨や地震等の自然災害への対策等、多くの課題が想定され、事業運営が厳しくなることが予想されております。

これらを踏まえ、これら全国的な課題ですね、国では施設の統廃合や農業集落排水を公共下水道へ編入する等の広域化・共同化の取組を推進しており、本町においても、将来的には可能な限り農業集落排水の処理場を廃止し、公共下水道へ編入することで接続可能な事業運営の推進を検討しているところであります。

今般、国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトによる阿武隈川上流遊水地群整備に伴いまして、三城目農業集落排水処理区の処理施設の再構築について検討が必要となったことにより、本町では、遊水地群、先ほどの阿武隈川の遊水地群ですね、整備を契機として、農業集落排水・公共下水道の枠にとらわれず、さらには自治体の枠を超えた広域化・共同化に取り組む好機と捉え、公共下水道への接続について関係機関等と事前協議を行い、検討を重ねてまいりました。

また、整備費に維持管理費を含めた概算事業費の試算を行い、現在の処理場を継続使用する場合、次に、町単独で公共下水道へ接続する場合、また遊水地群整備に伴い鏡石町との2町で公共下水道へ接続する場合の以上3通りにおける町負担見込額を算出し比較検討を行いました。

それぞれの見込額は、今の順番で10億1,000万円、次に9億4,000万円、そして最後に4億円と非常に大きな額になります。遊水地群整備に伴い鏡石町との2町で接続する場合が、2町で事業費を負担するため、町負担額を最も抑制する、少なくすることができ、ほかの2通りの見込額と比較すると、それぞれ6億1,000万円程度、そして次に5億4,000万円程度の軽減、コスト負担が軽くなると見込まれることから、概算事業費の面からも大きなメリットをもたらすものと考えております。

なお、現時点ではありますが、概算費4億円のうち、整備費については3億1,000万円を見込んでおりまして、財源内訳として、国からの交付金1億5,500万円、そして企業債1億3,950万円、下水道事業会計留保資金1,550万円を想定しております。

これまで、三城目農業集落排水処理区については、ほかの4処理区と比較すると、町北東部に位置し、公共下水道区域や、他の農業集落排水処理区から遠方にあるため、公共下水道接続に要する事業費が増大となることが見込まれ、財政状況等を考慮し、公共下水道への編入については、慎重に検討する必要があると思料しておりましたが、関係機関等との事前協議や概算事業費の比較検討等を総合的に勘案した結果、遊水地群整備を契機として、鏡石町を経由する公共下水道整備を行うことにより、効率的で持続可能な事業運営を推進できる機会であると、チャンスであるとの考えに至りましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、三城目農業集落排水処理区の公共下水道整備に係る今後の取組やそのスケジュールについてのおただしであります。

三城目農業集落排水処理区の公共下水道接続の整備につきましては、国の遊水地群整備事業及び福島県の関連事業と調整を行いながら一体的に整備を進める必要があり、関係機関との調整や協議を要するため、矢吹町及び関連する鏡石町がそれぞれ単独で整備を進めることは時間的、人員的、事業内容的にも困難であることが想定されます。

このことから、当該事業につきましては、福島県が2町より委託を受けて測量設計及び工事等を行う、福島県にやってもらおうと、委託するということですね、手法にて取り組むことを検討してまいりました。

本定例会において、下水道法第3条第2項の規定に基づき、議案第38号 福島県と矢吹町との阿武隈川上流域下水道県中処理区内の流域関連公共下水道幹線管渠の設置に関する協議についてを上程しております。議決を経た後は、福島県及び鏡石町と具体的な公共下水道の整備に向けて協議を進めてまいります。

また、今後の整備に関するスケジュールにつきましては、主なものとして、令和6年度は公共下水道事業計画の変更認可申請及び認可、当該事業に関する覚書及び協定書の締結、次の令和7年度には測量設計、令和8年度及び令和9年度の2か年が本工事の施工、そして令和10年度に公共下水道供用開始を予定しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、三城目農業集落排水処理区以外の処理区における今後の在り方、方針についてのおたしであります。

さきの答弁と一部重複いたしますが、国は、広域化・共同化の取組として施設の統廃合や農業集落排水の公共下水道編入を推進しておりまして、本町におきましても、将来的には可能な限り農業集落排水の処理場を廃止し、公共下水道へ編入することを検討しております。

具体的な取組といたしましては、三城目農業集落排水処理区に先駆けまして、大和久処理区において、令和元年度に公共下水道事業計画の変更認可を行い、現在、令和8年4月の供用開始に向け、公共下水道接続工事を施工しているところであります。

また、残りの本村処理区、寺内処理区、松倉処理の3処理区につきましても、公共下水道区域に直接または他処理区を経由して接続しやすい環境に位置していることから、将来的には全ての処理区を公共下水道へ編入することを視野に入れまして、接続可能な事業運営を推進していくため、計画的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、認知症高齢者施策についてのおたしであります。認知症高齢者の人数につきましては、令和5年8月末時点では555名であり、65歳以上の被保険者5,306名に占める割合は10.5%、介護保険サービス受給者の67.2%でありましたが、令和6年8月末時点では542名であり、65歳以上の被保険者5,313名に対する割合は10.2%、介護保険サービス受給者の66.4%となっております。

前年同月比といたしましては、ほぼ横ばいですが、全国的には65歳以上の認知症患者数は、2025年には約675万人、2030年には約744万人になると大幅な増加が予想されており、本町におきましても同様に増加することが見込まれております。

今後も団塊の世代が75歳以上となる2025年問題、団塊ジュニア、その子供さん方ですね、ジュニア世代が65歳以上となる2040年問題を念頭に、本町における認知症高齢者数の推移、傾向について注視し、高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立して生活し続けられるよう支援する地域包括ケアシステムの深化を目指して、認知症施策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町で取り組んでいる主な認知症施策についてのおたかしであります。

認知症の方やそのご家族が尊厳を持って暮らしていけるよう、認知症に対する正しい理解を広め、認知症の方、在宅で介護に当たるご家族の支援者を増やしていくことを目的として、平成20年度から町内の中学生や医療機関職員等を対象に、認知症サポーター養成講座を開催しておりまして、毎年200名程度の参加をいただいております。

令和6年8月末現在で3,230名が講座を受講しており、今後は養成講座の講師役であるキャラバンメートについても計画的に増員し、サポーターの拡充につなげてまいります。

また、認知症が疑われる方や認知症の症状があっても適切な医療、介護を受けられていない方につきましては、ご家族、ケアマネジャー等からの相談を受け、認知症の早期診断、早期対応のため、専門医、保健師、社会福祉士などの多職種の、多くの職種という意味ですね、の医療と福祉の専門スタッフによる集中的な支援を行う認知症初期集中支援チームを西郷村さん、泉崎村さん、中島村さん及び本町が合同で設置し、福島県立ふくしま医療センターこころの杜との連携の下、運用しております。今後も増加が見込まれる認知症の方とご家族を支援するため、活動内容や相談窓口の周知を図ってまいります。

さらに、認知症の方ご本人やそのご家族、認知症に関心のある方が参加可能なみんなのカフェを偶数月の第2木曜日に福祉会館で開催しております。地域包括支援センター職員やボランティアの方がスタッフとして対応しておりまして、介護相談にも応じております。参加者は介護者である家族が多く、介護の悩み等を聞いてもらおうと気が晴れると毎回参加される方もおります。

また、介護施設入所者が外出の機会として職員と一緒に参加するなど、介護・医療職員同士の情報交換の場ともなっております。

その他、認知症による徘徊者または徘徊のおそれがある方を見守るための事業として、矢吹町徘徊高齢者等見守りネットワーク事業があります。

この事業は、利用を希望するご家族や支援者と、協力可能な事業者、個人に登録をしていただき、見守りネットワークを形成する事業であります。登録した高齢者等が行方不明となった場合、協力事業者等に対し、行方不明者に関する情報、行方不明時の状況等が電子メール等により配信され、協力事業者等が行方不明者を発見した場合は、声かけ等の対応を適切に行った上で、速やかに警察署に連絡する仕組みとなっております。

次に、新しい取組といたしましては、認知症状の初期段階から認知症の方を支えるため、国から市町村に対し、チームオレンジの取組を求められております。現在、令和7年度中の立ち上げに向けて、関係機関と協議、調整を行っております。チームオレンジとは、町が配置するコーディネーターが、認知症の方の悩みやご家族の生活支援ニーズを認知症サポーターを中心とした支援者へつなげるものであり、認知症の方も加わった、地域で安心して暮らすためのネットワークを形成し、心理面や生活面の支援を行うことを目的としております。

今後も認知症に関する啓発や事業を推進し、高齢者が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、認知症予防の取組についてのおたかしであります。

認知症の予防には、社会活動に参加し、他者とコミュニケーションを取ることが効果的であると捉えております。このため、本町では、介護保険制度の生活支援体制整備事業として、他者とのコミュニケーションを取

り、脳を活性化させることによる認知症予防を目的の一つとして、健康麻雀教室を令和元年度より開催しております。現在は健康麻雀サロンとして、参加者が自主的に運営し、週2回開催しております。メンバーは47名、1回の参加人数は平均15名となっており、近隣町村の健康麻雀サロンとの交流戦が行われるなど活発に活動しております。

なお、地区の集会所などで行われます高齢者の交流会いきいきサロンでは、毎年、介護予防講座を開催し、一般介護予防事業として講師を派遣しておりまして、来年度以降、認知症予防に関する講座の開催についても検討してまいります。

加えて、様々な活動への参加が容易となるよう、行き活きタクシー利用料金助成事業やコミュニティバスの実証実験運行を実施しておりまして、やはり高齢者の移動手段、足の確保が非常に重要であります。このことが高齢者の生きがいや健康の維持、ひいては認知症の予防に貢献している。こういった様々な高齢者の活動、こういったことを支えるということは大変大事なのではないかというふうに考えております。

認知症施策につきましては、令和6年1月1日に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが目的とされております。

本町では、この共生社会の実現と、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自立した生活を継続していく、そのための取組について、第10次矢吹町高齢者保健福祉計画・矢吹町第9期介護保険事業計画を令和6年3月に策定しております。

この計画の策定に当たり実施した在宅介護実態調査等によりまして、把握した町民ニーズや各種介護保険サービスの実績データを活用し、関係機関と連携しながら、本町の認知症施策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

失礼しました。ちょっと言い間違いがあったようです。

農業集落排水のところの、ナンバーツリーのところで公共下水道の接続について、14行目、ここをちょっと言いますと、公共下水道の接続についての答弁のところを「持続可能な」と答弁すべきところを「接続可能な」というふうに答弁してしまったようです。正しくは「持続可能な事業運営」でありますので、訂正いたします。

それから、公共下水道のところの1の③のナンバーツリーのところで、これまた「持続可能な事業運営」のところを「接続可能な」と読んだのかな、すみません。ちょっと眼鏡の調子悪いですね。失礼いたしました。

「持続可能な」と「接続可能な」というふうに、そこはちょっと言い間違えているようですので、大変失礼しました。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也君） 答弁ありがとうございました。

まず、三城目遊水地のほうの公共下水道についてのほうの再質問をさせていただきます。

先日の全員協議会のほうで説明がありましたが、2月26、27日に三城目農業集落排水処理区の住民説明会を実施されているということですが、その中でどのような質疑があったかをお伺いします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

西山上下水道課長。

〔上下水道課長 西山貴夫君登壇〕

○上下水道課長（西山貴夫君） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

住民説明会においてどのような質問があったかとおたかしであります、生活に直結する下水道料金につきまして質問がありました。

農業集落排水については、人員割により料金を算出しています。下水道料金については、重量割により料金を算出していることから、公共下水道に編入した場合は、料金体系が異なることで、水道の使用量によって料金が変わって変動が生じるということで説明をしております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也君） 今、質疑があったという、料金のところでというところの話でしたが、一部の方々から料金が上がるのではないかと、ちょっと懸念されている方もいると思うんですが、そこについてはどのような説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

西山上下水道課長。

〔上下水道課長 西山貴夫君登壇〕

○上下水道課長（西山貴夫君） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

三城目の料金の体系についての再質問だと思います。

三城目の平均的な世帯でいいますと、3人世帯で40立米を2か月で使用している場合が平均的な数量になってきますので、下水道料金で算出した場合は5,900円程度、農業集落排水の人員割で算出した場合は7,300円程度となりますが、もちろん世帯の使用状況等によって変わってきますが、おおむねそのような金額になるということで説明させていただいております。

以上でございます。

すみません、2か月当たりで公共下水道が5,900円程度、農業集落排水が7,300円程度になることとなります。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

今、説明ありましたように一般的に3名家族で40立米程度の、一般的な使い方をする下水道の場合が2か月で5,900円、農業集落排水だと7,300円というところで、そういうところで、一般的な使い方をする安くなるよというところで、説明だったと思います。ありがとうございます。

今回、議案第38号 福島県と矢吹町との阿武隈川上流流域下水道県中処理区内の流域関連公共下水道幹線管渠の設置に関する協議についてのところでも上程されております。

先ほど町長答弁からもありましたとおり、概算事業費の面からも大きなメリットをもたらすとの答弁をいただいております。持続可能な事業運営の推進というところを目指して公共下水への接続というところを理解いたしました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、認知症高齢者施策のほうへの再質問のほうをさせていただきます。

答弁のほうからですが、2番目の町で取り組んでいる主な認知症施策についてというところの答弁の中で、今、様々な、矢吹町も施策のほう対応されている認知症サポーター養成講座であったり、認知症初期集中支援チームであったり、みんなのカフェ、あとは矢吹町徘徊高齢者等の見守り等ネットワークの事業と説明があって、新しい取組として、認知症症状の初期段階から認知症の方を支えるためのチームオレンジという取組が始まる、立ち上がったと聞いておりますが、答弁のありました町が配置するコーディネーター、チームオレンジとは、町が配置するコーディネーターが認知症の方の悩みや家族の生活支援ニーズを認知症サポーターを中心とした支援者につなげるものであり、認知症の方も加わった地域で安心して暮らせるためのネットワークを形成して心理面、生活面の支援を行うという答弁がありました。

ここで1点質問なんです、町が配置するコーディネーターという方は、今、何名おられますでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

現在、チームオレンジの立ち上げに向けて、令和7年、調整しているところでございますが、今、想定している町が配置するコーディネーターについては、包括支援センターの職員であったり、保健師というところで検討しております。

すみません、再質問にお答えします。

人数については、現在のところ検討しているところでございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

チームオレンジについて、今、立ち上げの段階であるというところで、コーディネーターの方を何名とまだ決まっていないというところですが、できるだけ多くのコーディネーターさんの方を配置していただいて、より多くの方に認知症についての理解を広めていただけるよう、お願いしたいと思います。

それで、認知症高齢者施策について、現在の矢吹町、認知症の人数の方をお伺いしたところ、昨年からの横ばい、昨年だったか2年前だったか、同僚議員も同じような矢吹町の高齢者の人数について伺ってしまして、今回改めてこの高齢者施策について質問する中で、1点目の質問としては、やっぱり現在の人数、逆に1年前、2年前から今現在どのぐらい増えているのか減っているのか横ばいなのか。確認したところ横ばいであると、

令和5年8月時点では555名、令和6年8月末時点で542名という答弁でございました。

ほぼ横ばいというところなんです、実際、先ほど2025年問題で後期高齢者がかなり増えてくるというところから、私のほうの質問のほうでも、65歳以上の5.4人に1名程度が認知症になるとの予測というところから、高齢者が増えることにしたがって、よって、認知症の方も増えてくるのは間違いないと見ております。

認知症高齢者の数というのは多分これは、病院で認知症ですよと診断されている方がこの人数だと思うんです。ただ私がちょっと懸念しているのは初期、認知症にも段階がありまして、初期認知症、中期認知症、後期認知症。その初期認知症になるちょっと前の段階の方、軽度認知障害みたいな方が正直いっぱいいるのではないかな。

やはりこれから、その辺の認知症の方をしっかりと町で支えていかなければならないというところで、共生社会というような言葉も今ありますけれども、家族さん、認知症の方々を見守る家族さんはもとより、地域、社会共生、町もちろんそうですけれども、そういったところで、認知症への理解という部分をしっかりと、家族さん、地域、町もちろん、みんなで支えていく、認知症の方々の尊厳をしっかりと守りながら、支援していくというところが非常に大切なかなと思っております。

簡単にちょっと認知症の中身、簡単にですけれども、認知症のほうの症状では大きく4つの症状が、大きくですけれども、1つ目がアルツハイマー、よく皆さん聞かれる。アルツハイマーというのは、認知症にかかる方の約6割から7割の方が大体アルツハイマーである。あと、脳血管性認知症ですかね、この方々が約20%。レビー小体型認知症と、あと前頭側頭型認知症の、大きくですけれども、まだ細かいのもありますけれども4種類の認知症。

このアルツハイマー型、レビー小体型、脳血管型、前頭側頭型、それぞれ認知症の症状、特性みたいなもの違うんですね。特に、一番多いアルツハイマー型の方々ですと、物忘れであったりとか、中核症状としては記憶障害の物忘れ、あと見当識障害、簡単に言うと日にちを忘れたりとか、そういったところの見当識障害。あと、実行機能障害、ふだんできていることが突然できなくなる。料理を作っていたのに、料理の仕方がぱっと分からなくなったりとか、あと理解力、判断力の障害ですね、信号が赤なのに急に渡ってしまう。そのときの状況判断ができなくてというようなことであったりですね、大きくはそのぐらい。もういろいろあると、性格が変わるであるとか、感情の変化、鬱のような症状が発症したりとか、それは人によって、100人いれば100通りの何か症状が違うんです。

だからこそ、そういった理解を家族さんであったりとか地域の方、町もちろんしっかりと分かった上で対応していくことで、ちょっとずつ認知症の方々。認知症に対する根本的な治療法や予防法は、特段、今、現時点では見つかっていないんですけれども、認知症の前段階、軽度認知障害の方に対しては、早期発見、早期対策をすることを、今、現代の医学、医療で回復の見込み、治ることはちょっと難しいかもしれないんですけれども、進行を遅らせることは可能です。

なので、その辺の、今、先ほど答弁等にありましたように矢吹町の認知症施策、いろいろやられていると思うんですけれども、そういったところを家族さんとか地域の方に知っていただくことがとても重要であるなというところで、町の、今、結局、家族さんが、家族のお父さん、お母さんがそういう症状が出ているのを感じなくて、どんどん手後れではないですけれども、ちょっと病院への診断が遅れるという方々も増えてくると

思うんで、町で今、施策のほう、いろいろやっていますので、その辺の活動内容や相談窓口の周知を図る、この周知というのをどうやって図っていくのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

いろいろ施策はたくさんあると思うですけども、それを町の方に周知して来ていただかないと、このいろんな施策に結びつかないと思うんで、そこら辺の周知のほうは、今、町はどのように考えておりますか、お聞きします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

質問になられた介護予防というところで、いきいきサロン等、これから認知症を遅らせるトレーニング、とどまらせるというところも充実していきながら、そうした認知症に対する理解というところでは、介護保険サービスの関係事業者を中心に周知してまいりたいと思いますので、ご理解お願いしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也君） 周知という部分は、非常にいろんな町民の方に知っていただくため、それこそ広報であったりとか、いろんな包括支援センターの協力と関連関係事業者ですね、会田病院さんもそうですし、いろんなそういうところに、周知、町のほうで呼びかけを広めて、広げていかないと、というところですね。

認知症にならないための習慣みたいなもの、食生活であったりとか、例えば脳をしっかり使うような、先ほど認知症予防をすることがとても重要であるというところの質問で、町のほうでも健康麻雀サロンであったり、いきいきサロンであったり、そういった事業を積極的に町の方に参加していただくと。やっぱり家でこたつに座って、ぼうっとテレビを見ているだけでは認知症というのはすごい、認知症もろもろも進んでいくのが早いので、やっぱり脳を使うような動きとか体を動かすこと、地域、保健福祉センターで何か行事やりますといっても、なかなか町の方は遠くて来られないという方は、地区の集会所で行われている高齢者の交流会のいきいきサロン、近所の公民館ですよね、要は。なので、こういったいきいきサロンを活性化するとかいうのも非常に重要であるのかなと。

外に出られない人に関しては、家の中でも体を動かす運動であったりとか、何か言葉を発するような何か、脳を使うような何かそういった、対応というか、町のほうで取組の活性化につなげていただければなと思っております。

以上で、再質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） 以上で、3番、芳賀慎也議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時です。

（午前10時49分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

◇ 小 島 紀 子 君

○議長（藤井源喜君） 通告2番、2番、小島紀子議員の一般質問を許します。

2番。

〔2番 小島紀子君登壇〕

○2番（小島紀子君） 議会の皆様、傍聴席の皆様、本日はご参集いただきありがとうございます。

6月議会に引き続き、9月議会でも質問させていただきます。

質問内容は3つあります。

まず第1に、矢吹町の防災について。

2011年の東日本大震災では、我が家ほか、自分ちはお店をやっているんですけども、お店と自宅、あと須賀川にもお店を持っていましたので、お店と借りていた自宅、計4戸を震災で全壊いたしました。

矢吹に戻ってきまして、飲み水、ブルーシート、文房具などを配給していただきました。特に水が、ともかく、どこでもそうだと思うんですけども、上下水道が駄目になってしまって、お水を特に配給していただいて大変助かりました。あと、自分ちには本当にひどかったものですから、ブルーシートで応急処置をしたんですけども、そのブルーシートであるとか、それで皆様に助けていただきました。

その中でも印象に残ったのは、若いご両親が粉ミルクを配給していただいている光景を目の当たりにしまして、何かあったらともかく役場へ行けばいいんだということが分かって、ほっと一安心しました。

町職員の皆様の対応もとてもよくって、とても大変お世話になりました。ありがとうございます。

3.11大震災以降も毎年のように自然災害が日本列島を襲っています。特に今年は、元旦からの能登半島地震に始まって猛暑、台風、大水害が連日ニュースとなって、また8月8日には、宮崎県で発生した震度6弱の地震を受けて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が1週間発令されました。

体育館、公民館など、発災時初期の一次避難場所への安全、迅速な誘導が重要かと思われます。

近年、避難場所としての防災公園が注目されます。防災公園はなぜ注目したかということ、須賀川にご縁がありまして、須賀川によく行くことがあるんですけども、いつも利用させていただいています山寺池公園の中にフレイル予防の大人の遊具もあるんですけども、そこに、マンホールトイレ、マンホールをちゃんと見ますと、マンホールトイレと、普通のトイレではないというのが分かりました。それから調べてみようと思い始めました。

それで、防災公園というものが注目されています。備蓄倉庫、マンホールトイレ、揚水ポンプなどを有し、発災時に炊き出しなどもできます。須賀川では3.11以降、大黒池防災公園が造られました。大黒町の交差点にある大きい公園になりますが、そこには、ヘリポートも完備されております。

1番としての質問として、町民の危険意識を高める施策や備蓄倉庫保管場所数、その備蓄内容内訳、備蓄品の賞味期限点検頻度など、3.11大震災発生時の教訓と併せてお尋ねいたします。

2番として、避難場所、物資手渡し時に、矢吹ではないですけども、昨今、新聞等でお聞きますので、矢吹についてもお尋ねしますが、セクハラであったりとか暴言などがあると耳にします。担当職員、特に女性

の担当職員の配置、人数、手渡し方法をどのようにしているのかなどについてお尋ねいたします。

3番として、町が管理している公園数と、その中に備蓄倉庫やマンホールトイレなどが設置された一時避難場所になるような公園はあるのでしょうか、ないのでしょうか。あれば、そのような公園の必要性をどのように考えているかなどをお伺いいたします。

質問事項2番として、矢吹町在住の外国人の方々へのサービスについてお尋ねいたします。

ふとしたことで、日本語も英語も分からない矢吹町在住のパキスタン人女性たちと知り合うことになりました。今、交流しております。彼女らに日本語を教えてくれないかとの依頼が役場から中央公民館長さんに行き、それで知り合いの方、それに私に連絡があったことで関わることになりました。

知り合いの方は女性ですが、長年、矢吹町に住む外国人の方々に無償で日本語学習のお手伝いをされてきました。ですが、善意だけでボランティアを続けるのは非常に困難である、難しいことから、私は中央公民館長さんも併せてお話をし、矢吹町が主体となってやってほしい、町から講師に謝礼を払うなど、講師の負担を少しでも減らしてくださいと依頼をしました。

日本語教室は、数か月前からKOKOTTOで実際に始まっておりますが、その方の尽力の下、日常会話の学習が順調に進んでいます。

また、彼女たちの学習意欲がとても高く、勉強がはかどっております。しかしながらイスラム圏の方々なので、男性は夫以外の方と、男性とお話することができないなどの制約がありますが、近い将来、彼女たちが近所の方々と普通に簡単な日常会話でもお話ができればいいと思います。

さらに、外国の子供たちが日本人と一緒に授業を受けているときにきちんと理解ができているのか、嫌になっていないか、また彼らへの偏見、差別、いじめなどはないのかとても気にかかります。

それで質問なんです、1番、矢吹町在住の外国人は何人ぐらいいるのでしょうか。出身国、男女比、未就学、就学児童数などもお教えてください。

2番の質問として、日本語が分からないお子さんが、英語も日本語も分からないお子さんが日本人と一緒に勉強をする際、十分な学習がされていますか。彼らへの個別授業はありますか。そのことについてお尋ねいたします。

3番、日本語を知らない外国の方が矢吹町に住むことになった場所、初めて役場に来た場合、職員さんがされている住民サービスをお知らせください。

以上です。

質問事項3番、矢吹町歴史民俗資料館整備検討事業、今回は、学芸員雇用についてお尋ねいたします。

令和6年6月10日、第443回議会定例会一般質問、矢吹町歴史民俗資料館整備検討事業についてをさせていただきました。

その2日後の6月12日に、一般質問発言に係る事実確認ということで以下の説明を文書にて頂きました。

1番、職員採用関係(1)一般行政職を募集し、試験を実施した。専門職(学芸員)としては、募集していません。現状は、当該学芸員が他自治体の文化財専門研究員として兼務しているため、作業が可能である週1日として勤務されております。

同6月議会で同質問の再質問をさせていただきましたときに、仕事量として文書、書籍のクリーニング、封

筒の入替え、目録整理、民俗資料のクリーニング、目録作成、収蔵図書の整理、考古資料や発掘調査資料の洗浄、ネーミング、分類、接合、照合、収納があり、週1回1人では18年かかると試算させていただきました。到底、週1回、1人での作業では完結できる仕事量ではありません。

6月議会において、文化財保護審議会の委員などに協力をいただき、資料の整理などに取り組むことを検討していると教育長からご説明がありましたが、史資料の扱いは学芸員でないと難しいこともあると専門家からお聞きしております。

史資料を公開するに至るまでの道のりは遠く、どうすれば効率よく仕事が進むのか、課題は募ります。

そこで、今回は学芸員に特化してご質問いたしますが、1、学芸員の雇用は必須と考えております。専門職枠で正式に学芸員を採用するお考えはありますか、お尋ねいたします。

2番、否の場合は、その理由と代替案をお知らせください。

以上であります。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、2番、小島議員の質問にお答えいたします。

初めに、町民の危機意識を高める施策についてのおたかしであります。

令和5年10月に大地震や大雨を想定した福島県県南地方総合防災訓練を本町、大池公園で開催いたしました。

この中で災害対策本部設置訓練や消火訓練、応急救護所設置訓練、支援物資輸送訓練、救急・救助訓練など災害を想定した訓練を関係機関と連携して行い、その際には、多くの町民の皆様に参観いただいております。

そのほかにも、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時訓練等を自粛しておりましたが、矢吹町消防団事業として行政区の方々に参加いただき、毎年の春と秋に火災防御訓練を実施し、避難訓練、消火器を使用した初期消火訓練等を徐々に実施しております。

また、町ホームページ及び広報やぶきを用いて、災害時の対応や事前準備の周知を行い、町民の防災意識の高揚を図っているところであります。

次に、備蓄倉庫についてであります。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の際に、数量が的確に把握されていなかったことによる備蓄品の不足や、保管場所が不明瞭であったことなどの反省を踏まえ、平成27年4月に矢吹町災害備蓄倉庫を文化センター駐車場敷地内に1棟建設し、非常時に備え防災用品等の備蓄及び管理を行っております。

備蓄品の内訳についてであります。ブルーシート約1,000枚、木ぐい約900本、発電機6台、緊急用給水袋約600枚、毛布約900枚、非常用食料としてアルファ米約5,000食のほか、衛生用品など全部で168品目を備蓄しております。

これらの備蓄品につきましては、リスト化を図り、毎年8月と12月に数量点検を行うとともに、食料品等の消費期限などの確認を行い、本町において災害等が発生したときに迅速に対応できるよう備えておりますが、他の自治体において災害が発生した場合にも、本町の備蓄品を支援物資として提供しており、本年1月1日に発生した能登半島地震の際には、いち早く備蓄品の中からブルーシートとアルファ米を提供したところであります。

ます。

なお、各種資材、食料品及び日用品等につきましては、大規模災害時に供給を受けるための災害時応援協定を大型店舗等と結んでおりまして、供給不足が生じないよう備えております。

今後も、自助、共助、公助の視点で、災害対策を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、避難場所における担当職員の配置等についてのおたかしであります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、矢吹町地域防災計画に基づき、避難所の運営を行い、日中は、保健師をはじめ女性職員を6名体制で、夜間は、女性職員2名、男性職員2名の4名体制で対応いたしました。

また、物資の配布方法につきましては、机を準備し、品目ごとに仕切りを設け、必要な方がご自身で受け取ることができる方法で対応いたしました。

なお、福島県が策定したふくしま男女共同参画プランにより、避難所の運営に当たっては、女性の参画を促進し、性別によるニーズの違い等に配慮した取組を進めることが求められておりますので、今後とも本町で避難所を開設する際には性別に配慮し、町民の皆様が安心して避難ができる環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、一時避難場所となる公園の必要性についてのおたかしであります。

町が管理している公園は町内に26か所あり、そのうち矢吹町地域防災計画において指定緊急避難場所として定めているのは、大池公園、小松公園、小池公園、ひまわり公園、大林公園、新町公園の6か所です。これらの6か所の公園には、トイレが整備されておりますが、公園は、緊急的に一時避難するための場所であることから、備蓄倉庫やマンホールトイレ等は設置しておりません。

なお、台風や大地震などにより1日以上避難を要する災害が発生した場合の避難先としては、より安心して利用できる保健福祉センターや各小中学校体育館などの12か所を指定避難所として定めており、災害により水道が利用できないような場合には、災害備蓄倉庫内に保管している非常用の簡易トイレ等を配置し、対応することとしております。

また、本年1月1日に発生した能登半島地震では、移動式トイレが環境衛生面において効果的だったと聞いておりますので、今後、導入自治体及び近隣自治体の状況を確認するなど、導入に関する調査検討をしたいと考えております。

本町において災害が発生した場合には、備蓄品を十分に活用しながら、保健福祉センターをはじめとした指定避難所を適切に運営してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町在住の外国人についてのおたかしであります。

本町の令和6年8月末現在の外国人登録者は253世帯、294名であり、1年前の令和5年8月末現在の外国人登録者は216世帯、257名でありますので、37世帯、37名増加しております。

国籍別での登録者数については、多い順に、ベトナム88名、インドネシア56名、フィリピン38名、パキスタン29名、中国21名、タイ19名、ネパール18名、ミャンマー4名、アフガニスタン、ブラジル、台湾がそれぞれ3名、カナダ、インド、韓国、マレーシア、アメリカがそれぞれ2名、イタリア、イギリスがそれぞれ1名と

なっており、男女別では、男性が136名で全体の46.3%、女性が158名で全体の53.7%となっております。

また、未就学児童数につきましては10名、就学児童生徒数につきましては12名となっております。

このような状況から、総合窓口での外国人の接客時においては、専門用語や難しい言い回しは避け、相手が理解しやすいように易しい日本語に言い換えて、丁寧に対応しております。幸いにも、窓口にお越しいただく外国人の方は、比較的日本語が理解できる方や、日本語が話せない方でも雇用先の企業の方がご同行されることが大半であることや、スマートフォンの翻訳アプリを活用されていることもあり、意思疎通等に大きな障害はなく、業務ができております。

法務省より公表されている令和5年度末現在における国内の外国人登録者数は341万992名であり、前年比では33万5,779名増加しております。今後、外国人登録者は、さらに増加すると推測されるため、窓口サービスにおいては、引き続き親切丁寧な対応を心がけてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、日本語を話せない外国人に対する住民サービスについてのおたかしであります。

近年、来町される外国人の方が多国籍化しておりまして、今後、多様な言語に対応することは窓口業務の必要条件になっていくものと想定されます。

町内企業においては、人員不足が深刻化しており、人材の確保が重要かつ喫緊の課題となる中、アジア諸国をはじめとする多様な国々の外国人労働者が、不足する人材を補い、業務の幅を広げ、企業の成長と地域社会の活性化に大きく貢献しており、本町にとっても不可欠な人材であると認識しております。

そのような中、町といたしましては、外国人技能実習生の方をはじめとする外国人登録者への支援策として、転入時における電話による無料通訳サービスのチラシ配布や、3か国語で表記したごみの出し方ガイド、町内の商業施設や医療機関、金融機関を地図上に示した便利マップを作成するほか、外国人技能実習生同士や地域住民との交流イベントの開催などを今年度の事業として計画しております。

今後も、福島県や近隣市町村との情報交換や関係機関・団体、町内企業との連携を図りながら、町としてのさらなる取組を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、専門職としての学芸員の採用についてのおたかしであります。

本町の職員採用につきましては、第4次矢吹町職員定員適正化計画において、職員数の目標値を設定し、計画的な採用を行っているところであります。

本町は、これまでに保健師、管理栄養士、社会福祉士、土木施工管理技士等の専門職を計画的に採用しているところではありますが、これらの専門職の職員は専任ではなく、それぞれが、主事、主査などの一般行政職との兼務により業務を行っております。これは、自然災害対応、新型コロナウイルス感染症をはじめとする未知の感染症対策、少子高齢化の進行における福祉への対応など、行政に求められる役割が多様化しており、常勤職員を単一的な業務にのみ専念させる時代ではないためであります。

また、本町では、行財政改革の一環として、公務員でなければならない業務と公務員でなくともできる業務を区別し、公務員でなくともできる業務については、積極的なアウトソーシング、外部からということですね、アウトソーシングを進めてまいりました。

本町といたしましては、専門職採用の判断に当たっては3つの視点が重要であると考えております。

1つ目は、公務として、専門職を置かなければできない業務なのかという必要性の視点であります。

2つ目は、当該業務は、その専門職が定年となるまでの期間である40年、50年と継続する業務なのかという継続性の視点であります。

3つ目は、専門職としての採用後、適切な人事ローテーションやキャリアアップに組織として対応できるかという人材育成及び組織対応の視点であります。

これらの視点を勘案しますと、現段階では、学芸員を常勤の専門職として採用するのではなく、会計年度任用職員または民間委託などで対応するのが適切であると考えております。

引き続き、本事業の迅速化を図るため、会計年度任用職員の採用や民間委託などについて、町教育委員会と連携を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、小島議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、こんにちは。傍聴席においでの皆様、ありがとうございます。

では、2番、小島議員の質問にお答えいたしたいと思います。

初めに、日本語の指導が必要な児童生徒への学びの保障についてであります。

本町の小中学校に通学している外国籍の児童生徒数は、矢吹小学校1名、善郷小学校5名、三神小学校2名、矢吹中学校4名、合計12名であります。

日本語を十分に理解できず、支援を必要とする帰国児童生徒や外国籍の児童生徒については、公益財団法人福島県国際交流協会主催の帰国・外国籍児童生徒等の学校生活への早期適応を支援する事業を活用し、サポーターの派遣を行い、サポーターが該当児童生徒に対し、日本語指導を行っております。

当該事業の実施については、事前に、矢吹町教育委員会、県国際交流協会、学校、サポーター、保護者による事前協議を行い、現状を踏まえながら、必要とする日本語指導について話し合い、当該児童生徒の現状に合った、よりよいサポートができるよう努めております。

県国際交流協会では、日本語指導を週に2回、短文の音読や平仮名、片仮名の書き取りなど、個別指導による日本語学習を基本に取り組んでおります。

今年度については、該当する生徒が1名おり、1学期から2学期にかけてサポーターを活用しながら日本語を学んでおりましたが、まだ、日本語の習得が十分ではない状況のため、生徒及び保護者から、ぜひ継続していただきたいとの申出があり、本定例会に、3学期まで継続するために必要な予算額25万6,000円を補正予算として計上させていただいております。

また、教育委員会では、サポーター派遣に加え、授業内容の理解、学校生活の手助けとなるよう、当該生徒1名に自動翻訳機の貸出しを行っております。

特に、学校生活がスタートしたばかりの時期は、学習内容はもちろん、担任やクラスメートとの意思疎通を図るために、自動翻訳機が大変効果的であったと中学校から報告を受けております。

また、授業では、クラスメートがジェスチャーなどでコミュニケーションを図り、学習を進めることもあり、協力し合いながら、学校生活を過ごしております。

本町においても、外国籍の児童生徒は、以前に比べて増えてきておりますが、幼稚園などの幼い時期から一緒に集団生活をしている児童生徒も多く、互いに一個人として尊重し合える風土が浸透しつつあると感じております。

今後も、帰国児童生徒や外国籍の児童生徒が日本語で困らないよう学校生活のサポートに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、専門職枠での学芸員雇用が難しい場合の代替案についてのおたかしであります。学芸員として大切なのは、本町の歴史民俗に愛着を持って関わっていただける方、加えて、豊かな経験に基づく、知識と見識をお持ちの方であることと考えております。

現在、勤務いただいている学芸員の方は、長い経験に基づく豊かな知識と見識、高い技能をお持ちであり、本町及び近隣の地域の歴史、風土についての造詣も深く、本町出身で、本町の歴史民俗に愛着を持って勤務をしていただいております。

勤務日は、週1日ではありますが、これまでの経験を生かし、中長期的視点を持ち、迅速に仕事を進めていただいております。たとえ週1日であっても、この方に勤務していただくことが、町にとっては最善であると考えております。

その上での代替案といたしましては、現学芸員と今後必要な作業と作業量に応じた補助員数について協議し、今年度中に現学芸員の指導の下、業務を補っていただける会計年度任用職員等の任用について検討したいと考えております。

加えて、文化財保護審議会の委員の方々を中心に幅広く歴史民俗資料の整理の協力者を募り、支援体制の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、小島議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） まず、矢吹町の防災について、1番の質問事項についてお尋ねいたします。

矢吹町は、備蓄倉庫が1つということなのですが、近隣市町村、あとは市町村として、須賀川市、あとは類似団体として、石川町、会津美里町、三春町に行って、矢吹町との違いを考察してきました。

倉庫数が1つということなんですけれども、ほかの市町村では、各行政区に1つずつ、もしくは会津美里町ですと、3町村が合併されたんですけれども、それ以降、廃園となった保育園であるとか、各庁舎においても業務をやるとともに、そこに備蓄倉庫を置いていますということでした。あと、三春町にもやはり各行政区にそれぞれあるということでした。

あとは、そういうことも併せて、質問事項として、備蓄倉庫は1つで十分とお考えですか。質問いたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

備蓄倉庫の数についての再質問でございますが、さきの東日本大震災、こちらの災害を経験いたしまして、

本町でそれぞれ備えております備蓄品の数であったりという規模について、十分、本町において、同規模の地震があっても対応できるものとして造られておりますので、まずは今ある備蓄倉庫、こちらの管理を徹底したり、災害時には、そこからの配給をしてまいりたいと思いますので、今のところ、増築、増設するということは計画してはおりませんが、今後、近隣の市町村の規模であったりというところを研究等をしながら、備えは万全にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、2番、小島議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） ありがとうございました。

同じく防災についてなんですが、その備蓄内容内訳について、水、アルファ米、石川町も水、アルファ米でした。でも、会津美里町、三春においては、すごく充実してまして、フリーズドライの食品であったりとか、初めて聞いたんですけれども、パンなんですけれども、レトルトパックに入ったパンを、そのまま封を開ければ食べられる、そういったものを用意しています。あと、三春町については、リゾットとかカレーであるとか、あと、ようかんも用意してありますというようなことでした。

まず、それについて、矢吹町は、水とアルファ米で食品について十分であるかということをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうからも答弁しましたが、まずアルファ米と水等については、本当の初期段階の手当てとして備えてございまして、そこから長期等にわたる場合には、災害協定、応援協定を結んでおります大型店舗、スーパーさん等々のほうから食料のほうの供給をいただくようなお約束になってございますので、そちらのほうで対応してまいりたいと思います。

なお、こちらに必要なことについては、今後もそれで終わりということではなくて、いろいろ調査、検討をしながら備えてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上で、2番、小島議員の再質問にさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） 今の神山まちづくり推進課長さんの答弁なんですけれども、その内容として、大型店舗から、提携を結んでいますということなんですけれども、3.11の震災のときは、皆様もご経験かと思いますが、例えば大手スーパーさんに行っても長蛇の列をなして、それも時間もかかって、それで、個数制限もされて、そういう状態で私たちは買物を続けてきました。そのときに、回してくださいと言って回してくださるものなのかどうか、その点はどのようなのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 2番、小島議員の再質問にお答えさせていただきます。

東日本大震災、こちらの際も、実は地震発生時にそちらの大型店舗様のほうの倉庫のほうから、町の避難者に対しての食料品というのを供給受けてございまして、今回この災害時応援協定に基づきまして、一定数のそういう町の避難者に対しての食料品を渡せるだけのストックといいますか、そういうのは準備されることになってございますので、そこはご安心いただきたいと思います。

以上で、2番、小島議員の再質問にお答えとさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） 町の対応についてお尋ねいたします。

日々の、春と秋に火災防御訓練を実施し、避難訓練、消火器を用いた初期消火訓練などを徐々に行っておりましてということなのですが、やはりほかの市町村当たりましてお聞きしたところ、特に三春町は、春と秋の消防団の検閲式に合わせて、全町民総出での避難訓練ですね、消防ふれあいデーとして、それを訓練していますということで、この場合は、防災ヘリによる救助訓練とか、救助披露をしたりとか、はしご車による放水披露、防災救助犬との触れ合い、水のう作製体験、日頃、行政区さんたちとか、あと町民の人たちとのコミュニケーションというのをすごく大事にしているというのが、類似団体の中では多く見かけられました。

それで、3.11ではそんなに被害ありませんでしたが、令和元年の台風の被害でひどかった石川町、あとは須賀川市の体験談からお話ししますと、まずは横のつながりと言うんですね。例えば道路にしても、都市整備課であつたりとか、農道は農業委員会と分かれてしまっている。それを取っ払っていこうということで、ハードなのかソフトなのかといったらソフトを重視しますというようなご意見でした。

あとは、住民参加ということで、三春町では各地区に防災マップというのが町全体ではなくて、各地区ごとに出ているんですね。それでそこで、ここは崖崩れがしたところですよとか、ここは気をつけてくださいというのを毎日点検しているんですよ。そういうことをして少しでも避難弱者と言われる人たちをいかに救おうかということを努力されています。そういうことを併せて町の対応というのは、消火訓練ばかりでなく、そういったことの対応策はあるのか、ないか、これからされるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

まず、避難訓練等全町挙げてのものについては、昨年の県南総合防災訓練、こちらのほう、大きな防災訓練がございましたので、昨年度はそちらに代えさせていただいたのと、その前は、コロナ感染症の関係でなかなかできていない部分があったんですが、新たに行政区、今の行政区長会のほうと話をしているところ、まさに話をしているところなんです、各地区行政区単位でやって、その防災訓練をやりながら、備えと緊急時の対応の仕方について、啓発と訓練、知識取得を進めてまいりましょうというようなお話をしているところです。

具体的にいつからどういうふうにするんだというところまではまだ話は進んでございませんが、今、小島議員がおただしあったように、そちらの必要性については十分認識しておりますので、そちらのほうは、なるべく早く開始のほうをできるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

防災マップにつきましては、全戸配布をしてございます。各小中学校のほうにも配布をして、そちら防災マップ、危険な箇所とハザードマップ一緒になっていますので、そういったお知らせもしているということです。で、よろしくお願いいたします。

以上で、2番、小島議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） 答弁ありがとうございました。

あと、お二方、防災のことについて先輩議員が質問されますので、そちらにお譲りしますのでよろしくお願いいたします。

質問事項の3番なんですが、学芸員雇用についてです。

学芸員の雇用についてであります。答弁の中で専門職採用の判断ということで3つありますとのことで、ご答弁ありました。

1つ目は、公務として専門職を置かなければできない業務なのかという必要性の問題、視点であります。ということなんですが、これは必要であります。

2つ目は、当該業務はその専門職が定年となるまでの期間である40年、50年と継続する業務なのかという継続性の視点であります。これも継続性があります。

3つ目として、専門職としての採用後、適切な人事ローテーションやキャリアアップに組織として対応できるかという人材育成及び組織対応の視点であります。ということなんですが、これもそれに当てはまります。

そういうことで、町はというか、学芸員さんというのはどういったお仕事をされるのが学芸員さんと考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 2番、小島議員の再質問に答弁させていただきます。

学芸員はどういう職業かというご質問ですが、その前に、町長答弁の中での3点、専門職採用の判断に当たっての3点というところで、全て合致するのではという前段があったかと思うんですが、まず学芸員さんの仕事として、専門職を置かなければできない業務なのかという、公務としてというところで捉えますと、専門性必要だと思いますが、公務員の常勤職員としての専門性が必要かどうかという視点での判断になろうかと思います。

2つ目の40年、50年の継続するような業務か、これはその業務によって年数は変わってくると思うので、これもあると言えば、議員おっしゃるとおりなのかもしれませんが、この辺も判断の一つとさせていただいているという例です。

3つ目の採用後の人事ローテーションやキャリアアップという点については、やはり専門職であっても、先ほど土木施工管理技士とか保健師とか例を町長答弁でもありましたが、皆さん一般職と兼務しておりますので、一定の部署にずっと長年置いておくというわけにはいかないの、適切な人事ローテーション、そして一般職から監督職、管理職というふうにキャリアアップしていくということについても対応していかなければ職員のモチベーションを維持できないという課題もございますので、それらの視点を総合的に勘案して、常勤ではなく非常勤のほうが専門的な業務に専任することはできる。今の任用制度上、使えとすればやはり常勤ではなく、非常勤のほうがそれに向いているという意味合いの答弁でございます。

それを踏まえまして、学芸員さんはどのような職とお考えかというところですが、一般的なことで申し上げますと、学芸員は博物館法に定められた専門職であると認識しております。

ですので、公的博物館、公立博物館ですか、そういったものがある場合には、配置しなければならないものと認識しております。本町の場合は、公的な博物館、私立博物館もございませんけれども、そういったものはないので、必置ではないというふうに認識しております。

ですので、博物館法に定められた専門的な資格を有する方だと思いますが、本町の場合は、その豊かな知識と見識、高い技能という先ほど教育長答弁にあった学芸員の専門性とそれらの技能等を使っていただいて、行すべき業務というのはあるというふうに思っております。博物館に置くわけではないですけども、そういった業務が、今、整理すべきものがあるというふうには認識しておりますので、常勤職員ではなくての非常勤の任用ということが最も適切だろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） ご答弁ありがとうございました。

博物館法ということで、正木課長が答弁されましたが、まず博物館法第4条第3項は「博物館に、専門的職員として学芸員を置く。」。第4条第4項として「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」。第4条第5項「その他の職員を置くことができる」とあります。ですので、学芸員さんに準じる方たちがされればよいと思うんですね。

でも、学芸員さんでどういうお仕事されていますかということは、もうちょっと深くやっていかなければいけないところかと思うんですが、ただ保管整理とか、そういうことをするだけではないわけなんですね。それをどうやって運営していくか。それで、博物館というのは、生涯学習の機関として、日本国憲法、教育基本法、地方自治法、社会教育法、博物館法の中で明記されております。それで私たちはそれを享受する、一般市民はそれを享受する権利があると思うんですね。それを分かってほしいと思います。

ですので、整理しました、分類しました、目録を作りました、はい、それで終わりではないんですよ。それを利用して、生涯学習の機関として、生きた機関として、どう活動させていくか、それが大事なことはないかと思います。

それで、お伺いしたいと思うんですが、学芸員に相談してとよくお伺いしますが、何を相談してこられたのでしょうか。それを教育長さんにお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 2番、小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

学芸員さん、昨年度の7月からですけれども雇用させていただいて、どのような相談をしてきたのかというところですが、まずは、今の収蔵庫を見ていただいて、どんな作業が、整理とか、今あるそういった収集されたものがどのような保管をされればいいのか、そういったことをまずは見ていただいて、その保管、保存について検討していただきました。そして、また作業をしていただいてきております。

そして、また現在、収蔵庫のほうにある資料がどのようなもの、本当に広範囲にわたってありますので、それらを見ていただき、先ほど生涯学習という質問あるというお話がありましたけれども、中長期的に見た場合にどのような展示が可能なのか、それを一緒に相談させていただきながら、次年度においては、例えば、ふるさとの森の館のほうで展示はできないかとそういったことも含めながら、生涯学習においても生かせるような形で教育的な普及、そういった部分についても検討をしていただいております。

また、やはり懸念されるのは週1日である、なかなか作業が進まない。そういった部分だというふうに思います。先ほどの小島さんからの答弁の中にもありましたけれども、6月の答弁でも文化財保護審議委員会の方々にも協力を得ながらというようなお話をさせていただきましたけれども、先週、文化財保護審議会の委員の方々にもふるさとの森に行っていただいて、学芸員さんが作業をしているところを見ていただき、私たちとしてはどんな協力ができるのか、そういったことを考えていただく機会なども持ちました。そうしたところ、大変意欲的にこんなこともやってみたいというようなお話をいただいたというようなことも伺っております。

そのようなことで、昨年度の7月からですけれども、本当に少しずつ、少しずつではありますけれども、進んでいるのではないかとというふうに思いますし、次年度の新たな展示のリニューアル、その部分に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

以上で、小島議員の再質問への回答とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） ご答弁ありがとうございました。

最後の、最初の質問のご答弁の中で、代替案として現学芸員と今後必要な作業と作業量に応じた補助員数について協議し、今年度中に現学芸員の指導の下、業務を補っていただける会計年度任用職員などの任用について検討したいと考えておりますとあるんですが、これは今年度にあるということですか。検討……。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 2番、小島議員の再質問にお答えします。

質問の内容については、協力員の作業についてできるのかというふうなおたでしでございます。

今年度の予算として、学芸員の予算、協力者謝礼、あと収蔵庫保存用の消耗品というふうな形で予算をいた

だいておりますので、確実に執行できていると考えております。

〔発言する者あり〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 大変失礼しました。

先ほどの予算内での確保もしてあるのと、教育長答弁にもあるとおり会計年度任用職員の任用について検討したいと考えておりますので、ご理解とご協力のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

今年度中の作業員の協力を検討したいと思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） 今の渡辺課長の答弁なんですけれども、ちょっといまいよく分からないので、もう一度分かるように、任用について、任用するのか、しないかだけ答弁お願ひいたします。

○議長（藤井源喜君） 今年度中に補助員をつけますか、どうですかというところですかね。

○2番（小島紀子君） はい。

○議長（藤井源喜君） そこをきちんとお伝えください。

答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの私の回答に分かりづかったということなものですから、今年度中に会計年度任用職員の任用について、任用するのかということではありますが、昨日の9月4日の文化財保護審議会委員さんの現場のほう視察をいただいて、審議員さんの方もご協力いただけるような内容の発言等がありまして、学芸員さんのほうの業務を補っていただける方が見つかるというふうに確認したところでございます。

〔発言する者あり〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 大変失礼いたしました。もう一度、答弁させていただきます。

本年度予算につきましては、会計年度任用職員の協力者謝礼等々を確保してございますので、人材確保に努めてまいりたいと思ひます。

以上で、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） 今の答弁なんですけれども、努めるということは、やるのかやらないかということなんですけれども、どういうことなんでしょうか。するのかもしれないかだけ教えてくださればいいんですけれども。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 2番、小島議員の再質問にお答えします。

する方向で進めてまいります。

以上であります。

〔「本年度についてなんですが、予算は取ってあるんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ちょっとお待ちください。

では。

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 2番、小島議員の再質問にお答えします。

本年度の予算は取ってございますので、人材確保に努めてまいりたいと思います。するところになります。

以上であります。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） 令和5年度の歳入歳出決算書の85ページ……。

○議長（藤井源喜君） 小島議員、決算のところは通告にはございませんが。

○2番（小島紀子君） そうですか。これは、学芸員の……

○議長（藤井源喜君） 通告に沿ってお願いします。

○2番（小島紀子君） 学芸員の採用についてなんですけれども。

決算書を参考にさせていただきたいと思いました。よろしいでしょうか。

○議長（藤井源喜君） どうぞ。

○2番（小島紀子君） その中で文化費ということがありますが、その中で、節の1番、報酬というところで、不用額が121万2,220円とあります。

○議長（藤井源喜君） 決算の数字ですか。

再質問の要旨を簡潔にお願いします。

○2番（小島紀子君） 学芸員を雇うための予算が取ってあった、それで不用になった、採用できなかったから不用になったということなのかどうかということをお尋ねしたいと思ってその額を出したんですが。

○議長（藤井源喜君） 決算に関しては、通告には出ていないことなので、通告に沿った質問をお願いしたいと思います。

○2番（小島紀子君） 採用する予定があったかどうかということです。

○議長（藤井源喜君） すみません、小島議員の質問として、この場で質問をしてください。

○2番（小島紀子君） 予算を取ってあったということで、学芸員を採用する予定がありましたかどうか、ありませんでしたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 小島議員、6月の議会でも同様な質問があったかと思いますが、通告に従って質問をお願いします。

○2番（小島紀子君） はい、分かりました。

○議長（藤井源喜君） ほかに質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） 2番の矢吹町在住の外国人の方々へのサービスについてお尋ねをいたします。

日本語が分からないということで、ただいまボランティアという形でさせてもらって、私はちょっとお手伝いなので、そんなには参加できていないんですけれども、そういうことで、町が主体として。質問事項の3番の日本語を知らない外国人が住むことになったことということで、町が語学のサポート、そういうことをしていくご予定というのはありますか、町が主体として。

○議長（藤井源喜君） 小島議員、答弁の中には支援するということではありますが、こういった場面で支援をという、町がどんなことを考えているか、その場面について具体的にお聞きいただけますか。聞いていただけますか、そういった質問。

○2番（小島紀子君） 先ほど町長さんの答弁の中で、町内の商業施設や医療機関、金融機関を地図上に示した便利マップを作成するほか、外国人技能実習生同士や地域住民との交流イベントなどの開催を今年度の事業として計画しております、ということなんです、そのところで、言葉が通じない彼らとの交流、そういうことで具体的な計画案ですね、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 質問の時間は残りが30秒を切っております。

答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

今年度、私どもの課では、企業支援という意味合いから外国人技能実習生が増えておりますので、その支援策を今、進めているところでございます。

その一つが、先ほどご質問ありました便利マップにつきましては、外国人技能実習生の方は、買物、それから自転車での通勤等になりますので、外国人の方が利用しやすいようなマップを3言語、英語、インドネシア語、ベトナム語で現在作成中であります。

また、交流イベントにつきましても、毎月1回ハッピーサンデーというイベントを駅で開催しております。このイベントの中で外国人の方と住民の方が交流できるようなイベントを現在検討中でありまして、今年度、少なくとも1回は、ちょっとイベントを試しにやってみたいということで進めているところでございます。

以上であります。

○議長（藤井源喜君） 残り20秒です。

再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） 地域住民との交流イベントはとても大切なことであるし、楽しいことであると思いますので、ぜひとも実行されることをご祈念いたします。ありがとうございました。

再質問を終わります。

○議長（藤井源喜君） 以上で、2番、小島紀子議員の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議します。

再開は1時20分です。

(午後 零時 23 分)

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

(午後 1 時 20 分)

◇ 高 久 美 秋 君

○議長（藤井源喜君） 通告 3 番、5 番、高久美秋君の一般質問を許します。

5 番。

〔5 番 高久美秋君登壇〕

○5 番（高久美秋君） 議場の皆さん、こんにちは。

午後 1 番バッターでやらせてもらいます。よろしくお願いします。

まず初めに、台風 5 号、7 号、10 号の対応、対策に忙しい中におきまして、答弁書作成に携わられました町長をはじめとする職員の皆様方に敬意を表すとともに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大項目で 2 つあります。

まず初めに、非常事態への備えについて。

今回、全国地方議会サミット 2024 に 7 月 10 日、11 日と 2 日間の日程で参加してまいりました。今回のテーマは、能登半島の地震被害があり災害が頻発している日本なので、題材は「非常事態の備え これからの議会」でした。

能登半島地震被災地からは、輪島市、珠洲市、能登町の議長からの報告がありました。また、熊本地震の経験と自治体間支援の現場からという題で、熊本市長の話がございました。東日本大震災からの経験では、当時総務大臣でありました片山善博氏のお話を聞くことができました。そのほかにも防災 DX や災害時の最新テクノロジーの活用や非常事態への備えと議会の対応、デジタル・生成 AI を活かす、議会改革最新トレンドなど講演を研修してまいりました。その中で、非常事態のときは想定を超えてくる、平常時に想定していなければ、非常時には対応できないという何人かの方の発言がありました。

そこで今回質問させていただきます。

1 つは防災訓練ですが、全てが想定されていて読み上げる訓練ではなく、情報が次々と入り、即断即決をしながら、実践に近い訓練をすべきだと思いますが、どうでしょうか。

2 つ目、想定される非常事態はどのようなもの（種類）があるかをお伺いします。

3 番目、その非常事態に対して、対策をデジタル化して誰でも常に見えるようにして、いつでも更新ができる体制にする考えはないかお伺いします。

大項目の 2 つ目です。農業振興施策について。

令和 6 年に改定された食料・農業・農業基本法では、特に食料安全保障の強化が大きな柱として加えられました。これにより、国民に対して安定的な食料供給を確保するための政策が強化され、食料自給率の向上が強調されることになりました。

次に、農業生産基盤の強化は、農地の有効利用や環境保全型農業の推進がさらに強化されました。これにより、持続可能な農業を実現するための施策が拡充されます。

次に、農村地域の持続可能な発展を促進するための政策が強化され、地域経済の活性化に向けた取組が一層重視され、人口減少が進む農村地域での支援策が拡充される予定です。食料の価格形成において、生産費を考慮した価格設定が議論され、経営安定を図るため検討されてまいります。これにより、適正な収入を得られる仕組みをつくることが進められます。25年ぶりの見直しであり、農政の転換期となることが期待されています。これらの変更が具体化され、実効性を持つ施策として展開されるか注目されます。

これを踏まえ、第7次矢吹町まちづくり総合計画で示されている「まちの特色を活かした持続可能な農林業を目指す」ことについて伺います。

質問1点目は、戦争や円安等の影響で肥料が高騰する中、農林水産省ではみどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに耕地面積の25%、100万ヘクタールに有機農業面積を拡大する高い目標が示されました。このことに対して当町ではどのように捉え、これからの農業の姿をどのように考えているか伺います。

2点目に、有機農法や特別栽培農業、このような農法で作られた作物は、当町では原発事故の影響で販売が難しい状況にあります。もちろん技術面のハードルが高く、なかなか広がり難しいです。当町では現在カブトエビ農法で米を栽培していますが、カブトエビ農法とはどのような農法で、面積や収量はどのぐらいあり、どのように消費されているか、今後の展開があれば教えていただきたいと思います。答弁のほどよろしく願いします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、5番、高久議員の質問にお答えいたします。

初めに、防災訓練の実施方法についてのおたかしであります。

さきの小島議員への答弁と一部重複いたしますが、令和5年10月に本町において福島県南地方総合防災訓練を実施いたしました。この訓練は、災害時における防災活動の円滑化を期すとともに、地域住民の防災に関する理解と防災意識の高揚を図る目的で、関係機関、団体等が連携を図りながら実施する訓練であり、災害対策本部設置訓練や消火訓練、応急救護所設置訓練等の訓練を実施したものであります。

訓練では、大地震や大雨等の自然災害等に対応すべく、倒壊した建物からの機械による救助や模擬火災でのバケツリレーによる消火、消防団による放水、ボートによる救助、ヘリコプターによる負傷者の搬送など、各種団体が緊密に連携を行い、災害における各種被害に迅速かつ的確に対応する実践的な訓練であったと評価しております。

今後とも、町民の生命と財産を守るため、防災訓練の内容の拡充を図り、災害対応力の強化に向け取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、想定される非常事態に関するおたかしであります。矢吹町地域防災計画において、大項目として一般災害対策編、地震災害対策編、事故対策編にそれぞれ分類しておりまして、一般災害対策編では水害、土砂災害、風害、火災について、地震災害対策編では地震について、事故対策編では原子力事故による災害、航空

機墜落による災害などについて記載しております。

また、矢吹町国民保護計画においては、自然災害以外の非常事態として、他国による武力攻撃やテロなどの有事について記載しております。国民保護計画は、これらの有事に備えるための計画として、平時からの備えや緊急事態等における対処及び復旧などを記載しており、今年度改定を予定しておりますので、町民の皆様にも周知を図ってまいります。

これらの計画に基づき、町民の皆様の安全と安心の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、非常事態時における対策等のデジタル化に関するおたかしであります。

本町では、防災無線で放送した情報について、平成27年3月から防災ラジオ、平成29年3月からスマートフォン等で確認できる仕組みを構築し運用しているほか、矢吹町消防団においては、火災現場や消火栓の位置を団員のスマートフォンで確認できるアプリ「セーフ」を令和5年度より導入し、消火活動を円滑に行うことができる体制を整えております。

また、令和6年3月から福島県防災アプリの運用が開始され、気象情報や地震情報、弾道ミサイルの発射情報など、防災関連情報をスマートフォンでリアルタイムに取得することができるようになったことから、町ホームページや広報やぶき等を活用し、町民の皆様へアプリの周知を図っているところであります。

引き続き、国及び県と連携しながら、デジタル技術を上手に活用し、災害対策を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、みどりの食料システム戦略における有機農業への取組に対する町の考えについてのおたかしであります。

みどりの食料システム戦略とは、環境負荷を低減しながら持続可能な食料生産と消費を拡大推進することを目的に国が策定したものであり、農業と食料システムの構築を通じて日本の食料安全保障を強化し、環境保護と経済発展の両立を目指す取組であります。

国は、2050年までに化学農薬及び化学肥料の使用量を50%低減、耕地面積に占める有機農業の割合を25%拡大することを目標に掲げております。福島県においても同様に、福島県有機農業推進計画を策定し有機農業を推進しており、有機JAS認証の取得に要する経費の支援や、有機栽培の取組に必要な施設や機械の導入を支援する事業など様々な支援策が講じられております。

本町では、第7次矢吹町まちづくり総合計画において、有機・特別栽培農業推進事業を位置づけているところであります。これまで、耕畜連携による有機肥料の利用拡大を推進するため、堆肥購入に対し1トン当たり1,000円の助成等を実施しております。

みどりの食料システム戦略における有機農業の拡大につきましては、環境負荷の低減、農業や地域経済の持続可能な発展を実現するために、新しい農業を目指すための柱の一つであると考えておりまして、本町といたしましてもその重要性は十分に認識しております。

しかしながら、病害虫や除草の管理、土壌管理等に大変な時間と手間暇がかかるため、消費者に提供される段階で付加価値がつく一方で、通常栽培に比べて形や色がふぞろいであることや販売価格が高額になることから、消費者に有機農産物の価値を理解してもらうということが必要であります。

また、有機栽培は、有機食品として販売するために必要な有機 J A S 認証の取得手続に一定期間を要すること、化学肥料や化学合成農薬を原則使用しないため、一般的な栽培方法に比べて収量が安定しないことや、隣接する圃場の農薬等の飛散リスクから一定の緩衝地帯を確保する必要があるなど、周辺農業者との連携協力や理解が必要であるため、有機農業に関する知識の普及、生産者及び消費者の理解醸成を図ることが重要だと考えております。

本町といたしましては、有機農業の現状把握や情報収集に努めながら、町内農業者への有機農業の知識習得、理解醸成を図るため、研修会、講演会等を開催し、普及活動を推進してまいります。

さらに、自然環境に配慮した地域の特色を生かせる自然と共生した安全・安心な農業を計画的に推進するため、福島県や町内両 J A など関係機関と連携を図りながら、持続可能な農業の実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、カブトエビ農法についてのおたかしであります。

本町では、環境にやさしい有機農法を実践するため、平成25年度より東京農業大学の協力を得て、圃場内の除草等に効果が期待されるカブトエビを活用した農法により、田んぼの学校を善郷小学校、中畑小学校、矢吹小学校の5年生と共に、春に田植え、秋には稲刈りを、大池地内の圃場約20アールにおいて農業体験活動として実施しております。

カブトエビを活用した農法は、自然の生態を利用して圃場の除草や害虫駆除等を行うことで、農薬の使用を減らし、環境負荷を低減することを目的に行っておりまして、昨年度は20アールで16俵のお米を収穫し、一般的な農法と比較して同等程度の収量が得られております。

また、本事業で作られたお米は、田植えと稲刈りを行った3つの小学校において、年1回給食米として提供されております。

取組当初は、カブトエビの定着までには至らず、目視により確認できるカブトエビは数少ない状況でありましたが、圃場管理者や東京農業大学のご協力の下、圃場の水温管理、土壌分析による肥料等の調整を行ってきた結果、近年は目視にて一定数のカブトエビが確認できるまで定着し、周辺の圃場等においても生息が確認できる状況となっております。

事業開始から10年が経過し、ようやく一定の成果が見られてきたことから、今年度よりカブトエビを活用したカブトエビ農法によるお米のブランド化を進めるため、商品化に向けた検討を行っております。

具体的には、町独自によるカブトエビ米としての認証指針等の整備を進めるほか、消費者への認知度を向上するため、首都圏のイベント等においてカブトエビ米のPR動を行う予定となっております。

本町の新しいブランドとなる魅力ある農作物の開発、農産物の付加価値を高める仕組みづくりなど、農業、地域経済の持続可能な発展を推進するため、福島県や町内両 J A、商工会など関係機関と連携、協議しながら、今後も農業振興及び地域経済発展に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、高久議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋君） 農業のほうから再質問させていただきます。

有機農法は非効率で手間が必要になります。その手間を価値として購入していただけるようにならなければならず、伸びていかないと思っております。そのため、消費者との交流、情報発信に今まで以上に力を入れて、食材の提供だけでなく食育を含めた販売活動として、有機の価値を認めて買っていただける環境づくりが大切だと思っております。

有機農産物の持続可能な農産物販売拡大は自治体の支援が重要な鍵だと思っております。具体的に販売拡大の施策はあるかどうか伺います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 5番、高久議員の再質問にお答えしたいと思います。

有機農産物の販路拡大の具体的な施策についてのご質問かと思えます。

町では、先ほどの答弁にもありましたように、有機農業、減農薬栽培ということで、まずカブトエビ米に今取り組んでございます。こちらにつきましては、商工観光課のほうと連携しながらイベント等でのPR活動などを実施する予定となっております。

今年度につきましては、パッケージデザインなどにつきましても検討をさせていただきながら、消費者ニーズのほうを掘り起こしてまいりたいと考えております。

また、他自治体等ではオーガニック給食ということで、まず販路を拡大して有機農業に取り組んでいる自治体などの先進自治体もございまして、そちらにつきましても町のほうでも調査検討させていただきながら、関係機関の皆さんと一緒に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋君） 答弁ありがとうございました。

環境保全型農業の研究と推進を農業者自らが実践するのではなく、地域の大学や農業試験場と協力し環境保全型農業に関する研究を行うとともに、その成果を農業者に還元する仕組みを考える必要があると思いますが、その辺のところをどのように考えているのでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 5番、高久議員の再質問にお答えしたいと思います。

地域の大学校、県立農業短期大学校がございすけれども、そちらにつきましては、今年度スマート農業のトレーニングフィールドを今現在整備中でございます。有機農業におきまして、販路、消費者のご理解も重要なんですけれども、省力化というところも非常に重要な部分となってくるかと思えます。こちらにつきましては、農業短期大学校のほうと連携しながら、スマート農業においていかに除草などの管理業務を省力化できるかなどについて今後検討してまいりたいと思えます。

そちらにつきまして、農家の皆様に対しまして研修会などを開催しながら、ご理解していただくように努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解いただければと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

5 番。

○5 番（高久美秋君） 答弁ありがとうございました。

自治体がみどりの食料システム戦略を広め実践するためには、技術支援や経済的サポート、消費者教育、交流支援など多方面での施策が必要です。地域の農業者と消費者をつなぎ、地域全体で持続可能な農業を推進する取組を進めることで、環境保全と食料供給の両立を目指すことの戦略の目標達成に大きな貢献をするように、ご指導とご協力をお願いして、農業の質問は終わらせていただきます。

次に、防災関係のほうの質問に移ります。

防災訓練の話ですが、実際に災害時には状況が次々と変化し、時間的余裕がない中での迅速かつ的確な反応が求められます。このような中において、弊害化した防災訓練ではなく、リアルタイムで情報処理能力を強化する意味で、災害時に様々な情報が同時に入ってくるため、それらを優先順位をつけて処理し即断即決を行う実践的な訓練を実施する方向で考えていたんですが、このような防災訓練をやるという考えはあるかどうか答弁をお願いします。

○議長（藤井源喜君） 高久議員、ちょっと確認をしていいですか。

答弁の中では、県南地方防災訓練の話を書の中で対応していますが、町独自としてそういった情報が次々と入ってというような、そういう実践に近い訓練を考えていないのかという質問でよろしいですか。

○5 番（高久美秋君） はい。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 5 番、高久議員の再質問にお答えいたします。

刻々と変わる情報に応じた訓練ができないのかという再質問でございますが、私どものほうで計画した訓練については、自然災害ですね、大雨、大地震、そちらに関して想定され得るものを出しまして、そこで救助が必要だ、消火が必要だ、池の氾濫、川の氾濫等でそれをボートで救出する、場合によってはヘリコプターで救出する。あとは瓦礫などに挟まった方を救出する際の油圧ジャッキ等、そういった形で、一通りの自然災害が発生した場合にどうするかという、あと機械の使い方、住民の誘導の仕方、我々職員の中での災害対策本部の在り方というものを一通り想定してやっている。

つまりは、高久議員がおっしゃったような形で、刻々と情報が変わったとしてもやるべきことは同じというところを備えていることに関しては、十分できているかなと。先ほど町長の答弁でもございますが、実践的で、そういった訓練ができたと評価をいただいているところでありまして、ただ、先ほども小島議員のほうへの再質問でもお答えさせていただきましたが、それで安心だとかということは、この災害、防災についてはございませんので、今おっしゃられているような内容も参考に、すぐに実践できるかというところはちょっとお答え

はできないんですけれども、そういったところ。あとは近隣市町村等で何かいい訓練の仕方とかが分かれば、そういったものを参考にしながら、今後の住民参加型の訓練も含めまして検討して、考えてまいりたいと思います。

以上で、5番、高久議員への再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋君） 答弁ありがとうございました。

実践的な防災訓練は、もう大変すばらしい訓練を見せていただいたなと思っております。

ただ、今回の私が提案している防災訓練は、どちらかというと執行部側の危機管理、平常時にどれだけ危機に対応した準備ができるかということで質問させていただいております。

その中には、シナリオベースの訓練というのもありまして、特定の災害のシナリオを設定し、段階的に進む災害状況に対応する訓練、判断力を養うことができ、例えば地震発生後の余震、避難所の混乱、様々な状況をシミュレーションし、各段階での適切な対応を訓練することで、参加者は現実的なスキルを身につけることができると思っています。

その中に、チームワークとコミュニケーション、防災訓練では組織内の連携や役割分担が重要です。即断即決を行う際にも、チーム内での迅速な情報共有と意思決定プロセスが不可欠です。訓練の中で、コミュニケーション手段や指揮系統の確認、各自が自分の役割を迅速に果たすために、練習を含めることが大変効果的だと思っています。

次に、実践に近い状況を再現することで、実際の災害現場では通信インフラの不具合や道路の寸断、電力の供給停止など様々な困難が発生します。こうした現実的な状況をできる限り再現し、実践に近い環境で訓練を行うことにより、高度な対応力が養われると思っています。

次に、訓練後のフィードバックと改善、訓練後に皆さんでフィードバックを集め、課題や改善点を分析することも重要です。この過程を通じて、次の訓練がより効果的な災害対応能力が向上すると思っています。

最後に、防災訓練は形式的なものではなく、実際に危機に対応する力を養うための重要な機会です。実践的な訓練へとシフトすることは、災害時に備えた自治体の防災力を大幅に向上させることにつながると思いますので、今後、防災訓練の考えとして、こういうのを活用していただければなと思っていますので、よろしくお願いします。

続いて、非常事態の備えで防災に関係する業務は多岐にわたっています。日頃より不測の事態を想定しながら備えを万全にしなければなりません。会計年度職員がいますが、係長と部下1人での対応では十分な備えが可能かどうか、人員の足りない中での今後、この体制でやっていけるのか。まして専門性が高い業務が多く、十分な備えが、対応が可能なのかお尋ねします。これは職員の数なんですけれども、非常時の備えです。

○議長（藤井源喜君） 職員の数等に関しては、今回、一般質問の中の通告にないので、もうちょっと違った質問でできませんか。

○5番（高久美秋君） 今、防災関係は、様々事態が起こっている事態になっておりますので、この防災関係の職員が十分なのかどうか、お聞きます。

○議長（藤井源喜君） 職員の数、職員の体制。

○5番（高久美秋君） 体制ですね。

○議長（藤井源喜君） 体制について。非常事態に対する職員の体制は現状で十分かという質問でいいですか。

○5番（高久美秋君） はい。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

災害時、非常事態のときの職員の体制であります。こちら矢吹町地域防災計画において、こういう有事の際、災害の際に町長を筆頭としまして、各課においての役割、各課の職員の役割というものを定めて対応することになっておりまして、なお、直近でいうと台風7号、台風10号の際におきましても、庁舎内において、そういった対策会議まで、前段の警戒態勢の会議をこちらの防災計画に倣って会議を招集しまして、それぞれの役割、職員の体制について警戒態勢をつくるというようなことで動きましたし、我々の部署だけではなくて町全体、職員全体でそういったものに当たるということで計画しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋君） 答弁ありがとうございました。

昨夜も大変強い雨が降りました。夜の7時8分に当町で洪水警報が出されましたが、このときの職員の体制はどのようになっていたのか教えていただけますか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました地域防災計画に基づきまして、昨日も警報が出ましたので、初期の警戒態勢ということで、まちづくり推進課の生活安全係、あと副課長とで初期の情報収集、あと県の防災課とのやり取りを行いまして、ただ、河川の増水が強まったので、私のほうでも庁舎のほうに行きまして指揮を執らせていただいたところでございます。

なお、都市整備課、こちらのほうでも河川の警戒態勢を取っておりますので、いずれにしましてもこの地域防災計画に基づいた初期動作、初動の警戒態勢を取ったところであります。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋君） 答弁ありがとうございました。

災害が発生する前段にあって、これ自宅待機で待っていると思うんですけれども、災害が発生するなという

ような場合においては、役場に集まるという、招集になると思うんですけども、例えば東日本大震災のように道路が分断された場合など、指揮命令の課長さんたちが来られなかった場合は、どのような指揮命令になっているかお伺いします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

こちらのほうも、先ほどから申しております防災計画に基づきまして、課長が来られないとしても職員のほうで連絡が、携帯電話がつかないとか、そういう事態であっても、震度4以上の場合と5を超えた場合とであるんですけども、いずれにしても、その課の職員がやるべき内容というのは、日頃から把握した状態でおりますので、呼出しがなくとも役場に来て、現場の状況を確認するであつたりというふうなことで心構えを取っている、そういうことでありますので、仮に電話がつかない状況にあつても、そのほかの来られる職員のほうで、まず初期対応はするようなことで考えてございます、計画しておりますので。

以上で、5番、高久議員の再質問のお答えといたします。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋君） 答弁ありがとうございました。

想定される非常事態について、ちょっと質問します。

矢吹町国民保護計画において、自然災害、他国による武力攻撃やテロ、これなどの緊急事態に備える、緊急事態における対処及び復興などを記載しており、今年度改定を予定していますということなんですけれども、ここで、実はどのぐらいまで想定しているのかなというのがすごい疑問がありまして、例えば今回の議員サミットにおきまして、当時、東日本大震災のときに総務大臣であつた片山氏が言うておりましたが、大震災の前の年に、実は原発の防災訓練をやっていたそうなんです。ここでは電気がやっぱり遮断されて、メルtdownの危機ということで想定して防災訓練をやったそうなんです。

ところが、いろいろやっている間に電気は戻ったそうです、あの訓練では。やっぱりそのときに、片山氏は言ったそうなんですけれども、これはやっぱり甚大な被害を想定して訓練をやったほうがいいんじゃないかということを提言したそうなんですけれども、それは受け入れてもらえなかったと。ということは、やはりメルtdownなんてことは想定してなかったと思うんです。

そういう意味でいいますと、他国による武力攻撃とかテロとかというのは、本当に想定して、本当にそれがあつた場合、矢吹町民をどうやって救っていくのかということを真剣に考えながら、想定される考えの下で、やっぱりこれをちゃんと改定版に入れながら、どういうふうに町民を逃がすのかとか救うのかということをやっていたかと思うんですけども、その辺のところはどうなんでしょう、そこまでちゃんと想定して計画を組んでいただけるんでしょうか。

例えば、これは台風にしてもそうなんですけれども、例えば大きな台風、強風が、台風なんかが来た場合、体育館とか頑丈な建物とかに逃げてくださいますけれども、じゃ台風、体育館ってどのぐらいの風まで

耐えられるのか、そういうことも想定しながら、やはりどうやって全町民を守っていくのかというのを想定して、ちゃんとこの今年度改定するというこの防災マップですか、これをつくっていただけるのかどうかをお聞きます。

○議長（藤井源喜君） 国民保護計画でいいですか。

○5番（高久美秋君） はい。

○議長（藤井源喜君） その辺までというのは、他国による武力攻撃やテロは、どの辺までというところまで想定して計画がつくられるのか。

○5番（高久美秋君） ちょっと加えていいでしょうか。

○議長（藤井源喜君） どうぞ。

○5番（高久美秋君） 去年、おとし、藤井議長が一般質問でJアラートの質問をされたと思うんですけども、そのときに、Jアラートが鳴った場合、課長さんが全部集まって、あと担当課が集まって会議をして、それから三役に連絡して、それからどういうふうな対処をするかという答弁があったと思うんですけども、実はこれ、本当にじゃそれで納得してくださいみたいな感じだったと思うんですけども、実は、想定はその先だと思っていて、実は弾道ミサイルが来て矢吹に落ちた、もしかしたら着弾したとなったときの初動態勢とか、そういうのもちゃんと想定に入れないと、本当に最悪の想定はしているのかなというのはすごい疑問があったので、今回の質問になっております。

だから、この改定版でいろいろ想定して、改定版をつくるということなので、その辺まで考慮してやっていただけるのかなと思って質問しております。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

国民保護計画の改定について、内容でございますけれども、内閣官房のほうで定めています国民保護に関する計画、あと武力攻撃、テロから身を守るためにというところの注意喚起をしているところで、主にミサイルが飛来した場合の町民に日頃から備えていただきたいというところは、具体的には落下地点に近づかない、口や鼻を布等で押さえて有毒なガス等を吸わないとか、あとは頑丈な建物内に避難しましょうとかという初期の避難誘導を定めているところ、まずミサイルについてはですね。

そちらのほうは、その後の対応につきましては、当然避難所を開設したり、町の組織内での役割というのは基本的には通常自然災害と変わらないんですけども、ただ、有事といいますかミサイルでありますので、なかなか町で対応するところを超えてしまっている部分については、国、自衛隊のほうと協力体制を仰ぎながら、町民が安全に避難できる状況というのを確保したいと。

そのような内容を今、国のほう含めて計画書の作成、策定を進めているところでありまして、テロの場合はテロの場合で、こちらも町でどうすることもできる範囲を超えているところになりますので、なかなかそこも、そういった際には国からの日頃の備えについてなんですけれども、そういった集団を見かけたりした場合は速やかに通報するであったり、逃げてくださいよというような部分でしかないものですから、ただ、いずれにし

でも、そういった、それに対しての体制というのは、自然災害等できる範囲で、それに倣って町のほうは対応したいと考えておりますが、町民の皆さんについては、そういった内閣官房の注意喚起をしているところを一度ご覧いただくような形で誘導はしたいと思います。

ちょっと答えになっていない部分でございますが、そのようなことで高久議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございますか。

5 番。

○5 番（高久美秋君） 今の答弁ですと、例えば Jアラートが鳴って矢吹町に爆弾が落ちたと。これが例えば原子爆弾だったとしたら、その先の対応はもう全くないということなんでしょうか。これはどういうふう to 町民を守るとか、どういうふうな手順でやっていくかというのは全然ないということなんでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 高久議員、通告の中では②、③でどういう災害があるか、想定されているかということですが、国民保護計画についての具体的なところは、今回の答弁にあるように今年度改定をしていくということです so、そこの中にもし、例えば取り入れてほしいものとか考えてほしいものというのがあるんだとしたら、そういったものをちょっと確認するとかということにして、後ほどまた細かいところは担当のほうと確認をしていただきたいと思います。

ほかの質問に入ってください。

○5 番（高久美秋君） はい、分かりました。

じゃ、次の質問にいきます。

近年では、もう地震や台風、洪水、感染症などの流行など非常事態に直面する機会が増加しております。これらの非常事態に迅速かつ効果的に対応するために、広域圏や県レベルの各自治体が連携し、総合的な対応策を検討するのが不可欠だと思っております。非常事態における情報共有、資産配分、緊急対策の協力体制の確立を目的として、広域圏及び県における非常事態対応会議というものには存在するかどうかお聞きします。

○議長（藤井源喜君） 災害に対する広域での会議が存在するかどうかと。

○5 番（高久美秋君） 県単位だったり、広域圏で。

○議長（藤井源喜君） そういう内容でよろしいですか。

○5 番（高久美秋君） はい。

○議長（藤井源喜君） 分かりました。

答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 5 番、高久議員の再質問にお答えいたします。

何か月に 1 回というふうには決まっているわけではないんですが、県との防災会議とかございますし、緊急時にはホットラインのほうもありますので、そちらで連携、協議ができるような備えにはなっております。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋君） 答弁ありがとうございました。

今まで話していたような対策会議だったり、想定したいろいろな避難指示であったりというのをデジタル化して全町民が見られるような体制というのをやっていただきたいなと思っています。それは、熊本地震のときに、熊本市長が地震のときにいろいろ対策していたら、ファイルがもう10センチ以上になっちゃったと。現場はもう本当に混乱して、一々それを見なきゃいけないという状況が続いたそうです。それで、やはりこれはちゃんとデジタル化して、ちゃんと誰もがすぐ見られるような体制を取ったほうがいいんじゃないかということ言われていたんですけれども、そのような体制にする方向であるかどうか、お聞きします。

○議長（藤井源喜君） 例えばデジタル化、どういったもののデジタル化と考えていますか。

○5番（高久美秋君） それは、先ほど答弁にありましたような災害、いろいろな非常事態に対する災害が想定されていましたが、それ全てだんだん更新できるように、いきなり全部つくれではないですけれども、それをだんだん更新していけるような体制づくりというのは、どうなんですかねということです。

○議長（藤井源喜君） 高久議員、もう一回確認をさせていただきます。

例えば、対策本部とかに紙で出てくるデータがいっぱいになってこうなるとい話なのか、町民の方にも、町のどこでどういう被害が出ているというものをデジタル化した状態で、アプリを開くと、例えば町の中の被害はこの地区ではこんなものがあるとか、そういったものをデジタル化していくというような意味でお話をしているのか、そのデジタル化というところをどういったもので考えているのか。もう一度質問してもらっていますか。

○5番（高久美秋君） それ、分けなきゃいけないでしょうかね。例えば、じゃ分けるとすれば、じゃ2つあってもいいですし、その都度その都度の執行……

○議長（藤井源喜君） 高久議員が何を聞きたいかです。

○5番（高久美秋君） 一番はやはり想定している災害に対する対応策です。それをやっぱ、今回防災マップとして全町民に配られましたが、あれはやっぱり洪水であったり雪だったり地震だったりという意味ですけれども、そのほかにも非常事態っていろいろな非常事態がありますので、それをデジタル化して見られるようにしたらいいんじゃないかなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 高久議員にもう一度確認をします。

誰が見る内容ですか。

○5番（高久美秋君） それでは、防災マップをじゃデジタル化していただけますか。

○議長（藤井源喜君） まず、再質問それでいいですか。防災マップをデジタル化してくださいと、いいですか。答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

防災マップのデジタル化でございますが、既に町のホームページ、防災ポータルというところに掲載できてございますので、その辺の周知も町民の皆さんに、つくってあったとしてもまだまだ認識がされていない部分

あると思いますので、そういった周知をいろいろ進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

5 番。

○5 番（高久美秋君） よろしくをお願いします。

それでは、次にいきますね。

関東直下型の地震とか南海トラフ地震なんかも想定されておりまして、今70%から80%、ここ30年の間にと
いう報告がなされております。甚大な被害が発生した際、被災地では避難所の不足や避難民の受入れ体制に大
きな課題が生じます。このような非常事態において、避難民受入れ体制の支援協力を積極的に行う準備を矢吹
町でしたらどうでしょうかということなんですけれども、当町を広域的な避難所受入れの拠点としての役割を
果たし、災害時に被災地との連携でスムーズな受入れ体制を整えて、避難所の開設や生活支援物資の確保、さ
らには医療や福祉のサポート体制を万全にして避難民が安心して過ごせる環境を提供して、また自治体間の連
携を強化して、ほかの地域からの支援要求にも柔軟に対応できるような整え、例えばトイレカーなどの衛生…
…

○議長（藤井源喜君） 高久議員、すみません。

残りが2分です。広域連携等については、今回、一般質問の中で触れてはいないのですが、端的にもし再質
問がありましたら、かいつまんでお話をしてください。お願いします。

○5 番（高久美秋君） 関東直下型の地震なんかがあったら、相当避難民が増えると思うんです。そこで、やっ
ぱり矢吹町は受入れ体制を整えて、その人たちを受け入れて、何とか助けるというような姿勢にならないかど
うか、そういうことをちょっと考えていただければと思っておるんですけれども。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 5 番、高久議員の再質問にお答えいたします。

大規模で広域、広範囲な災害が発生した場合に、町独自で判断をして受入れとかということにはなりません。
これは国や県のほうからの要請に応じて町がそのときできる範囲で受入れをするというような姿勢でございま
す。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

5 番。

○5 番（高久美秋君） これ、全国地方サミットで熊本市長からの要請でやったんですけれども、食料とか水と
かは何とかなったそうなんです。ただ、市内は下水が壊れていまして、なかなかトイレが二、三週間使えなかつ
たそうです。そこで、サミットの中で自治体が1台ずつトイレカーを買って、それでその甚大な被害が出た
場合は、それを持って駆けつけるような体制にさせていただきませんかと議会で言ってくださいということと言
われましたので、これは予算もあることなので検討材料になるかどうか、ちょっとよろしくお願いします。

○議長（藤井源喜君） 質問ですか。

○5番（高久美秋君） はい、検討していただけるかどうか。

○議長（藤井源喜君） 通告外の質問と思いますが。

○5番（高久美秋君） いや、これは大丈夫じゃないでしょうか、検討すると言って……。

大丈夫ですか、時間。

○議長（藤井源喜君） あと10秒です、じゃ。

○5番（高久美秋君） じゃ、これ熊本市長からの切なる、トイレ、袋に入れてやるというのは大変だったので、どうかこれは検討してくださいということだったので、よろしくお願いします。

いろいろすみませんでした。ありがとうございました。またよろしくお願いします。失礼します。

○議長（藤井源喜君） 以上で、5番、高久美秋君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時45分です。

（午後 2時28分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 2時45分）

◎会議時間の延長

○議長（藤井源喜君） ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認め、時間を延長します。

◇ 富 永 創 造 君

○議長（藤井源喜君） 通告4番、7番、富永創造議員の一般質問を許します。

7番。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席にいる皆さん、どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

通告に従いまして、2つの大きなテーマで質問させていただきます。

9月1日は防災の日、皆さんの知っているとおり関東大震災が起きた日であります。そして、今日は9月9日、9、9。そして一般質問、6人の議員のうち3人は防災についてであります。非常に防災に対する意識、これが高まってきていると私は感じております。しかし、それに加えて、さらにこの質問によって防災意識の向上を求めたいと思います。

2011年3月11日、震度7、マグニチュード9、東日本大震災。2021年2月13日、震度6強、マグニチュード

7.3、福島県沖地震。2022年3月6日、震度6強、マグニチュード7.4、福島県沖地震。そして今年の1月1日、ご存じのように震度7、マグニチュード7.6、能登半島地震。8月8日には宮崎県で震度6弱、マグニチュード7.1の地震が起き、気象庁は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表しました。

南海トラフ巨大地震は、これまでも、今後30年以内に70%から80%の高い確率で起きるとされております。

また、本町公式ホームページには、北海道・三陸沖後発地震注意情報についてを載せてあります。これは日本海溝・千島海溝沿いの領域では、マグニチュード7.0クラスの地震が発生した後に、さらに大きなマグニチュード8.0クラス以上の大規模な地震が発生した事例なども確認されており、今後も同様の事象が発生する可能性がありますと注意を呼びかけておるものです。

以上のように、巨大地震が日本列島のどこかで発生する。今後、本町も再度大地震に見舞われる可能性は少なからずあると思います。大規模地震発生に備えたさらなる防災意識の向上を図る必要性を強く感じています。町民の安全・安心、生命、財産を守るためにも、地域防災計画や防災ハザードマップを活用し、起こり得る災害の想定と、これまでの被災経験を生かした防災訓練、災害時の迅速・効率的組織体制の検証、災害発生後の自助、共助、公助の活動目標の明確化がなされていなければならないと考えられます。

最後に、平時にやっていないことは非常時にはできない、まともな警鐘であると思います。日頃の災害に対する備え、行動が求められております。

そこで質問ですが、1、大地震等の町民防災意識の向上促進をどのように進めているのか。

2、災害時の迅速・効率的組織体制の移行に対応できる各課のマニュアル作成、見直し、定期的訓練は行われているのか。

3、ライフラインが停止した場合、避難所でのトイレ問題の解消をどう図るのか。

続いて、2つ目の質問に移らせていただきます。

何度か質問してはいるんですけども、大池公園整備計画についてであります。

質問目的としまして、大池公園整備計画推進に当たり、豊かで魅力ある自然環境の保全と維持の実現のため、公園やその周辺で生活する小さな生き物、その小さな生き物たちとの共生を十分に考慮された整備計画の推進が行われることの重要性を理解していただくために質問いたします。

大池は町民の憩いの場として、大池公園の四季折々の豊かな自然や景観を楽しむことができる町の観光、文化資源、魅力ある地域資源の公園の一つとして親しまれてきております。こうした中、大池公園内で、県が指定する絶滅危惧種のヨシゴイ（サギ鳥の一種）の母鳥が4羽のひなを引き連れている姿が、今年の7月13日、写真に撮られております。その後、そのひなの1羽が池のふちで亡くなっているのが目撃されております。

同月7月19日頃までヨシゴイが目撃された池のふち周辺では、大池景観を害するとして、人の背丈ほどある水生植物ガマの伐採作業が行われておりました。大雨も降りました。7月はヨシゴイの繁殖期です。ほかの動植物や魚類にとって水生植物群は重要なすみかであり、最適な生息環境になっております。チョウトンボがヤゴから羽化する場所になっています。水生植物の伐採は、一方では小さな生き物たちの生息場所を奪ってしまっていることを私たちは知らなければなりません。

自然環境保持のために自然景観を守る。そのため、景観を害するガマ、ヨシ、ヒシなどの抽水植物の伐採作業が行われた。結果、対岸がよく見える昔の大池に戻りましたと満足する。それでいいのでしょうか。

同時に、それは大池公園で生きる貴重な生き物たち、チョウトンボ、オオヨシキリなどのすみかであり、そこはイタチや蛇といった外敵から身を守る環境の場、それを奪ってしまったことを我々知るべきだと思います。

大池公園整備計画の中で、守ってほしい生き物がいながら、その生き物たちの生息の場を奪う作業が実施され、大池の貴重な生態系を知らず知らずに壊してしまっていることの矛盾に気づいていただきたいのです。

中国の瀟湘八景、日本の近江八景、それから金沢八景といった景観だけが優先される人工的大池公園としての姿だけではなく、あゆり沼から大池公園になっても継承されている小さな命の循環、貴重な生態系の保全、維持があつてこそ、次の世代、次世代に残せる私たちのレガシーになるのではないかと。

そこで質問。

1、生態系の保全維持の意義と重要性を盛り込んだ計画の見直しの考えを伺います。

2、大池を生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湖沼としてラムサール条約の登録に働きかける考えはありますか。

3、子供たちの環境学習に、命を育む豊かな生態系に触れることができる大池の活用が考えられる。見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、町民の防災意識の向上についてのおただしであります。

さきの小島議員、高久議員への答弁と一部重複いたしますが、令和5年10月に大地震や大雨を想定した福島県南地方総合防災訓練を本町大池公園で開催し、災害対策本部設置訓練や消火訓練、応急救護所設置訓練、支援物資輸送訓練、救急・救助訓練など災害を想定した訓練を関係機関と連携して行い、その際には多くの町民の皆様に参観いただいたほか、各小中学校では、様々な災害が発生した際に、児童生徒が自らの判断で対応したり、危険に遭わないように行動できるよう、毎年避難訓練を実施するなど、町民の皆様の防災意識の向上を図っております。

また、令和6年3月から福島県防災アプリの運用が開始され、気象情報や地震情報、弾道ミサイルの発射情報など防災関連情報をリアルタイムに取得することができるようになったことから、町ホームページや広報やぶき等を活用し、町民の皆様に周知を図っているところであります。

加えて、災害に強いまちづくりに向けて、地域の防災リーダーを育成するための支援として、防災士の資格を取得する町民に対して資格取得等の費用を助成する矢吹町防災士資格取得助成金制度を令和5年度より設け、地域防災における担い手の育成を図っております。

今後も、自助、共助、公助の視点で、町民の防災意識を高める取組を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害時に迅速に対応できるマニュアル作成及び定期的な訓練についてのおただしであります。

大雨や地震などの災害発生時においては、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対

策活動を実施する上で極めて重要であることから、矢吹町地域防災計画において、職員の動員配備及び各課の役割分担等を定め、迅速かつ確な配備体制の下、災害に対応できるよう取り組んでおります。

この矢吹町地域防災計画については、令和5年3月に国や福島県の防災計画との整合性を図るための見直しを行うとともに、職員のマニュアルとしても活用しております。

また、定期的な訓練の実施につきましては、県南地方総合防災訓練及び消防団による消火訓練等の実施や、国や県との緊急地震速報訓練等の情報伝達訓練を行っております。

なお、先月発生しました台風7号及び台風10号に際しては、矢吹町地域防災計画に基づき、初動体制として情報収集、集会所を含む町の施設の確認、防災無線による町民に対する注意喚起、さらには阿武隈川が氾濫した場合に備え、保健福祉センターを避難所とする開設準備を行い、安全が確認できるまで全職員警戒体制を取るなどの対応を実施しております。

今後におきましても、国や県と連携を図りながら、災害発生時に迅速かつ効率的に対応できる体制の構築に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ライフラインが停止した場合における避難所でのトイレの問題についてのおただしであります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、水道管が断裂し、町内全域で断水する事態となったことから、生活用水を供給するため、五本松にある水道配水池から給水タンクで水の運搬を行い、文化センター駐車場において給水所を開設いたしました。

また、公共下水道及び農業集落排水処理施設につきましては、地震による下水道管の破損はあったものの、一般家庭からの汚水については処理することが可能な状態であったことから、給水を利用することでトイレの使用も可能でありました。

避難所でのトイレの問題につきましては、さきの小島議員への答弁と一部重複いたしますが、災害備蓄倉庫内に箱型の簡易トイレを12基、缶型の簡易トイレを38基、し尿を処理するための袋を1,800枚、障害者の方が利用できるオストメイトトイレを2基備蓄し、災害に備えております。

なお、本年1月1日に発生した能登半島地震では、移動式トイレが環境衛生面において効果的だったというふうに聞いておりますので、今後、導入自治体の状況を確認するなど調査検討をしたいと考えております。

今後も大規模災害等が発生した際に、避難された方が不自由なく安心して避難所での生活を過ごせるよう、準備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大池公園整備計画について、生態系の保全維持の意義と重要性を盛り込んだ計画の見直しの考えについてのおただしであります。

平成30年6月に策定しました大池公園整備計画については、近年の社会情勢や社会環境の変化、利用者が求める役割等の変化のほか、観光資源としての魅力増進やにぎわい創出などの新たな観点から、現在、計画の見直しに向け、民間活力導入可能性調査業務委託により、持続可能な維持管理運営に関する市場調査や関係各課による協議を行っているところであります。

令和5年度に行った第7次矢吹町まちづくり総合計画策定に関する住民アンケート結果では、現在の大池公園の魅力について、「四季折々の自然」と回答をいただいた方が最も多く、利用者の方々には大池公園の四季の魅力を十分に楽しんでいるものと認識しております。

一方で、同アンケートにおいて、より多くの方に利用していただくために必要なものとして、「自然環境の保全」との回答を多くいただいております。

自然環境とは、人の手が加わっていない自然由来のものにより構成される環境を指し、空気や土、水や花木、その他自然に存在する動植物などが当たりますが、これら全体による循環が生態系であります。

生態系が維持されなければ自然環境の保全は実現できないため、当該公園においても、水鳥や昆虫などの生息地として保護エリアを選定し残していくなど、生態系の保全維持も大変重要であると考えております。

大池公園整備計画の見直しにつきましては、多くの町民の皆様の多様化するニーズや様々な価値観を把握するとともに、自然環境の保護に取り組む団体や生態系の専門家等の意見、提案などを取り入れ、生態系保護の視点についても考慮してまいりたいと考えております。

今後も、大池公園という資源を最大限に活用できるよう、多くの皆様に愛される公園づくりを検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、大池のラムサール条約登録についてのおただしであります。ラムサール条約とは、正式名称が、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約でありまして、国内における登録数は53か所となっております。

この条約の登録地となるためには、まず国際的に重要な湿地として認められること、次に、自然公園法や鳥獣保護管理法等、国の法律により将来にわたり自然環境の保全が図られると認められること、そして、地元住民などから登録への賛意が得られること、以上3つの条件を全て満たす必要があります。

先ほど述べました国内53か所のうち、大池公園と同様、公園として位置づけをしている湿地は、東京都の葛西海浜公園のみでありまして、当該公園については、東京湾に面し毎年多くの渡り鳥が飛来するなど、定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地であります。

また、同じく登録湿地である新潟県の瓢湖については、池の周囲が約1.2キロメートルと、大池公園の池よりも面積が小さいながらも年間約6,000羽のハクチョウ類や3万羽以上のカモ類が飛来しており、登録以前から国指定鳥獣保護区に指定されている湿地であります。

条件の一つである国際的に重要な湿地として認められることの登録基準の一つに、水鳥の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えていることという基準があり、この基準を満たしていない大池公園においては、葛西海浜公園や瓢湖のように登録条件をクリアすることは非常に困難な状況にあると認識しております。

町といたしましても、大池公園に水鳥や昆虫が生息できるよう、生態系の保全・保護を継続的に行っていくことが非常に重要であると考えておりますが、議員おただしのラムサール条約登録への働きかけにつきましては、貴重なご意見と受け止めさせていただき、今後、生態系の保全・保護を踏まえた公園づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 7番、富永議員の質問にお答えいたします。

大池公園を活用した子供たちへの環境学習についてのおたかしであります。大池公園は、水上ステージで行われる各種イベント、散歩道のウォーキングやジョギング、松林内のキャンプ、大型遊具の遊び場、日本庭園から見える風情ある景観、ふるさとの森芸術村の展示など、様々な世代が楽しめる魅力があり、多くの町内外の皆様、子供たちが親しみを持ち訪れている本町を代表する公園であります。

現在、本町の幼稚園並びに小学校におきましては、大池公園の多様な動植物が生息、生育している豊かな自然環境を生かした貴重な学びの場として有効に活用させていただいております。

幼稚園では、遠足等で活用しており、大池公園の自然に触れ、感動する体験を通し、自然への畏敬の念や愛情を持たせるとともに、身近な動植物を命あるものとしていたわり、大切にすることを育んでおります。

小学校低学年では、生活科の学習において、大池公園の四季折々の自然がもたらす豊かな恵みを感じ、動物や植物の変化や成長の様子を観察することで、それらの動植物が育つためには適切な場所が必要であることについて学んでおります。

また、小学校6学年理科の生き物と環境の学習では、生き物調査や植物観察などを行い、生き物と環境との関わりについて理解を図る学習内容に取り組んでおります。大池公園に生息している多様な生き物が、大池の水辺の植物という環境の恩恵を受け成長していることを学ぶことは、生き物と環境の学習につながる大切なものと考えております。

今後も、子供たちが大池公園の自然に触れ、感動する体験を通して生命の不思議さや貴さに気づき、動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもち、関われるよう環境学習を充実させてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。

まず、防災・減災対策の充実についてに関して質問させていただきます。

町のほう、また答弁にもありますように、去年10月、福島県県南地方総合防災訓練、実施しております。そのほか、福島県の防災アプリ、私も自分のスマホに入れております。そして、防災士の資格に関する助成制度、そういった人材を担う、育成ですね、それを考えているということでもあります。大体こういったことから質問します。

町民防災意識の向上、十分図られると認識しているかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

まだまだ十分ではないと思っておりますので、引き続き周知、防災意識の向上に向けた取組というものをやってみようと考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7 番。

○7 番（富永創造君） まだまだ十分ではないという意識であるということでもあります。私もそう思います。

それで、この住民の意識向上、その延長上というのは、やっぱり行動できるかできないか、適切に、迅速にかかっていると思います。そういった中で、担当課のほうでは自主防災組織の強化とか、個別避難計画、こういったことについて話されているかどうかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7 番、富永議員の再質問にお答えいたします。

先ほど小島議員のほうに答弁したと思いますが、自主防災組織、こちら行政区のほう、町の行政区長会、こちら役員の方とお話ししまして、コロナの時期であったり、なかなか活動が集まってできなかった時期はあったものの、これから再度、自主的な防災訓練であったり、そういったものに取り組んでいこうという、自治会単位です、そういうところも協議を進め始めたところでございます。

なお、その際、県の防災アプリにあります自主避難の経路を入れるというものもございまして、そういったものの活用も促しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7 番。

○7 番（富永創造君） 自主防災組織の強化に向けて、いわゆる行政自治区が出てきております。同僚議員も触れましたが、それとのコミュニケーション、これからそちらのほうを進めたいということですが、実際もう9月になっておりまして、能登半島地震は1月1日であります。そこら辺の時期から対応してもよかったのではないかと私は思うんですけれども、コロナも大体落ち着いておりますから、そこら辺の遅れというのは、言い訳になってしまうのかどうか私は分かりませんが、私は遅れていると思うんですけれども、担当課としてはどう考えているかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7 番、富永議員の再質問にお答えいたします。

遅れに遅れたというか、表立ってというお話についてが今になっているものの、東日本大震災以降も継続して自治会の皆様ともそういったお話をしていたり、時には、これまでもお答えしていますが、消防団の事業関係であったり県南総合防災訓練であったりとかいう機会の中で、行政区、自主防災という形のところでの取組はしておりましたので、形として今後、より具体的に活動するための協議は改めてしているものの、その時折、徐々にですけれども話は、そういった取組については進めているということのお答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7 番。

○7 番（富永創造君） なかなか苦しい答弁のような印象を受けてしまいましたが、2 区行政あたりではどうもマニュアル化ができていようなんですよ。そういった先進的にもうつくっているところもあると。

そんなところで、やはり地域自治行政地区とのコミュニケーション、これは大切なことでありますので、ぜひこれから担当課、強いリーダーシップを示していただければと思います。

次にであります。

県南地方総合防災訓練も含めると、これはこういった災害に当たって、自助、共助、公助という言葉が出てきますと、答弁の中でもこれに触れております。こういった防災訓練、どちらかというと公助、プラス共助も含まれているなど思っていますが、答弁の全体の印象から、住民の参加、協力、それ とも伝わってこないというのは答弁から受けた印象であります。

こういった訓練を通して、やっているという答弁ありますので、住居が主体的、または住民と共に、住民の参加があつての訓練、十分行っているのか。また、そういった訓練に対してどのように考えているのか、答弁お願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7 番、富永議員の再質問にお答えいたします。

町では、今やれることをやれるタイミングで取り組んでおります。これからもさらに、今、富永議員からおただしありましたようなところで、もっと住民参画ができる防災訓練であったり、そういった取組について進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7 番。

○7 番（富永創造君） 共助の部分で、町とそして住民、この方たちが災害発生した時点で適切に円滑に動く、これは日頃の訓練によるものと私は思っております。そういったものに対してしっかりと取り組んでいく、それをやっているかどうかということで、今質問させていただきました。今後ともこの機会にさらなる充実を求めたいと思います。

付け加えるのであれば、やはり言葉、マニュアルだけでは不十分であろうと。実際に動くことでそこに課題が生まれ、そしてそういった、たとえ訓練であっても自分たちはどう動いたほうがいいのかということを住民自身、参加した人たちが考えるわけです。それによって、さらにいい行動、避難行動というものを考えるのではないかと私は思っております。

ですから、住民の皆さんと共にやはり訓練、一緒にやることでお互い理解し合えると、そう思っておりますので、公助の部分でもう少し力を入れて進めていってもらいたいと思っております。

そこで、答弁の中で防災士、その資格を取得するというふうなことで助成制度があるよということです。周

知もされていると思います。では、今後、この防災士が大体どのくらい集まることで、どんなふうな役目を期待しようと考えているのかお伺いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

防災士につきましては、地域防災のリーダーとして力を発揮していただきたい、そういう思いでその取得の補助をしております。つきましては、各行政区に1人は、全部の行政区にその方たちがいるようなことを目指して考えてございます。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） ぜひ防災士を育成されて、リーダーとして各地域、自治体で活躍できるような体制を整えていただければと思います。中には積極的な行政区の方もおりますから、その中でかち合ったりぶつかったりということではなくて、前もってそこら辺を話し合うなり、穏やかに円滑に進むような、そんな体制、防災士を入れることでさらに避難行動も適切に進むことができると、そういうふうになると思いますので、ぜひ人材育成、大切にして進めていただければと思います。

続きまして、災害時の迅速・効率的組織体制の移行における各課のマニュアル作成なんですけれども、今回、台風が来たときにそれぞれ訓練しているということで、職員のマニュアルは大丈夫だというような答弁だったと思います。矢吹町地域防災計画、あれ相当分厚いですよね。それを各課に分けて、そしてマニュアルにしているのか、どんなふうなマニュアル化にしているのか、ちょっと細かいんですけども。

というのは、職員の皆さん、3年とかで動きますよね。そうすると、そのとき新しく入った職員が、そのマニュアルを見てずっと分かったら、そういうふうになってほしいなと思います。そういう点においても含めながら、どのようなマニュアルを作成されているのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

先ほどから繰り返になりますが、こちら、前に議員さんのほうにもお配りしているこの地域防災計画、こちらが我々職員のマニュアルでもございます。課ごとの、どこの課が何をする、記録であったり現地確認であったりということも定めていますし、その課に所属する職員がそちらの役割を担うというところの定めとかもございまして、職員一人一人がその警報であったり、時によっては、地震の震度によっては役場にちゃんと来るんだとか、そういったところを定めているものについて、まずマニュアルはこちらでございます。

あとは、人事異動であったり、震災等あった場合には、当然その課の課長なり、係長なり、上司、先輩に当たる方がきちっと、我々の課では何か起きたときにはこのマニュアルに沿って行動するんだというところで、

指導徹底しておりますので、ご安心いただければと思います。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7 番。

○7 番（富永創造君） 今、防災マニュアル、分厚いものです。新しく別な課から異動した職員、別の前いた課でも見ているわけだから、これ見てちゃんと自分の、どういうふうに行動するのか、そこまで具体的に指示というか、されているのかなと思うと、こういうふうに動かなければならないと、そこまで、この課はどのように職員は動くんだというはっきりとした具体的な明確な言葉にはなっているのかどうか。

それによって、各課のマニュアルと私は言えるんだと思っておりますけれども、あくまでその赤くて分厚いやつで、どうぞ見なさいで各課担当のマニュアルとしているのかどうか、この点お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7 番、富永議員の再質問にお答えいたします。

各課の役割、課ごとの部分がある上で、所掌事務としまして細かくどういったことをするのかという指示書にもなっております。

なお、その災害対応に当たる場合には、まず災害対策本部会議を、町長を筆頭に統括として全課の課長が集まった中で、なおその災害に応じた細かい役割分担というのを協議しまして、その中で行動するというようにしておりますので、ご安心くださいというお言葉にまたなってしまうますが、そのように細かい決めた上で、なおかつ協議を、対策本部会議を経て対応に当たるということでもあります。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7 番。

○7 番（富永創造君） ということで、誰でも分かる職員のマニュアル、そんなものがあればいいなと思っております。ご答弁ありがとうございました。

続きまして、いわゆる災害時、ライフラインが停止した場合のトイレの解消であります。

質問します。

担当課、簡易トイレ、缶型簡易トイレ、オストメイトトイレ、実際に使ったことはありますか、使ってみましたか。お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7 番、富永議員の再質問にお答えいたします。

私、見たことと、使い方というのは把握しておりますが、実際にそこにまたがってということはございません。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） どうも簡易トイレ、こういった災害起きたときにということよく出てくるフレーズでありますが、実際に使いますと、私使ったことがあります。あれ、もういろいろ手順もありまして、臭い等も含めれば2回、3回使うと、もううんざりしてきます。そういったところがありますから。ぜひこれから、実際に使ってみたらいいなとは私は思って、お勧めいたします。

それで質問なんですけれども、こういう状態が簡易トイレある。そこで、答弁の中で言われていますように、移動式トイレ、これ能登半島地震においても、近くの棚倉町から行っております、そこで活用されております。恐らく国のほうでも1町村、市なり町なりに1つというような話になっているのではないかなと思います。

それから、予算面でもある程度カバーできるのではないかなと考えております。そこら辺を含めて、今後も早い時期にこの移動式トイレ、ぜひこのメリットをしっかりと押さえていただいて、導入を考えてはどうかと思いますが、この点、どうお考えかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁したとおりでありまして、導入済みの市町村等の調査をいたしまして、検討を進めてまいるといところでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） ぜひ移動式トイレ、自分たちの地域ばかりではなくて、ほかの地域にも活用できるという大きなメリットもございますので、早い時期の導入をお願いしたいと思います。

続きまして、大池公園整備計画についてであります。

ここにおいて、この大池公園をラムサール条約に登録する働きかけはあるかということで質問いたしました。そうしますと、答弁の中では、登録地となるのは国際的に重要な湿地として認められていること。もともとあゆり沼というのは湿地ですから、深さ5メートルにもなっていないのではないのかと思います。ですから、これには該当する。自然公園法や鳥獣保護管理法、国の法律により将来にわたり自然環境の保全が図られる。これは大池公園ですから、自然環境の保護は図られるであろうと。3番、地元住民などから登録への賛意が得られること。これは得られると思います。

ところが、葛西海浜公園、ここの鳥に関して、渡り鳥、ここは定期的に2万羽以上いると。さらに、新潟にある瓢湖、これは年間6,000羽、オオハクチョウなんですよ、類が。またはカモ、3万羽以上のカモ類が飛来するという。どうもこの点から、この登録するための条件の一つである国際的に重要な湿地として認められることということで、この中に水鳥の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えていること、どうもこれに引

つかかるのではないかということで、大池は登録条件、また登録するには非常に困難な状況にあると認識していると答弁されております。

この水鳥の個体群の個体数の１％以上、これどのように理解していただけるか、ちょっと共有したいなと思いますので、お答え願います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） ７番、富永議員への再質問にお答えいたします。

条件の一つである水鳥の個体群の個体数の１％以上を定期的に支えているということという基準についてありますが、こちらはその水鳥の数によってなんですけれども、全体の個体数の１％、例えば、ハクチョウであればハクチョウの１,０００羽が大池公園にいたとか、マガモであれば３,０００羽いたとか、そういうような数字をクリアしないと、その基準には満たされないというふうな条件になっております。

以上であります。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

７番。

○７番（富永創造君） 大池公園には野鳥が７６種類、この数年、約４年の間に確認されております。もしこれがそこを前提にした場合、１日３種類確認したと。２０羽いたと。３６５日全部掛けていく。そうすると２万１,９００になってきます。３万羽には近づかないんですけれども２万羽以上にはなるのではないのかなと、それくらいの豊かな水鳥に対しても恵みを与えている大池公園です。

ですから、まだまだ難しいという答弁ではありますが、もう少し実際に観察する、現場を見る、専門家もいますから。そういった人と共にそのラムサールの条件をクリアできないかを確認していければと思いますが、この点、どのように考えているか答弁をお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） ７番、富永議員の再質問にお答えいたします。

水鳥の数が約７０、大池にはいるということでありまして、私どももそのように認識をしております。このラムサール条約を登録しているほかの自治体の状況を見ますと、その水鳥がまずいるというところと、その個体数が一体どれぐらいいるかという調査をしております。当然これが１年ではない、１年だけではなくて、過去５年ぐらいに遡ってずっと、毎年毎年個体の数を調査しております。それで、改めてそのラムサール条約の登録に働きかけを行っているような状況であります。非常に時間はかかるというふうに認識をしております。

また、その自然公園だったり鳥獣保護区という、そういう問題もありますので、そういうような条件をいろいろクリアしていけないと、なかなか難しいのかなというふうには考えておりますが、富永議員のそういうような貴重なご意見として伺って、今後そういうような視点から勉強のほうはさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） この水鳥の76種類というのは、この期間、生物調査期間というのは2017年8月から2024年7月、この間にあって76種類を観察、確認しているということであります。

そこで、水生植物に戻りまして、その水生植物が水鳥にも、そしてチョウトンボ、貴重なトンボだと言われております。トンボといいますけれども、大池には恐らく8種類くらいのトンボが生存しておると。そして、植物は77種類ほど確認されています。花の咲く植物です。そして、それが大池の中で育っているヨシ、ガマ、ヒシ、そういった植物と密接に関わっている。そういった水生植物がすみかになっている、また羽化の場所になっている。また、ハクチョウにすれば根っこが餌になっている。魚たちにとってもすみかです。それが景観のこと、一斉に伐採駆除ということの進め方では、それだけではいけないと私は考えております。

もちろんこれ、答弁にありましたように、自然環境保護というのでも十分認識して進めているということでありますから、ぜひお願いします。

そこで質問なんですけれども、学校の生徒さんたち、幼稚園の子供たち、自然体験の中でザリガニを釣ったりとかというのを聞いております。しかし、今言ったように、生態系がどういうふうになっているのかまでは伝え切れないんじゃないかと。これをどういうふうに今の話、一見いいな、残したいなという生き物がいるにもかかわらず、片方で、生き物なんですけれども邪魔だ、見にくいとか、景観が邪魔される、切っちゃえ、そういう相矛盾するものが今あると。

そういった中で、生態系が維持されているんだよというのをどのように伝えるか、その点、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 富永議員、申し訳ございません。時間だったので、これで質問は打ち切りといたします。

○7番（富永創造君） はい。

どうもご答弁ありがとうございました。これが素です。

○議長（藤井源喜君） 以上で、7番、富永創造議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は4時5分です。

（午後 3時51分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 4時05分）

◇ 三 村 正 一 君

○議長（藤井源喜君） 通告5番、8番、三村正一議員の一般質問を許します。

8番。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴においでの方皆さん、遅くまでありがとうございます。

それでは、通告をいたしました一般質問について質問をいたします。質問は3つあります。

一つは、まちづくり総合計画と行財政改革大綱についてでございます。

質問の目的でございますが、第7次まちづくり総合計画と第7次行財政改革大綱の連携を確認して、町財政の健全化を図ることが目的でございます。

質問しようとする背景、経緯、課題等でございますが、今年6月に第7次まちづくり総合計画が策定されました。また、8月の議会全員協議会において第7次行財政改革大綱が示されました。町の最上位計画と行政・税制改革を具体的に、どのように連携していくのかを明確にして、次世代の将来負担の軽減を図り、持続可能な町民の福祉向上を図り住民の需要の実現に努めてまいりたいということでございます。

質問事項でございますが、第7次総合計画策定前に財政シミュレーションを行い、実施事業の選択と集中を行うべきと思うが、今回は、シミュレーションが後から示されましたが、総合計画に掲げた大規模事業を実施すると6年度以降赤字となるシミュレーションとなっております。このことにより計画が計画倒れにならないかを危惧しているが、町長の考え方を伺います。

2つ目でございますが、行財政改革大綱の実施計画の具体的な内容等をお尋ねします。

3つ目でございますが、経常収支比率が88.6%と高い、義務的経費以外の費用の見直しと実施事業等の見直しや歳出削減等を行うべきと思うが考えをお伺いいたします。

大きな項目の2番で、A I デマンドバス等の運行事業についてお尋ねいたします。

質問の目的ですが、A I デマンドバス事業について、国の交付金が今年度限りとなっているので、交付金なしで運営の可能性を確認したい。事業者の選定計画について、町民の関心が高いので明確にしたい。それから3つ目が、事業費が視察研修した喜多方市の事業費より著しく高いので、事業予算の検討状況を確認したいということでございます。

質問しようとする背景、経緯、課題等でございますが、本年10月に事業開始予定のA I デマンドバスの運行が、6月21日開催予定のプロポーザル方式による審査会が事業予定者の国庫補助金の不正受給報道により中止されて来年1月に開始予定に延期されました。また、現在、実証中のコミュニティバスの運行も、10月までの予定が1月まで延期されると推察いたします。

本事業予算の決定時の3月には、国の交付金と交付税措置により、一般会計からの負担はないとの説明がありましたが、5月末には国の交付金等は今年度限りと判明し、予算計上時と状況が変わりました。町財政が逼迫の中、本事業の持続可能な運営のためには、事業経費の削減や事業費に見合った需要、利用者数が必要であります。

議会で視察研修をした喜多方市では、コミュニティバス8台の運行で年間経費が4,200万円、1台当たり525万円であり、当町予算の事業費5,396万1,000円、1台当たり2,698万円と比べまして、著しく安い事業費で運営されております。当町の事業費の検討状況を確認したいということでございます。

質問事項でございますが、プロポーザル方式による審査会が中止されて、再度募集を行っておりますが、今後のA I デマンドバス事業者の選定の考え方を伺います。

2つ目でございますが、事業費の内訳等を伺い、先進取組の喜多方市との比較検討状況をお尋ねいたします。

3つ目でございますが、国から交付金は今年度限りであるが、来年度以降の経費内訳、財源等をお示しいただき、持続の可能性をお伺いいたします。

大きな項目の3番でございますが、新町西側エリアの開発についてお尋ねをいたします。

質問の目的ですが、新町エリア開発がホームセンター、ショッピングセンター等の進出により、ダイユーエイトですね、工事が進められておりますが、住民の生活環境と利便性が大きく変わってくるので、現在の開発計画、進行状況等を確認したい。また、残された開発予定地以外の土地の開発について、町の考えをお尋ねいたします。あわせて、このエリアに投じた町の事業費総額を確認することにより、費用対効果等の検証を図ってまいりたいと思います。

質問しようとする背景や経緯、課題等でございますが、平成24年6月の議会で新町地権者会よりの計画新町エリア開発計画の促進に関する陳情が採択され、平成28年1月より新町西道路用地買収が開始され、令和5年10月に新町西線道路が舗装され、使用開始となりました。その後、ホームセンターのダイユーエイト等の進出が決定し、現在、造成・建築工事が進められております。この間、新町西線道路の整備については、進出企業の仮の進出計画書や出店意向書の撤回、誘致企業なしでの新設道路等の問題があり、道路舗装予算が否決されておりました。

質問でございますが、1番として、新町エリア開発について、道路整備と併せて、企業進出が決定し、店舗建設が進められて、住民の方も強い関心を持ってオープンを期待しております。現在、どのような開発がなされようとしているのか、開発協議内容と、この開発についての町の歳入増加額見込み等のお考えをお尋ねいたします。

2番目として、新町エリア開発について、地権者会と連携して、グランドデザインの検討等を深めると、以前の議会答弁にありましたが、今回の開発予定地以外の土地の進め方は、どのような協議検討がなされているのかをお尋ねいたします。

3つ目でございますが、新町西線道路整備等の総費用について、用地買収費、道路整備費、上水道整備費、下水道整備費等の項目ごとにお示しを願います。

以上でございます。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、まちづくり総合計画及び行財政改革大綱についてのおたかしであります。

第7次矢吹町まちづくり総合計画は、8年後の町の将来像、これからの町の目指すべき方向性を示す基本構想と前期4年間、後期4年間の2期からなる基本計画で構成しておりますが、具体的な各施策及び各事業につきましては、毎年度、実施計画を作成し、実施状況の検証を行うとともに、中期的な視点に基づき、現況を計画に反映させるための見直しや部分的な修正を定期的に行いながら、財政状況を踏まえ、効果的・効率的に実施していくこととしております。

そのため、年度ごとの実施計画を作成する際には、財政状況を勘案し、各事業の実施時期や実施期間、事業

規模等について最適化を図りながら、事業実施に向けた進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

また、第7次矢吹町行財政改革大綱は、第7次矢吹町まちづくり総合計画を実現するため、限られた財源、人材等の経営資源を最大限に活用し、安定した行政運営を行うために取り組むべき行政改革及び財政改革の方向性を示した計画であり、前期4年間の令和9年度までの財政シミュレーションとして、行財政改革を実施しない場合と、実施した場合の2つのパターンをお示ししております。

議員おただしの令和6年度以降赤字となっているシミュレーションにつきましては、行財政改革を実施しない場合を想定したものであります。行財政改革大綱で定める基本理念、質の高い行政サービスを持続的に提供できる自治体経営の実現に向け、改革に取り組むことで、もう一つの財政シミュレーションにあるとおり、財政の健全化を図っていききたいというふうに考えております。

行財政改革の取組に当たっては、重点的に取り組むべき事項として3つの重点事項を定めております。

まず1つ目が、事業の選択と集中や受益者負担の原則に基づく使用料や手数料の見直しにより財政の健全化を図ること、次に2つ目として、人材の育成、効率的・効果的に行政運営を行うための事務事業の見直し等による組織づくりに取り組むこと、最後に3つ目として、自治体DXの推進や、民間活力、協働のまちづくりの推進等によって行政サービスの維持向上を図ることです。

これらの重点事項に基づき行財政改革を推進することで、第7次矢吹町まちづくり総合計画に定めたまちづくりの基本理念の下、各事業を確実に実行しながら、目指すべき町の将来像である「人が集い みんなで育み・学び・支え合う さわやかな田園のまち やぶき」の実現に向け邁進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行財政改革大綱の実施計画の内容についてのおただしであります。

行財政改革大綱の実行計画につきましては、現在、策定中ではありますが、さきの答弁でも申し上げましたとおり、行財政改革大綱で掲げた基本理念及び重点事項を反映させた取組を具体的に記載する予定であります。

また、個々の取組については、評価指標として、歳入の増加額や歳出の削減額など、行財政改革によって得られる効果を設定することも検討しており、年度ごとに評価指標の達成状況を確認し、進捗管理を着実にやっていくことで、財政の健全化や行政サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、実施事業等の見直しや歳出削減についてのおただしであります。

本町の令和5年度の経常収支比率は88.6%と、令和4年度から比較すると3.9%上昇しておりますので、歳出削減に向けた取組について、検討しなければなりません。歳出の削減に当たりましては、単純に経費を一律に削減したり、特定の経費だけを削減したりするのではなく、歳出全体のバランスを考慮しながら、聖域を設けることなく削減を図るとともに、総合計画に基づく重点方針など、必要な未来への投資につきましては、財源を振り向け、めり張りの利いた財政運営を行ってまいりたいと考えております。

また、事務事業の見直しに当たりましては、全ての事務事業について総点検を行い、緊急度や重要度などの観点から再検証し、事業の統合・整理や縮小、実施時期の柔軟な調整による事業費の平準化などに取り組む必要があると考えております。

こうした考えの下、具体的な取組内容等につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、今後、実行計

画において定める予定であります。一言で歳出の削減といっても、その判断が難しく、一筋縄ではいかない作業であると認識しておりまして、先進事例等を参考にしながら、知恵と工夫により着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、A I 活用型オンデマンドバスのプロポーザル中止後の事業者選定の考え方についてのおただしであります。

7月12日の議会全員協議会でご説明しましたとおり、本プロポーザルにつきましては、5月22日に公募を開始し、システム開発事業者及びバス運行事業者のグループ1者からの応募がありました。

このような中、応募があったグループのバス運行事業者から6月20日に雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の不正受給に関し、マスコミ報道がされるとの連絡があり、事実確認の必要性和適正な審査ができないだろうとの判断から、翌21日の審査会は中止としたところであります。

こうした事態を受け、7月24日に開催した第2回矢吹町地域公共交通活性化協議会におきまして、これまで、A I 活用型オンデマンドバス事業者については、システム開発事業者とバス運行事業者でのグループにより選定することが、準備を含めてスムーズに進められる手法と考えていたところ、その一方で、グループ事業者へ複数業務を一括発注した場合、何か問題が発生した際に、事業の広範囲にわたり影響を及ぼすということから、こうしたリスクを回避するため、事業者選定をシステム開発業務と、そして、バス運行業務、これに分ける必要があると判断されたところであります。

また、バス運行業務の公募に当たっては、近隣市町村をはじめ広くバス運行事業者へ応募の呼びかけをし、これまでの事情から、より透明性と公平性の確保に努める必要があると判断されたところであります。

こうした考え方の下、システム開発業務については、地図及び道路情報整理などに開発期間が必要となることを踏まえ、8月上旬から公募を開始し、バス運行業務については、バス運行事業者へ応募を広く呼びかける期間を設ける必要があるということ踏まえ、9月上旬から公募を開始することで了承されました。

現在のプロポーザルの状況につきましては、A I 活用型オンデマンドバスのシステム開発業務が8月1日に公募を開始し、1件の参加申込みがありましたので、9月19日に事業者選定委員会を開催し、事業者を決定する予定となっております。

また、A I 活用型オンデマンドバスの運行業務及び電話受付業務につきましては、9月2日に公募を開始し、参加申込期限は9月13日まで、事業者選定委員会につきましては10月8日に予定をしております。

なお、運行事業者の公募に当たっては、多くの事業者の参画を呼びかけるため、白河地区から郡山地区の事業者と連絡を取りながら、直接、事業所を訪問し、事業概要の説明を行ってきたところであります。

このように、当該事業者の選定については、透明性、公平性が高く、よりよい事業効果が期待できる公募型プロポーザルにより実施しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、事業費の内訳等と、先進組の喜多方市との比較検討状況についてのおただしであります。

通告書に記載のありました喜多方市のバス1台当たりの運行経費につきましては、喜多方市に事業内容を確認したところ、令和4年の10月から3月までの半年間で実施したものであり、歳出決算額の約4,000万円の内訳は、システム構築費や半年間の運行経費、予約受付センターの業務委託費等の経費であると伺っております。

そのため、喜多方市のA I オンデマンドバス8台の年間運行経費が1台当たり525万円という金額は、半年

間分に相当する経費となるため、年間運行経費として比較をする場合は倍程度の経費になることが想定され、また、事業費の詳細な内訳金額までは確認できませんでしたので、単純に比較することは難しいことについてご理解をお願いします。

さて、本町の今年度のA I活用型オンデマンドバス事業の経費内訳につきましては、事業期間は半年間であり、システム等の導入に係る費用が1,862万2,000円、バス2台分で運行費用が2,595万円、電話受付に係る費用が712万1,000円、その他、バス車載器購入、通信料、各種掲示物・広報資材作成などで226万8,000円であり、合計5,396万1,000円であります。

また、財源につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金により2分の1が補助対象となり、残りの2分の1についても、地方交付税措置の対象となり、今年度限りの補助ではありますが、国の財源を積極的に活用し、事業を推進しているところであります。

先進自治体である喜多方市では、A Iオンデマンドバスの「のるーと喜多方」が、本年10月1日から4台のバスが追加され、新しいエリアでの運行が開始されることから、合計で12台による運行となると伺っております。

喜多方市は、矢吹町と比較して面積が9倍以上と広いため、運行するA Iオンデマンドバスの台数が多く必要となりますが、1日11時間の運行時間のうち6時間が待機時間となる場合があるなど、稼働率が課題であると伺っております。

そのため、待機時の時間当たりの単価については、運行時の単価の約半額で単価契約を締結していると伺っており、このような契約ができたのは、複数の交通事業者による競争性が働いたと、現在、矢吹の場合は複数ではなく1つになりそうなんです。が、複数であれば当然競争性が働くので、費用が抑えられると、このことが要因の一つであると考えております。

なお、他の市町村において国の補助金を活用し、A Iオンデマンドバス事業を展開している事例を見てみますと、バス1台当たりの年間の運行費用につきましては、約1,500万円から2,400万円程度となっております。国の標準単価を用いて試算した場合には、年額1台当たり1,000万円を超える金額も算出されることから、本町の事業費も適正であると認められ、国のデジタル田園都市国家構想交付金が採択されたというものであります。

今後、当該事業を進めるに当たっては、喜多方市をはじめ先進市町村を参考にしながら、十分に契約内容を検討し、事業費の圧縮に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、来年度以降の経費内訳、財源等についてのおたかしであります。

令和7年度以降の経費内訳につきましては、現時点で今年度事業が契約に至っていないため、今年度予算をベースとした金額となりますが、システムの保守に係る費用が554万円、バス2台分で運行費用は4,910万2,000円、電話受付等に係る費用が900万円、その他、通信料、各種掲示物、広報資材作成など423万1,000円、合計6,787万3,000円が見込まれ、令和6年度と比較し、初期投資となるシステム導入費分が減額となるものの、年間を通じての運行となるため事業費は増加する見込みであります。

令和7年度の財源といたしましては、国土交通省所管の補助金で補助率3分の2の共創モデル実証運行事業を申請し、財源の確保に努めることを検討しております。

当該補助金は、交通を地域の暮らしと一体的に捉え、地域の多様な関係者の共創により地域公共交通の維持・活性化に取り組む実証事業について補助をするものであり、例えば、教育と交通、観光と交通など、交通と他分野の垣根を越えた連携事業が該当するものであります。また、福島県地域公共交通活性化補助金の申請を検討しており、上限額250万円を財源として見込んでおります。

これらの補助金の申請に当たっては、令和7年度の事業費全額が補助に該当するものではありませんが、国・県との事前相談を十分に行いながら、財源の確保に努めてまいります。

A I 活用型オンデマンドバス事業の継続した運行に向けては、国・県の補助金を最大限に活用することはもとより、運行収入のほか、広告収入等の自主財源の確保に向けた検討も進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ダイユーエイトの出店概要及び経過等についてのおたかしであります。

新町西側エリアにおける開発の第1弾として、株式会社ダイユーエイトが仮称ダイユーエイト新矢吹店をオープンする運びとなりました。

新店舗の概要といたしましては、大規模小売店舗立地法の届出の内容によりますと、敷地面積は約1万6,900平米、店舗面積が約4,700平米、駐車台数が240台以上という規模であり、本年11月末の営業開始を目指し、鋭意、建設工事が進められております。また、30名の新規雇用を予定していると伺っております。

これまでの経過につきましては、昨年秋に新町地権者会とダイユーエイトの間で合意が得られ、その後、関係機関との各種手続を経て、本年3月に大規模小売店舗立地法に基づく届出が福島県に提出され、5月末に着工が開始されたところであります。

今回の進出が契機となり、残る当該エリア内の用地の開発がより促進され、西側地域ひいては矢吹町全体の経済発展・活性化が大いに期待されるところであります。

また、税收効果であります。新町西側エリアにつきましては、現在、そのほとんどが田畑及び雑種地であり、それらの固定資産税は、概算で70万円が課税されております。

今後、開発が進むことで商業地や宅地としての課税が見込まれ、土地に係る固定資産税につきましては、概算で510万円となります。また、今回の出店によって、店舗等の建物及び償却資産に係る固定資産税に対して新たに課税することとなるため、合わせて1,400万円の税收が増える見込みであります。

平成30年9月議会定例会において、三村議員に答弁いたしました固定資産税の税收増加額1,300万円と、現時点における試算額を比較しますと、100万円の増額が見込まれております。

なお、固定資産税の算定につきましては、土地利用の状況によって大きく変わることから、仮に試算させていただきましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今回の開発予定地以外の土地に関する今後の進め方についてのおたかしありますが、現在まで、ダイユーエイト以外の様々な企業から、進出に係る相談等はあるものの、正式に出店等が決まったものはありません。

今後の進め方についてであります。新町西側エリアに関する町の方針は、地権者会の意向を踏まえ、密接に連携を取りながら、一体的な開発の推進を目指すことであり、このことにより、新町地区はもとより、町全体の発展につながるものと考えております。

また、昨年9月に開催された地権者会の会合においても、地権者会の中で細かな情報共有を図るとともに、今後も当該エリアに関し、面的整備の方針で残用地の開発を推進していくことが確認され、町もその旨の報告を受けたところであります。

以上のことを踏まえ、今後も引き続き、企業等から進出の相談があった際には、地権者会と町との間で互いに速やかな情報共有を図り、進出に当たっては、開発等に係るアドバイスやサポートを行うなど、地権者会との連携をより一層強め、残用地の開発を促進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、新町西線の道路整備等の総費用についてのおたしであります。

新町西線道路整備事業につきましては、平成26年度に着手し、一時休止する期間もありましたが、令和5年度に供用を開始し、総費用は1億9,351万2,793円であります。

項目ごとの内訳といたしましては、用地買収費が4,758万851円、道路整備費が9,880万1,852円、上水道整備費が1,126万4,400円、下水道整備費が3,586万5,690円であります。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

まず初めに、A I デマンドバスの運行事業について再質問させていただきます。

移動手段を持たない高齢者への方々の買物や外出機会の増加による生活の利便性の向上や、高齢者の運転免許の返納による不便な生活環境のために返納が決断できない方もおります。これらのニーズ、需要や町の現況や課題を検討し、社会情勢等の変化に対応して、矢吹町に最適な地域交通網を整備することが求められております。

現在、国では、タクシー会社の管理下で一般ドライバーが旅客運送を行う日本版ライドシェアとは別に、郵便局や農協、地域づくり法人等を活用して、一般ドライバーが有償送迎する自治体ライドシェアの拡大・充実をさせるという記事が6月に報道されております。また、現在行われている自由民主党の総裁選挙の候補者もライドシェアの全面解禁を公約にして進めている方もおり、現時点での地域公共交通計画に大きな社会情勢の変化が見込まれております。

多様な交通手段の中から、矢吹町に最適なベストマッチをチョイスしていただきたいと考えております。そのような観点から、私は、地域公共交通計画によるA I デマンドバスの実証運行については、反対しているわけではありませんので、ご承知おきをいただきたいと思います。ただ、実施するには、低予算で実施すべきであるという考え方がございます。それから、行財政改革の大綱の中でも、身の丈に合った事業にすべきであるという考え方を示しておられ、ご答弁もいただいておりますのでございます。

これらの中から質問させていただきます。今回、プロポーザルが中止になりましたが、このプロポーザル方式とはどのような手続になっているのかお伺いをしたいと思います。というのも、町の財務規則の中に一般競争入札と指名競争入札、随意契約等はございましたが、プロポーザル契約という手続のほうがなかったものですから、どのような規定に基づいてこのプロポーザル契約が進められているのかを、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

プロポーザル方式ですが、議員さんおっしゃるとおり、町の財務規則につきましては、一般競争入札を原則として、指名競争入札、随意契約ということで、一般競争入札の特例ということで入札方式が定められております。これ、地方自治法で定めておりますが、この中の、随意契約の中にプロポーザル方式というのが属すると言ったほうがよろしいですか、事前に提案をいただいて、その提案を基に選考された業者さんと随意契約を使って契約を行うという流れになりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） ぜひ、もし、私のような、この後の後輩が出てきた場合に、同じような質問をすると困りますから、財務規則の中でもその辺の表示をよろしくお願いいたしますと思います。

それで、随意契約ということであると、町のあれでは、2者以上の見積書の徴求をするということになっておりますが、この辺の見積りについては行われたのかどうかをお尋ねします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

ただいま、A I のシステムのほう、バスの運行事業のほう、これからプロポーザルの事業者選考会というものを開く予定でありますので、進行中ということで、まだ業者選定までは至っておりませんが、いずれにしても、事業者選定の中では、応募した事業者さんのほうから提案をいただいた形で、その中で、点数、評点数を定めておまして、その達した事業者さんであれば、相手が1者でもそれぞれ契約をするということで定めております。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） 私の質問は、2者以上からの見積りを徴求したのかという質問だったんですが、ご答弁がなかったようなんですが、今、金額の話出ましたけれども、プロポーザルの実施要領によりますと、提案上限金額1,862万2,000円ということで金額が出ておりますが、これらについては、どのような基準を基にして、されたのかということをお尋ねしたいと思います。

あわせて、2者以上の見積りは徴求したのかどうかもお答弁いただきたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 三村議員、質問は1回につき1つとしてください。

○8番（三村正一君） さっきいただけなかったから。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

A I 活用型オンデマンドバス導入の業務委託、公募型プロポーザルの実施要領に記載されています提案上限金額の内訳でございますが、こちらのほうは、令和6年度の 交付金、こちらを申請する際に積算した予算がベースのものでございます。システムの導入に係る費用として1,862万2,000円というところで、こちらのほうは、システムに係るもののみの国への申請時の金額であります。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） システム開発事業者とバスの運行事業者とのグループ選定を分けて、リスク管理をするとしたけれども、利用者の立場等あり、別々にリスク管理するということにて、そういった方向でリスク管理をしていくと言ったんですが、逆に、私のほうから見ると、利用者の立場からは、事故や不適正な運行があった際の責任の所在が明確にならないのではないか、困ることになると思うが、その点の検討はどのようになされたのかをお尋ねします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

まだ、事業者選定、選考委員会まで至っておりませんが、契約、それぞれ、システム、運行事業者、契約する際には、仕様の中で明確に責任の所在というものを定めますとともに、万が一の事案が起きた場合には、その事案の状況等を分析した形で、きっちり対応を取っていただくように、当然、事業者責任の中で対応いただくように定めるもので考えてございます。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） 高齢者の運転免許証の返納関係の予想をする上で、高齢者の車保有台数、どのぐらいあるのかというようなことが重要なことになってくると思うんですけども、令和2年の国勢調査の中で、矢吹町では1戸当たり2.3台ですか、車両の保有がされているというようなことでございますが、これの1戸当たりの台数は、保有台数で割れば分かるわけなんですけど、やはり、高齢者、65歳以上を高齢者というのか、70歳以上か、75歳以上かは、その辺の基準はちょっと分かりませんが、その方たちの車の所有というのは、どのぐらいあるのか。大体、80歳、85歳以上になって所有している人はそれほど、どうかというような……

○議長（藤井源喜君） 三村議員、そこは通告にありませんので、別の質問にしてください。

○8番（三村正一君） 高齢者の移動手段の確保という意味で、運転免許証の返納というところの話をしていた

んだけど、その返納についての促進策として、町として、具体的に、車の保有者の年齢等を把握したのかどうかということを聞くことが、質問事項から離れていますか。

〔発言する者あり〕

○8番（三村正一君） ああ、そうですか。分かりました。下げます。

次に、オンデマンドバス導入の業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領では、中止になったプロポーザルは公開であったが、今回は非公開としております。公募に当たっては、透明性と公平性の確保に努めるというご答弁ありましたが、非公開とした理由と、透明性・公平性というのは、どういうところから言っているのかをお尋ねします。

○議長（藤井源喜君） 三村議員、ちょっと確認させてください。

三村議員が言った非公開というのは、どここのところに出ているものですか。

○8番（三村正一君） これは、町のホームページからダウンロードした公募型プロポーザルの実施についての内容で、これの第2次審査プレゼンテーションの（エ）で、「プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。」というふうに要領の中に書いてあるものですから、それで質問させていただきました。

○議長（藤井源喜君） じゃ、出典はホームページのところということですね。分かりました。

暫時休議します。

（午後 4時56分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 4時59分）

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今回、ホームページに掲載しております内容につきましては、システム側のプロポーザルの関係でございます。システムにつきましては、企業様の営業情報、企業情報が多く含まれているということで、他社への情報流出を防ぐために非公開とさせていただいております。運行事業のほうは公開する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） ただいまご答弁いただいてありがとうございました。

それで、前回中止になったときには、システム開発者側のプロポーザルは、やるようになっていたのではないんですか。お尋ねします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

当初、同じく非公開でしたが、事業者さんのほうで、そういった情報を流さない中で、運行事業者さんとグループの中でご提案できますよということができたので、問合せがあった際には、公開、その事業者選定の前段の提案の席には入室して構わないというお答えをさせていただいたものであります。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） 前回のプロポーザル、中止になった関係のお話で、町民の皆様方からの声として、不正受給をした金を返せばペナルティーなしで不問にするのはおかしいのではないかというようなことを言われております。これ、矢吹タクシーさんのことで、新聞に公表されている内容ですが、町はこのことについてどのように考えているかをお尋ねします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

7月12日に議会全員協議会の中でもご説明いたしましたが、当該事業者による雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の不正受給につきましては、他の不正受給を行った事業所が同時期にありましたが、そちらの方は逮捕・起訴された。今回の事業者については、今のところといいますか、逮捕・起訴されておりませんで、なおかつ行政処分も受けていないというところでありますので、繰り返しになりますが、私どものほうの応募要件に合致すれば、それを妨げるものではないと考えてございます。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） 次に、喜多方市のデマンドバスの件で、確認をいただいてありがとうございました。

喜多方市のデマンドバスの歳出額は半年間で8台運行で1台当たり525万円であると。年間運行経費等では倍程度になると想定されるので、事業費の確認はできませんでしたという答弁ですが、当町の今年度予算5,396万1,000円も2台で割れば、1台当たり2,700万となります。それで、今年度予算については、10月から3月までの半年間でございます。私たちが喜多方市で聞いてきた4,000万ちょっとというのも半年間の運行でしたので、比較対象になると思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今回のA I オンデマンドバスの積算に当たりましては、当町のほうでは、当初、貸切りということで積算をしたものでございます。喜多方市さんのほうは、乗り合いであったり、また、今回、当町のほうでは、1日分の金額については、運行していない、待機時間、こちらがあったとしても、その金額、契約単価には差をつけないような積算をしてございます。

喜多方市さんのほうでは、先ほど、町長の答弁もいただきましたが、運行していない、ただ待っているときの単価については待機の単価を使って積算されているというところでありまして、単純、そこで言うと、これから実際に運行した中でよりよい、いかに安く効果を上げていくかというところにいきますけれども、実際、その中で、喜多方市さんに倣うとか、または、さらにいい契約方法とか、契約の仕方というものを研究しながら、単価の圧縮、事業費の圧縮に努めてまいりたいと思いますので、そういった比較が単純にはできないというのがそういうところの実際運行された中で喜多方市さんがいろいろ変えていた、我々は、単純に1日当たり幾らで、貸切りでバスを借りた場合に幾らだという積算をして、それで、今、予算を組んでいるというところの違いがでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） 私も、喜多方市に照会したんです。喜多方市では、喜多方市の地域協議会から運行支援委託先のネクスト・モビリティ社というところに、これ、A I の開発会社ですね、ここに6,010万で年間委託しております。それで、なお、運行事業者は4者に支払うというような形で、その中でやってもらうんだというようなことでの答弁でありました。それから、そのほかにかかる費用として800万円が受付センターにかかっているというような、そのような回答が、喜多方市の担当者からありましたので、ぜひ、そういったものも参考にして、今後取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

質問ですが、事業費の見積りについてですが、ハイヤーとかタクシーの料金と比較検討したんでしょうか。私、ネットで検索したんですが、タクシーで、社用車1日8時間で月20日間稼働で月額60万円だと、半年で360万円、2台ですと720万円になります。それから、ジャンボタクシー1日貸切りで6万2,000円、20日で124万円、半年で720万円というようなのが、大体今のジャンボタクシー等の相場ですので、その辺も、近隣のジャンボタクシーとかそういったところと検討を併せて、ぜひとも、安い金額でできるようにお願いしたいと思うんですが、質問戻りますが、ハイヤー、タクシー等の比較検討をなされたのかをお伺いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

比較ということではなくて、ジャンボタクシーでの参考価格によって、運行時間等を積算して計上したものであります。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） ぜひ、ジャンボタクシーも2者以上の年間契約なり何なりということで、2者以上から見積り取って、そういった点の契約に進んでいただきたいというふうに考えております。

私は、一応、補助金なしで持続可能なコミュニティバスじゃなくてA I デマンドバスが運行できることを願っての質問ですので、悪意に取らないでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

行財政改革のご答弁いただきましてありがとうございました。

選択と集中、受益者負担の原則に基づく使用料、手数料の見直し等財政健全化を図るというようなことでございますが、私は、町の財政状況はどんな状況なのかということで、決算報告いただいたほかに、令和4年度の決算について見させていただきました。その中で、総理府統計局では、全国の市町村を人口1万5,000人以上2万人未満、2次、3次産業80%以上で、3次産業が60%未満の市町村を4-1と分類して、類似団体ということで分類しております。

全国で矢吹町と同じ団体が31団体ございます。福島県では、矢吹町のほか、会津坂下町、会津美里町、三春町の4町村が該当しております。令和4年度の4町村の決算状況を見ますと、健全化判断比率で実質公債費比率が矢吹町が11.5%、会津坂下が10.3%、三春が7.4%、会津美里が4.9%で、矢吹町が高い位置にあります。公債費負担比率も矢吹町が72.3%、会津坂下が3.6%、三春が13.2%、あと、会津美里はパーセントなしということで、それ以下ということになっておるところでございます。

それで、全国の順位なんですが、将来負担比率は全国31市町村の類似団体のうち、何と矢吹町は第30位です。下から2番目というような状況になっておるところでございます。それで、公債費負担ですが、将来負担比率の関係ですが、これも31団体のうち25位というか、その位置にいるということで、非常に、こういった面で、行財政改革大綱化されて、びっくりしたなというような形で赤字になって、そういったことがございましたけれども、そういうような状況であることを認識した上で、今後、それらのご答弁の中にありました指標ですか、それらに向けて取り組んでいくというようなことございましたので、評価指標を設定するということですが、これらはどの点に重きを置いて設定していくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

行財政改革大綱実行計画での個々の評価指標という部分のお尋ねだと思いますが、町長答弁でもありましたように、行財政改革大綱実行計画につきましては、今後、具体的に定めていくものでございまして、歳入の増加額や歳出の削減額など、行財政改革によって得られる効果を設定することを検討しているという答弁をさせていただいたところであります。

三村議員おっしゃった財政指標については、非常に重要な指標であると認識しておりますので、その辺も、全国の順位ということではなくて、少しでも改善できるように取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一君） ぜひ、健全化に努めていただいて、県内 4 つの類似団体の中でも一番下でなくて下から 2 番目でも 3 番目でもいいから、そっちのほうに向けて努力していただきたいと思います。

それでは、新町西側エリアの開発についてお尋ねをいたします。

ご答弁いただいてありがとうございました。

ダイユーエイト進出が決まって大変皆さん喜んでございます。ぜひ、今後とも、そのほかの地域の面的開発をお願いしたいというようなことでも話が出ております。そういった意味で、今後の取組の中で、町としてどのような誘致活動していくのか、もし、そういった案があったらばお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 8 番、三村議員の再質問にお答えいたします。

町としてどのような考えで、新町エリアの開発を進めるのかとのおたかしであります。先ほど、町長が答弁しておりますが、新町西側エリアに関する町の方針については、地権者会の意向を踏まえ密接に連携を取りながら、一体的な開発の推進を目指すということで答弁をしておりますので、このような考えで、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一君） 昨年 9 月に開催された地権者会の会合というようなことでございますが、9 月以降は地権者会との協議はなさっているのか、いないのかについてお尋ねします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 8 番、三村議員の再質問にお答えいたします。

昨年の 9 月以降、地権者会との連絡等についてはどうかということのおたかしであります。いろいろ相談があった際には、地権者会とも連携を取りながら情報共有は図っているところでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一君） どうもありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（藤井源喜君） 以上で、8 番、三村正一議員の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 5時25分）

令和6年第444回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和6年9月10日(火曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案の付託

議案第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	君	2番	小	島	紀子	君
3番	芳	賀	慎也	君	4番	関	根	貴将	君
5番	高	久	美秋	君	6番	鈴	木	浩一	君
7番	富	永	創造	君	8番	三	村	正一	君
9番	鈴	木	隆司	君	10番	青	山	英樹	君
11番	熊	田	宏	君	12番	角	田	秀明	君
13番	堀	井	成人	君	14番	藤	井	源喜	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	蛭	田	泰	昭	君	副町長	鈴木	一	史	君
教	育	長	大	杉	和	規	君	総務課長	正	木	孝也
企画・デジタル推進課長	国	井	淳	一	君	まちづくり推進課長	神	山	義	久	君
会計管理者兼総合窓口課長	佐	藤	浩	彦	君	税務課長	小	磯		剛	君

保健福祉課長	山 野 辺	幸 徳 君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	鈴 木 辰 美 君
商工観光課長	柏 村	秀 一 君	都市整備課長	有 松 泰 史 君
上下水道課長	西 山	貴 夫 君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿 部 正 人 君
教育次長兼 教育振興課長	佐 藤	豊 君	生涯学習課長	渡 辺 憲 二 君
子育て支援 課 長	小 椋	勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏 家 康 孝	次 長 鈴 木 直 人
--------	---------	-------------

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（藤井源喜君） 通告6番、10番、青山英樹議員の一般質問を許します。

10番。

〔10番 青山英樹君登壇〕

○10番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴にお越しになられた皆様方、ありがとうございます。早朝よりご苦労さまでございます。心から敬意を表するとともに、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大項目で3点ほどございます。1点目から、通告に従いまして申し上げさせていただきます。

まず1番目としましては、行財政運営と財政フレーム等についてという内容でお尋ねいたします。

第7次矢吹町行財政改革大綱では、本町を取り巻く状況として、①、これ①、②、③、④、⑤と⑥、⑦、⑧というふうにあります。その項目①人口においては、令和2年の国勢調査によると、平成7年比9.4%減少でございます。②町税については、人口減少に伴い個人住民税の課税額が減少するなど減収が予想される。地方交付税について、減少に推移していくことが見込まれる。③義務的経費については、公債費が減少傾向にあるが、扶助費について増加する懸念、人件費については記載がありません。④基金残高については、積み増しが求められる。そして、番号がちょっと抜けまして、8番目を抽出しました。⑧公共施設については、矢吹町公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定）では、これらの公共施設等をそのまま維持しようとした場合、年平均約26億円が必要と試算などの分析がなされております。

このような中であって、本町の行財政運営上の課題と対策が、総合計画や行財政改革大綱等でどのような対応が組み込まれているのか、長期財政の見通し、財源見通しはどのように提示されているのか等についてお尋ねいたします。

細目として、①行財政改革大綱で示された財政シミュレーションでは、歳入、歳出、形式収支が示されております。令和6年度以降のこのシミュレーションでは、収支がマイナスの赤字となっており、財政調整基金からの繰入れ、または基金取崩しといったやりくりを行わないと黒字にはならないと読み取れます。財政フレー

ムの好例とされる武蔵野市の財政計画等は示せないのかお伺いいたします。

加えて、行財政改革大綱には、令和7年度以降に想定される主な事業として、旧総合運動公園用地造成、幼稚園建設、旧中央公民館解体、三十三観音磨崖仏群維持補修工事、役場庁舎耐震化及び長寿命化といった大規模事業が示されております。これらの投資、新規事業等が、財政計画として、また、現存する事業などの経費ランニングコスト等が財源見通しとしてどのように捉えられているのかをお尋ねいたします。

②としまして、議会全員協議会において、財政調整基金について、標準財政規模比10%を維持していくとの方針が示されました。その10%の根拠と是非についてお尋ねをしたいと思います。

③、今申し述べましたが、行財政改革大綱で、公共施設等の維持に関し年26億円の費用が必要との試算があります。以前は24億円との記憶がありますが、増えているのだろうかというふうに思います。そもそも公共施設等の維持管理費は大きな負担となっていることは事実であり、人口減少のために財政的に減収することが明確に分析されていることから、この公共施設等の維持管理をどうするのか。誤字がありました。「そうするのか」とありますが「どうするのか」、訂正をお願いします。また、事業の選択と集中をどう行っていくのかをどのように捉えられているのか等をお尋ねいたします。

次に、大項目2番目としまして、A I型オンデマンドバスの運行形態と財源等についてお尋ねをいたします。同僚議員と重複する内容となるかもしれませんが、私の視点でお尋ねをいたしたく思っております。

今回の定例会後の財政調整基金の残高は4億5,000万円が見込まれております。不測な事態が発生した場合には、その対応に十分とは必ずしも言えない残高と思われます。今後の財政状況を鑑みるに、十分な増収が確実となる要素も明確には見当たりません。

このような中での投資新規事業の一つとしてA I型オンデマンドバスが導入されますが、どうしても財政上不安が残る事案として残っています。頭に残ります。

運行に関しては、令和7年度事業費が約7,000万円、そのうち町の持ち出しが約6,000万円に上るとのことです。改めて費用対効果、今後の投資の見通しや財政状況を検証すべきと基本的には考えるところでございます。そこで、質問を3点ほどさせていただきます。

まず、運行形態として、ドア・ツー・ドア、運行バス2台等での運行とのことですが、町民の皆様にどのような運行形態となるのかをお示しをお願い申し上げるところでございます。

2点目としましては、費用対効果について。初年度となる今年度のスケジュール、初期投資とランニングコスト、財源内訳等、また、令和7年度以降の収支予測、財源内訳等をお尋ねいたします。

3点目ですが、財政状況を鑑みるに、A I型オンデマンドバスの運行に関しては、強硬感が否めません。民意等を踏まえた上で、次年度以降の財政を考えた場合、今運行しなければならない根拠等をお尋ねいたします。大項目3点目でございます。ふるさと納税についてお尋ねいたしたいと思います。

ふるさと納税は、貴重な大きな一般財源として捉えられます。その現況についてお伺いいたします。

また、企業版ふるさと納税に関しては、「週刊東洋経済」、それから「AERA」等で問題視されている事案が報道されております。当町における報道される事案等のようなことの検証をすべく、お尋ね申し上げます。まず1点目、ふるさと納税の状況を経年的に、個人版、企業版ごとにお伺いいたします。

2点目、ふるさと納税に関し、当町からの流出額と寄附額の収支について、個人版、企業版ごとの状況を経

年的にお示し願います。

3 点目、最後となります。前述しましたように、マスコミ報道にあるようなふるさと納税企業等が町事業を受託する事例等の有無について、当町の状況をお尋ねします。

以上でございます。ご答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆さん、お忙しい中ありがとうございます。励みになります。

10番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政計画及び財源の見通しについてのおたかしであります。

財政計画は、地方税や地方交付税などの現在の歳入と、将来見込まれる歳入の範囲内で既に実施している、またはこれから実施を予定している事業や各種サービスが実現できるかをシミュレーションしたものであり、本町では現在財政計画の策定はしておりませんが、政策形成と予算は連動すべきものであることから、毎年度作成する第7次矢吹町まちづくり総合計画の実施計画にて、財政状況を見据えながら事業の進捗管理を行い、中長期的な視点で調整を図っていくこととしております。

しかしながら、全国的な流れとして、公共施設の老朽化対策や人口減少に伴う施設の集約化、少子高齢化に伴う社会保障費の増加等の社会情勢において、中長期的な財政シミュレーションが必要であると認識しておりますので、今後、先進自治体の財政計画も参考としながら、計画の策定について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、今後計画されております大規模事業に係る財源見通しについてであります。事業費の最大50%程度の国及び福島県の補助金を財源として見込んでおり、不足額については地方債を充当することを想定しております。それでもなお充当できない残りの額については、基金からの繰入れ等を含めた一般財源を見込んでおります。

また、既存事業のランニングコストについてであります。ランニングコストの大部分を占める維持管理費に対しては国・県等の補助金が見込めないことから、一般財源による運用を見込んでおりますので、既存事業の実施に当たっては、選択と集中により各事業の実施時期や実施期間、事業規模等について最適化を図りながら、これまで以上に歳出の削減と平準化を図る必要があるものと認識しております。

第7次矢吹町行財政改革大綱の基本理念に掲げる質の高い行政サービスを持続的に提供できる自治体経営の実現に向け、中長期的なシミュレーションを実施し、安定した行財政運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政調整基金残高を標準財政規模の10%を維持する方針についてのおたかしであります。

財政調整基金の積立額につきましては、総務省が平成29年に実施した調査では、全国の421の市町村で標準財政規模の一定の割合を必要とする規模の基準と捉えておりまして、そのうち39%の市町村が標準財政規模の5%超10%以下と回答し、37%の市町村が標準財政規模の10%超20%以下と回答しております。このように、

多くの市町村において標準財政規模の10%前後を財政調整基金の積立額の目安にしている状況でありまして、また、福島県が実施している財政診断においては、財政調整基金の適正水準を標準財政規模の10%以上としていることから、本町においても、まずは令和9年度までの目標として10%と設定しているところであります。

財政調整基金につきましては、矢吹町財政調整基金の設置、管理及び処分に係る条例におきまして、災害復旧、地方債の繰上償還、その他財源の不足が生じたときの財源として積み立てることを設置の目的としておりますが、近年発生した自然災害からの復旧のために財政調整基金からの繰入れが必要になった額は、令和元年東日本台風、台風第19号です、東日本台風で2億7,000万円、そして、令和3年福島県沖地震で2億2,000万円、令和4年福島県沖地震で1億3,000万円となっております。

矢吹町行財政改革大綱における財政調整基金残高の目標は、あくまで令和9年度までの3年間のものであり、近年多発しております地震や豪雨などの自然災害、新たな感染症の発生などの不測の事態に対応する経費を確保するためにも、財政調整基金の計画的な積み増しは喫緊の課題であると認識しております。そのため、令和10年度以降も計画的に財政調整基金を積み増しできるよう、行財政改革を着実に取り組み、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共施設等の維持管理についてのおたかしであります。

公共施設につきましては、高度経済成長期に建てられたものが耐用年数を迎え、全国的に老朽化対策が大きな課題となったことから、平成26年4月に総務省より全ての地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定に取り組むよう要請がなされ、本町におきましても、平成28年3月に矢吹町公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、その後、令和4年に改定を行っております。さらに、具体的な対応方針を定めるため、施設ごとに個別施設計画を策定し、維持管理に努めているところであります。

本町の公共施設等につきましては、その多くが昭和41年から平成7年頃までに建設されたもので、建設後40年を経過すると老朽化が進むと言われていることから、今後、大規模な改修や更新の時期が令和17年頃まで続くと思われておりまして、それらに充てる財源の確保が喫緊の課題となっております。

令和4年に改定した矢吹町公共施設等総合管理計画では、本町の既存公共施設等の更新にかかる費用は、長寿命化等の対策を実施しない場合には年平均で26億7,000万円という多額に上る費用が必要でありまして、長寿命化等の対策を実施した場合でも年平均で約12億6,000万円の費用が必要となると試算をしております。

今後の財政状況の見通しを考慮すると、計画的に施設の更新を行っていくためには、事務事業を緊急度や重要度などの観点から検証して、効果が小さいものは廃止、あるいは統合の検討をするなど、選択と集中による財源の確保が必要であるものと認識しております。

一方で、ほかの自治体では、全ての公共施設等をこれまでどおりに維持し続けることは不可能であると判断し、新聞等で事例等も散見されますが、施設数を最大で半減するというような思い切った計画を策定するような動きもあることから、本町におきましても、公共施設等総合管理計画で定めた基本方針を踏まえ、施設の複合化や施設等の縮減についても併せて検討する必要があるものと考えております。

現在、本町の公共施設等の管理につきましては、長寿命化に主眼を置いた個別施設計画に基づき、施設の改修等の各種取組を実施しておりますが、人口減少や少子高齢化、施設の老朽化など、公共施設を取り巻く現状がより深刻になっていることを踏まえ、市町村の枠を超えた広域での公共施設の統合や分担、役割分担、

分担など、様々な角度から公共施設の在り方について検討する必要があるものと認識しております。

今後、行財政改革に取り組んでいく中で、公共施設の適正規模、そして適正配置についても検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、A I 活用型オンデマンドバスの運行形態についてのおたかしであります。

本町における地域公共交通の役割は、通勤、通学者や買物客、高齢者など様々な方に対して、目的に応じた利用しやすい移動手段、言わば足を提供することでありまして、矢吹町地域公共交通計画において「自ら移動方法を選び、快適に暮らせる、だれもが移動しやすいまち、やぶき」を基本理念として掲げ、各種事業を推進しております。

A I 活用型オンデマンドバスの運行形態につきましては、A I が運行ルートを学習しながら、予約状況に応じて最適な運行ルート进行を判断、考え、設定し、それに基づき走行する乗合バスでありまして、今年度はジャンボタクシーのサイズ2台での、言わば試験运行を予定しております。

次に、ドア・ツー・ドアという意味についてのおたかしもございましたが、これは、まさにドアからドアへということで、一部の大型施設等においては、乗降時の安全性、利便性を図るため、乗降場、乗り降りの場を設置するところもありますが、町内全域を対象として、基本はタクシーと同様に、玄関先から玄関先まで、まさにドアからドアへ、高齢者や足の悪い方がなるべく歩かずに済むよう、これは、現在コミュニティバスを運行しております。徐々に利用客も、免許の返納等も、あるいは高齢化も進んでいく中で増えてきているわけですが、やはり非常に大きな問題は、まさに停留所といいますか、集会所なり、そういったところまで歩いていくのがお年寄りにとっては大変負担になると。先ほどのように、ドアからドアへというのが非常に大事になってきているわけでありまして。

高齢者や足の悪い方がなるべく歩かずに済むように、乗りたい場所から行きたい場所まで送り届ける方式というのが今回のA I オンデマンドバス、さらに、そのA I という人工知能を活用して、先ほどのように、A I 自体が学習しながら、例えばAさんが家からがヨークベニマルまで行ったり、役場まで行ったり、あるいはお医者さんまで行ったり。そして、その方がしょっちゅう非常に頻繁に利用することであれば、A I が覚えてしまうと。そして、覚えたルートから最短のルート、そして一番効率のいい運用の仕方を割り出す。そこが、今非常にドライバーが少ない、そしてまた、タクシーも少ない。そういう中で、2024年問題と言いますけれども、そういった問題が全国的に、構造的にそういったものがある中で、非常に大きな解決策の一つとなっているわけでありまして。こういった形で、乗りたい場所から行きたい場所まで送り届ける方式を考えているわけでありまして。

運行日は平日の午前8時から午後6時まで、運賃は有償であり、中学生以上の大人400円、中学生未満の子供200円、大人の障害者200円、子供の障害者100円、未就学児は無料を取りあえず予定しております。

また、町民の多様な移動需要に対応するため、電話予約のほか、スマートフォンのアプリ等を活用した検索、予約、決済等を一元的なサービスとして管理できるシステムの構築を図ります。

A I 活用型オンデマンドバスの運行により、高齢者や免許返納者への移動手段の確保のほか、児童生徒、子供さんです、児童生徒の通学、そして学習塾、習い事、あるいはスポ少等における安全な移動手段の確保、そして、家族の送迎にかかる負担、これが非常に今大きくなっております。お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんが子供さんを学校まで、あるいは、スポ少であるとか習い事まで送るのが非常に負担になってお

りますので、これらの大きな負担軽減が期待できると。これは、将来を見据えて、現在というよりは将来です、今は免許を持っている方も、この後何年かでどんどん免許返納等が増えてくる中で、将来を見据えて、高齢者や子供、子育て世代に優しいまちづくりを進めていく上で、大変重要な事業であると考えております。

安全安心はもとより、利用者のニーズに可能な限り対応しながら事業を着実に推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、費用対効果、今年度のスケジュール、財源内訳及び令和7年度以降の収支予測、財源内訳についてのおただしであります。

三村議員への答弁と一部重複いたしますが、今年度のスケジュールにつきましては、A I 活用型オンデマンドバスのシステム導入業務の事業者決定を9月19日に、そして、A I 活用型オンデマンドバスの今度は運行業務、そして電話受付業務、こちらのほうの事業者決定を10月8日に予定しております。事業者決定後には、システムの構築、乗務員の研修、利用者への説明会等を実施しながら、令和7年1月の実証運行に向けて準備を進めてまいります。

次に、事業期間を半年間と見込んだ今年度の当初予算ベースでの積算となりますが、今年度の初期投資につきましては、システム等の導入にかかる費用として1,862万2,000円、ランニングコストにつきましては、バス2台分の運行費用として2,595万円、電話受付等にかかる費用として712万1,000円、その他、通信料、各種掲示物、広報資材作成など226万8,000円、合計で5,396万1,000円であります。

令和7年度以降の経費内訳につきましては、今年度事業が現時点では契約に至っていないということから、今年度予算をベースとした試算金額になりますが、ランニングコストとしてシステムの保守にかかる費用が554万円、バス2台分の運行費用が4,910万2,000円、電話受付等にかかる費用が900万円、その他、通信料、各種掲示物、広報資材作成などで423万1,000円、合計6,787万3,000円を見込んでおりまして、今年度と比較し、初期投資となる、やっぱり大きいのがシステム導入なんです、最初のシステム導入費が初年度に非常に大きくかかると。設備投資の一番大きなところ、設備投資のシステム、ソフト関係が大きいんです。そのシステム導入分が、次の年から大きく減額となります。しかし、年間を通じて、最初の年が、先ほどの試算で半年ベースでしたか、それが、今度は年間ベースの運行になりますから、事業費は当然2年度目も大きいままになってしまいますが、初年度のシステム投資が大きい、だけど半年、そして2年度からは年間を通してということで、その違いをご理解いただければと思います。

令和7年度の財源といたしましては、国土交通省所管の補助金で、補助率3分の2の、大変補助率も大きい、大変ありがたい補助金ですが、こちらが共創モデル実証運行事業と、新しい事業ということで、こういった補助金を申請する予定であります。財源の確保に努めることを検討しております。事業費全額が補助に該当するものではありませんが、国・県との事前相談を十分に行いながら財源の確保に努めてまいります。

また、その他の財源として、A I 活用型オンデマンドバスの利用料としての150万円、そして、福島県地域公共交通活性化補助金として250万円、合計で400万円を見込んでおりまして、共創モデル実証運行事業が、先ほどのように補助金を、大変有利な補助金を申請し、それが採択されとした場合に、一般財源については2,129万1,000円となります。要するに、自主財源、自己負担がそれだけということになります。

次に、費用対効果についてであります。ここも大きなことであります。

白河警察署によると、今後、本町において増加が見込まれる免許返納者数、これは警察署の予測であります、年間40名から50名とされておりまして、10年後には400名から500名もの高齢者の方が、自家用車に代わる移動手段を必要とすることになります。これは大変大きなことだと私は考えております。これからこれがどんどん増えてくる。自分で移動手段を持たない、自由自在に動くことができない方、この方々の活動をしっかりと、足を支えることが必要になります。

当該事業によって、高齢者が安全に安心して移動できる仕組みづくりを行うことで、高齢者の社会性、そして交流、社会との交流であつたり様々な活発な活動、こういったことを絶やすことなく、また、出かけることにより寝たきりになったり、あるいはそのリスクも軽減できる、いわゆるフレイル化であるとか、要支援、要介護になるようなことが軽減できるのではないかとということですが、それが本事業の最大の効果ではないかというふうに私は考えております。

さらに、児童生徒等の通学はもとより、学習塾や地域クラブ活動への移動手段となることで、これは安全性も大変大事なことです。親御さんも、それから、おじいちゃん、おばあちゃんも大変心配しているのは、子供さんの安全な移動です。送迎をしている高齢者やご家族の負担軽減が図られ、時にはその移動手段を得られたことにより、子供さんにとって新たな教育機会、あるいは、これはもうスポーツであるとか、様々な子供さんが成長する様々なチャンス、機会ができる、これが大変大事なことでないかというふうに期待しております。

A I 活用型オンデマンドバスの需要は、今後、高齢者率に比例して増加することが見込まれます。将来の高齢者や子供たちの公共交通事情を踏まえながら、様々な利用者のニーズに対応していくために、今後も事業を推進、また改善してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、次年度以降の財政を考えて、今、A I 活用型オンデマンドバスを運行しなければならない根拠等についてのおただしであります。

今も若干その説明をさせていただきましたが、人口減少、少子高齢化が進行する中、運転士不足や免許返納数の増加、運転士不足、あるいは、タクシーの減少でタクシーもつかまらない、バスもないというのは、連日、2024年問題その他で、マスコミで報道されておるところでありますし、免許返納者の増加、これは、免許返納しろと言われていますが、それが交通事情の関係で足がないということで、なかなか免許が返納できないという地方の事情があると、このことであります。公共交通を取り巻く環境はますます厳しさを増しておりまして、町民の皆様の移動手段、言わば足の確保、これは最大の課題の一つではないかというふうに思っております。

このような背景から、第7次矢吹町まちづくり総合計画では、公共交通事業の整備を町の重点方針と位置づけており、町民の皆様が安全で安心に町内を移動するための手段を確保するため、将来性、大きなのは将来性です、今も大事ですが、2年後、3年後、5年後、そしてさらには10年後、その将来、そして必要性を見据え、積極的に事業を推進してまいりたいと考えております。

また、これまで福島県内の運行事業者と本事業等に関する情報交換をしてまいりました。共通の課題として、運転手の確保、本当にこれは運転手が不足しております。新たな車両の確保、これは、コロナ等もありまして、とにかくバスであるとかタクシーは、車両自体を各社が減らしております。それを再度投資するというところへのそれぞれの事業者の不安、人件費、燃料費の高騰などが挙げられまして、事業の拡大には消極的なご意見が多くありました。

一方で、町民の皆様からは、令和3年8月に実施した行き活きタクシーについての登録者のアンケート及び令和5年3月に実施したこれからの公共交通についてのアンケートによりますと、地域公共交通について、免許返納者や独り暮らしのお年寄りにとっては必要なものであると、オンデマンドの交通手段があれば利用価値が上がる、先ほどの、例えばオンデマンドというのは、先ほどのように、ここからここに行きたいというと、そこまで行ってくれるということでありますけれども、今走らせているコミュニティバスは、これまた実証実験、試験運行でありますけれども、やはり停留所から、どうやってお年寄りが停留所に行くか、そこから帰ってくるかというのが最大の問題であります、そこを解決することということが利用価値が大きく上がるという話であります。当該事業の実施に賛同する意見が多く寄せられております。

運行事業者の確保は今後ますます厳しい状況となるものと見込まれまして、地域の公共交通の担い手を確保するためには、運行事業者とこれまで以上に連携を強化するとともに、デジタル技術による効率化を図り、これは、先ほどのように、例えばおばあちゃんが大体決まった日にお医者さんに行く、例えばヨークベニマルに行く、そういったところに、ちゃんとAIが覚えていて、全部そのデータを蓄積して、ここからここまでが最短距離、一番効率のいい運行ルート、そして、それにAさん、Bさん、Cさん、Dさんが加わった場合に、どう行けば最短ルートで行って、一番効率よく待たせずに行けるかと、そういうことがこれからのデジタル技術の大変大きなメリットであります。それはまた、運転者に対する負担も軽減する、お年寄りや子供に対する、あるいは送迎者に対する負担も軽減するということになります。将来持続可能な公共交通に向けた準備を早急に進める、早急に進めなければならないことから、町総合計画において重点方針と定めたものであります。

なお、近隣の市町村においても、地域公共交通に関する課題は同じであります。当該取組が加速することが予想されます。近隣では、矢吹が恐らく一步先んじている部分は多いかと思いますが、これが当該事業の推進が遅れれば遅れるほど利便性の高い市町村へ人口が流出するということ、関係人口がそちらに流出するということが、また大きな懸念をしているところであります。

また、当該事業は、町内の外国人労働者に対する移動手段の確保にもつながることから、外国人労働者を雇う企業に対し本町の利便性をアピールすることで、進出企業の増加や人口の流入による町の活性化につながることを期待するところであります。

外国人労働者については、いろいろ皆さんの見方があるかと思いますが、今はもう日本の企業さんは、進出してくるに当たって、なかなか日本の若い人たちが本当にむしろ就職してくれない、少子高齢化ですから労働力もない。だから、外国人労働者で、非常に勤勉で真面目な外国人労働者を喉から手が出るほど欲しいというふうに、私も大分東京、大阪行っておりますが、本当にその声が強くて、ですから、そういった外国人労働者の方々にも様々な我々対策を立てながらやらなくてはいけないんですが、そういった方々のことも考えながらやらなくちゃいけないとも、これまた厳然たる事実であります。そして、それをしないと町は衰える一方になってしまうということも考えなくてはいけない。だから、外国人労働者のことも考えて、彼らは車持っていない。自転車、今、例えば天乃屋さんですと、もう60人以上あつという間に、20人、30人から60人まで増えておりますけれども、みんな自転車で動いておりますが、そういった足の確保というのは、やはり我々が一生懸命考えなくちゃいけないことであります。

このような認識の下、引き続きAI活用型オンデマンドバス運行事業を推進してまいりますので、ご理解と

ご協力をお願いいたします。

次に、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の状況についてのおたかしであります、初めに、個人を対象としたふるさと納税について、本町では平成20年度に矢吹町ふるさと思いやり基金条例を制定し、全国の皆様から多くの寄附を頂いております。

過去5年間のふるさと納税の状況につきましては、寄附件数、寄附額の順に答弁させていただきます。

令和元年度は742件、2,161万円、令和2年度は358件、977万2,000円、令和3年度は281件、791万1,000円、令和4年度は711件、1,103万4,000円、令和5年度は854件、1,025万9,000円となっております。今年度につきましては、7月末現在で、寄附件数350件、寄附額384万2,000円となっております。前年同月と比較しますと、約4.7倍の伸びとなっております。

次に、企業版ふるさと納税についてであります、本町では令和4年3月に、国より認定を受けた地域再生計画の企業版矢吹町まち・ひと・しごと創生推進事業について、賛同いただいた全国の企業より多くの寄附を頂いております。

過去2年間の企業版ふるさと納税の状況であります、令和4年度は寄附件数3件、寄附額615万円、令和5年度は寄附件数12件で、寄附額が3,351万8,000円となっております。今年度につきましては、7月末現在、寄附には至っておりませんが、8月には5件、総額180万円の寄附申出があり、これらは9月中に町への入金完了する予定となっております。

ふるさと納税につきましては、今年度より体制を強化しており、返礼品の拡充、写真等の見直し、情報発信等により、今後も寄附額の増加に努めるとともに、企業版ふるさと納税についても、私自身のトップセールスや企業訪問により、本町の地域再生計画の内容を広く周知しながら寄附の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の本町からの流出額と寄附額の収支の状況についてのおたかしであります。

個人を対象としたふるさと納税では、寄附を行った人は翌年の住民税が控除される仕組みとなっております。

総務省が実施するふるさと納税に関する現況調査によると、本町へ頂いた寄附から、町民がほかの自治体へ寄附することによって控除された個人町民税を差し引きますと、令和元年は寄附額が2,161万円、控除額が652万3,000円、収支は1,508万7,000円のプラス、令和2年は寄附額が977万2,000円、控除額が893万3,000円、収支は83万9,000円のプラス、令和3年は寄附額が791万1,000円、控除額が1,201万2,000円で、収支が410万1,000円のマイナスであります。令和4年は寄附額が1,103万4,000円、控除額が1,511万7,000円、収支は408万3,000円のマイナスであります。令和5年は寄附額が1,033万2,000円、控除額が1,875万6,000円ということで、収支が842万4,000円のマイナスとなっており、5年間の累計を見ますと、収支が68万2,000円のマイナスとなっております。

流出額と言われるほかの自治体への寄附によって控除された住民税額につきましては、国からの普通交付税によって75%を基準として交付される仕組みとなっております。そのため、収支の差額がそのまま税収の減少につながるものではありませんが、収支がプラスとなるよう寄附額の増加に向けて取り組んでまいります。

次に、企業版ふるさと納税についての収支の状況であります、この場合の流出額は、町内に本社が所在す

る企業が、他自治体に寄附をされた際に控除される法人税額であると思料されます。しかしながら、当該寄附額については、寄附をした企業が税務署に提出する法人税申告書に記載されているため、町で寄附額及び控除される法人税額を把握することはできない状況であります。したがって、議員おただしの企業版ふるさと納税における、いわゆる収支については把握することができない状況でございます。

今後も引き続きふるさと納税については、可能な限り収支がプラスに転じるよう寄附額の増加につながる取組を展開するとともに、企業版ふるさと納税についてもトップセールス等を実施し、寄附の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本町におけるマスコミ報道がされた件に類似する事例の有無についてのおただしであります。

企業版ふるさと納税制度に関し、地域再生法施行規則第13条において、寄附を受けた地方公共団体は、寄附企業に対し、当該寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与してはならないと規定されております。具体的には、制度を統括する内閣府が作成した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A事業実施・実施状況報告編におきまして、寄附を理由とした補助金の交付、寄附を理由とした他の法人より低い金利での貸付け、入札や許認可での便宜の供与、合理的な理由なく市場価格より低い価格で財産を供与すること、寄附を理由とした商品券やプリペイドカード等、換金性の高い商品の提供、そして寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること、寄附を活用して整備した施設を専属的に利用させること、合理的理由なく他の利用者より低廉な、要するに安い料金で公共施設を利用させること、以上、やはり利益を供与するような行為、類似行為が禁止事項として明示されております。

議員おただしのマスコミに報道された案件は、親会社やグループ企業の寄附を財源に、子会社に事業資金を還流させたり、事業実施の根拠となる仕様書作成に関連企業が関与したりするなどの疑念を受けたものであると認識しておりますが、本町におきましては、こうした事例はありません。

今後も企業版ふるさと納税制度の趣旨にのっとり、公平公正に事業を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、青山議員への答弁とさせていただきます。長くなりまして失礼しました。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 答弁書、23ページございました。まして、ところどころに逐条解説のような詳しい説明をいただきまして、ありがとうございました。ご答弁、本当に感謝申し上げます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ふるさと納税につきまして、非常に財源として活用できるようないいものでありまして、去年ですと企業版で3,300万ぐらいほど入ってきていると、おいしい財源でもって、頂ければどんどん寄附をお願いしたいというふうに思うところでございます。

ただ、このところ、ふるさと納税について見直したほうがいいんじゃないかというような、いわゆる自治体の首長さんにアンケートとかがあったようでありまして、県内39%でしたか、39自治体かな、ちょっとすみません、今資料ないんですけれども、その方が、やっぱり見直しをしたほうがいいんじゃないかというような

意見でございました。それに関しまして、町としまして、町長さんのほうではどのような回答をされたのかお聞きしたいのですが、お答えいただければお願いします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、青山議員の追加質問にお答えします。

何分、最近あのようなアンケートが大変多いものですからちょっと、ただ、恐らく現在のふるさと納税について、様々な修正、あるいは改善が必要であるというような回答をたしかしたように思います。もし違っていましたら失礼します。私の記憶によるところであります。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） ありがとうございます。

町長からじかにお答えをいただくのはなかなかないものですから非常に緊張しましたが、このふるさと納税、財源的なものからいって、まず、事実上としてはお金の分捕り合いみたいなのところもあったりとか、あるいは、今回も個人版におきましては、入ってくる寄附額と流出額というところでのマイナスとかもあったりする。そういう観点から、ふるさと納税に関しては、町長自体、有益なもの、あるいは、改善が必要であるけれども改善した上では活用できるとか、そういったお考えというのはどのようにお持ちなのか、所感をお聞きたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 基本的な考え方は、やはり矢吹町にとっては、今、自主財源が非常に大事でありまして、議員の皆さん方が視察に行かれたように川南町であるとか、私が見てきた境町であるとか、かなり昔からふるさと納税に取り組んで、本格的に取り組んで、かなりそういったものを置いているところは、我々財源、自主財源が厳しいところにとっては大変羨ましい話ですから、これについてはしっかりと対応していくということ。

先ほどの、様々な改善の余地が恐らくふるさと納税の制度自体にもあると思いますが、我々としては、やはりこつこつと、しっかりと、魅力ある商品であったり、あるいは、魅力あるものを皆さんに知っていただきながら、ふるさと納税を強化していきたいということで、今回も体制を強化したりしております。基本的な方向は、そういうことであります。

以上です。

10番、青山議員の追加質問にお答えしました。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） ありがとうございます。流出額等が少なければ、残る部分があれば非常にいいし、

頂けるものはありがたいというような内容かと思います。

ただ、現実としましては、やっぱり今の段階では、この近年は個人版であれば流出額が多くなっているというようなことでございますので、そういう観点では、ふるさと納税に頼るということも現状ではなかなか難しいのかな。改善する余地というのはあるでしょうし、当然努力されていると思います。

そこで、ご説明にありましたが、流出額と言われる他自治体への寄附がやっぱり矢吹町のほうからも出ているわけなんですけれども、国からの普通交付税によって75%を基準に交付される仕組み、いわゆる交付税措置なのかなと思うんです。交付税措置というものはどれだけの効果があるのかということについて、はっきり私としては申し上げますと、ちょっと当てにならないと思うわけです。例えば、交付税措置、交付税措置と言いますけれども、結局交付税措置は、今現在3層で需要額が算定されるんですが、その中の包括算定経費というものは、結局、昔ですと人口1人、子供の赤ちゃんが生まれれば15万円交付されたんですけれども、今、それが減って6万ぐらいなんです。そうやって、その部分は減らされていて、それで、こういう部分で、交付税措置で出ていったお金に関しては、その75%交付税措置しますよと言うんですけれども、結局その分野分野では手当てをしてくれるんですけれども、総合的に別のほうで減らされて、結果、総合的の交付税額というのは変わらなかったり、あるいは減ってくるという現状なんです。

ですから、その交付税措置というものに関してちょっと確認したいなと思ったんですが、国からの普通交付税が75%を基準として交付されるということで、令和4年であれば408万3,000円のマイナスということですから、75%とすると306万円になります。これは、交付税、基本台帳個別算定経費の公債費を除く部分なのか、あるいは、その時々を経済対策のほうの交付税措置なのか、どの分野にどういう形で入っているかということをお町では把握されて確認しているのかどうかをちょっと、今回出てきましたので、それについてお尋ねをいたします。

〔「分からなかったら後でも結構です。資料でお示しいただければ、お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 青山議員、通告にはない内容にはなるんですので、後ほど担当課のほうで確認をして、その部分については確認をしてください。

〔「分かりました。いいです。後で知らせてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） じゃ、別の質問をお願いします。

○10番（青山英樹君） それでは、次に財政等について、行財政運営と財政フレームに関しまして、財政シミュレーションというのは、中長期的な視点で調整を図っていくこととして必要であるというご答弁をいただいております。中長期的な財政シミュレーションが必要であるとの認識でおりますということですから、じゃ、その中長期的な財政シミュレーションというのはいつ出てくるのかというと、これずっと前から出てきていないのが実情なんです。のろしを上げれども行動が出てこないといいますが、そこがちょっと問題だということなんです。

この中長期的な視点に立ったその財政シミュレーションというのはどこで示されるのか。いつどこで示されるのかを、その工程的なものがあればお知らせ願いたいのですが、お願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

財政計画についてでございますが、これまで財政計画というのは、町長答弁にございましたように、お示しはしておりません。策定はしておりません。これまで、直近ですと県で令和4年12月に委託してつくっていただいている財政シミュレーション、これを基に総合計画等に反映させたところであります。その財政シミュレーションを加工した形で、今般の行財政改革大綱にお示ししました試算1、試算2を作成したところであります。

じゃ、今後いつ出てくるのかというおたしでございましたが、答弁にもありましたように、今それに向けて、やはり今後の状況、社会情勢等も鑑みると、中長期的なところを、青山議員お示しいただいたような先進事例の財政計画、非常に分かりやすいシンプルなものだったと思いますが、あのような形で町民の皆様にも分かりやすくお示しできるように検討を進めてまいりますので、まだいつということは、ここでは明言できないような状況であります。今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） まず、財政計画の策定は現在はありませんということで、いつ出てくるかというのはまだ明確にはちょっとされておらず、そしてそういう中で、今後計画される事業、大規模事業の財源見通しについては、結論としては不足額について地方債を充当するというふうな答弁であります。

財政シミュレーションを見せられずに、地方債を充当するとか、借金して返すというだけ知らされたら、町民これ納得できないんです。地方債も本当にすばらしく、蛭田町政になって、議会のほうと権能も働きました。平成以来、三十何年ぶりで最低の基準です。すばらしいです。そこまで努力されてきて、77億まで減ってきた。平成になって一番低いです、平成前より。そこまで下げられるということはすばらしいですし、さあこれからというところでございます。

そういう中であって、財政シミュレーションがなく、これからの大規模事業どうなっていくのか、財政はどうなるんだというのが示されない。そして、地方債を充当する、不足の場合には地方債を充当する。そしてまた、基金の繰入れ等を含めた一般財源を見込んでいるというふうに返答されていますが、具体的に見えてこないというのが実態なんです。

ここは町長にお尋ねしたいんですが、やはり町長は政治家なので、事務的なものよりも政治力を発揮されて、ここはびしっときちんと自分のシチュエーションを入れながら、何とか方向性を表明していただけるようなことはできませんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 10番、青山議員の追加質問にお答えします。

これは非常に大きな課題ですね。青山議員、さすがのご質問でございますけれども、やっぱり。

ただ、財務省自体が、言わば会計が複式簿記じゃなくて大福帳でやっておりますので、毎年毎年の単年度でやっているのは、例えば、お話ちょっと先ほどしましたが、高度成長期に大変大きなインフラをいっぱい造っていると。町もそうだと。その大きなインフラを造ったのが民間企業ですと、これをちゃんと減価償却しながらやっているんですけれども、公的セクターは減価償却をやっていませんので、これが一遍に来ると。これが国だと、建設国債を発行したり、建設国債は借金じゃないような認識でやっておりますね。ところが、町にはそういう手段はない。ただ、大きな投資をするときには、世代間の公平を確保しなくちゃいかんと。それは、大きな投資をして橋を架けたり、道路をかけたり、そういったものはその後、営々としてその社会を支えていくわけでありましてけれども、その大借金は、例えば単年度で支えるものじゃない。やっぱり30年、40年、50年と支えていくものであります。

そこで、まさに地方債といったものは、単なる借金ではなく、世代間の公平をちゃんと確保するための手段であります。これはもう青山議員、十分にご承知、ご高承のことと思いますが、矢吹の場合は、今この庁舎を見ていただいても分かるように、周辺の市町村はみんなきれいにしておりますけれども、こんな状態で非常に大変だと。本当は早く直したいけれども、ほかにやるのがいっぱいあると。例えば、学校であり、学校も矢吹小学校以外は本当に大変な状態で、私も子ども議会で言われていたトイレだとか急がれるものは、あと雨漏りとかは直しましたが、あるいは三十三観音がこの間の福島県沖地震のときに崩れてしまったので、それを直すであるとか、あとは、過去、本来なら教育関係の給食センターであるとか、本来やっておかなくてはいけなかったことが相当積もっている、たまっている。

それを私のときに一遍にやった場合どうなるかという、これは当然、今まで大変ありがたいこと、お話がありました、借金を返してきましたが、また大借金になると。だから、これを例えば地方債であるとか、あるいは、様々な知恵を講じて順番に優先順位をつけて、そしてやっていくと。その中で、返済をどうやっていくかということを考えながらやっていかなくてはいかんと。

先ほど、何にも、長寿命化というのは、例えばこういう老朽化したものを、例の斜めのこういう筋交いを通したり、ついたりつけたりして、強化しながら長もちさせるように、言わばだましまし使っていく話でありますけれども、そういったことをちゃんとやりながら、片方で。しかしそれを、じゃ、何年計画でその町全体の老朽化した様々なインフラを整えていくかというのは、あそこの今回の行財政計画大綱のほうにずらっと並べまして、それを一遍にやったらどんな赤字になるかというのをお示ししましたが、それをやはり優先順位をつけて順番に、そしてその、どういった財源をつけて、あるいは資金を調達してやっていくかということをつけなくちゃいかん。これは大作業であります。

ですから、そこのところをしっかりと考えた上でやっていかないといけないということもありまして、例えば、例の武蔵野市さんのように、すぐに中長期にわたっての財政計画を立てるということについては、もう少し、特に先ほどの自主財源、どれぐらいこれから確保できるのか。それから、地方債、借金といっても、先ほど世代間公平を確保するためのただの借金じゃありません。こういったことを組み立てながらやっていかなくちゃいけないということで、私は相当程度時間かかるのかなと思っております。ですから、もう少しお待ちいただいて、これから様々な投資をしていかなくちゃいけない。

ただ、過去ので、壊れそうなものばかりやっていたんでは、今、デジタルであるとか、それから、様々な将来に向けての投資をしないと、矢吹は置いていかれます。デジタルの、先ほどのＡＩオンデマンドバスの話もしましたが、子供たちのためにも、将来に向けて、例えばある企業さんから、先ほどのまさに企業版ふるさと納税の一環として、電子黒板を頂きました。寄附していただいた。それが、矢吹町の全小学校、４つの小学校と中学校の全部のクラスに入ったために、これは、その子供たちも、それから先生方も、それを見てきた企業の皆さんも驚くほど、今、どんどん子供たちが進んでいると。子供たちはすごい。やっぱりそういった資材を与えられれば、先生方を追い越してどんどんやっていく。やっぱりこれからそういったことの投資もやっていかなくちやいかん、片方で。片方に傷んでいるものを直すものと、その両方をどうやって組み立ててやって、この矢吹町を前に進めていくかということは、大変大きな課題であります。

ちょっと話が長くなりましたが、基本的に私が言いたいのは、地方債は世代間負担の公平性の確保という大きなことがあると。その世代間の負担の公平性の確保をどう図っていくか、そしてまた、自主財源どうするか、くどいですが。将来への投資もあります。だから、そこも含めてやっていくことが私は非常に大事だと思っています。単純に過去のものだけやるんだったら、つくれます。でも将来への投資がある。それは、子供たちのための、孫のための投資です。そこも含めて考えておりますので、いましばしお時間をいただければというふうに思っております。

回答になっておりますかどうか、青山議員には大変示唆に富むことをいただきまして、大変ありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） ありがとうございます。じかにお聞きするのなかなかないものですから、ありがたく拝聴しました。

財源につきまして、今答弁でもございましたが、地方債等を充当するということで、世代間の均等性をという意味での肯定的なお話もございましたが、基本的にやはり財政が厳しいということには変わりはなく、そしてまた、地方債をあてがっても充当できない残りの額については、基金からの繰入れ等を含めた一般財源を見込んでいるということでございます。

そして、いわゆる既存事業のランニングコストにつきましても、国・県等の補助金が見込めないことから、一般財源より運用というものを考えているということで、やっぱり一般財源というのは非常に大事だということでございます。その中であっては、先ほど申し上げた地方交付税というものが非常に重要なポイントでありまして、決して通告から離れている内容ではございませんので、あしからずご理解ください。

そして、もう一点、この一般財源についてですけれども、一般財源というのは、基本的に幾らぐらいというふうに町執行部としては見込んでおられるのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正人孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

あくまで概算になりますが、一般財源としての、例えば地方税のところ、令和8年度をベースにしますと22億5,532万8,000円プラス地方交付税……、失礼しました、概数でいきます。主なものとして、地方税22億、あと地方交付税が18億程度を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 歳入部門におきましては、いわゆる地方税とか地方譲与税とか、そういったものの一般財源と言われるものがございまして、普通交付税もそうですが、国庫支出金とか、そういう特定財源というものもあれば、あとは地方税、今申し上げましたような普通交付税からそういったもの、一般財源というふうに言われているものですが、特定財源と、あとは臨時的な一般財源と経常一般財源等というのがございまして。その経常一般財源等というものに関して、いわゆる一般財源の財源と言われるのは49億から50億ぐらい、近年ではあるかと思えます。

そこでお尋ねしたいんですけれども、次にお尋ねしたいのは、財政調整基金につきましては標準財政規模の10%ということで説明ございましたが、担当課長さんのほうと話をしたら、歳入、要するにその事業費、年間の事業費に対しての10%、つまり80億近辺で最近では推移していますけれども、ですから、その10%で8億円ぐらいをためられるというような話もありましたが、これは、標準財政規模でいくのか、その事業規模の10%なのか、その辺はちょっと、答弁書では標準財政規模のということでございましたけれども、事業費規模というふうに考えるのか、そこはちょっと確認したいんですけれども、どちらが町としては目指していく10%になるのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

答弁にございましたとおり、標準財政規模の10%というところで、当座その今回の3か年、3年間の計画として、先ほど申し上げた、町長が申し上げたとおりの根拠として目標を定めたところであります。

ただし、10%以上というところが、多くの自治体、10%以上20%未満というところが多かったという答弁だったかと思いますが、災害等、近年多いですけれども、それらの対応を踏まえたと、やはり10%以上というところで、青山議員とお話しさせていただいたとき私が申し上げたのは、歳出規模の10%で、現在ですと80億規模ですので、8億程度が適正、目標としては適正ではないかというふうに申し上げましたが、計画上、まずは3年間では10%である5億の維持というところを目指してまいりたいという内容でございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 標準財政規模の10%というところで、現在でいけばやはり5億ぐらいということかと思えます。

答弁にございましたが、財政調整基金、目的というところにおきましては、矢吹町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例というところで、災害復旧、地方債の繰上償還、その他財源の不足が生じたときのということで、過去の事例が出ております。

災害に関しましては、東日本大震災で2億7,000万、令和3年の地震で2億2,000万というようなことで出ておりますけれども、これは財政調整基金から実例として繰り出したといいますか、その金額かとは思いますが、けれども、つまりこれ、この当時は、令和3年、4年であれば、財政調整基金12億ぐらいあったはずなんですよ。ですから、12億もあった中で、2億7,000万とか、2億2,000万とか出す分には別にさほど問題ないかなと思うんですが、今のように、これ今回のケース、決算終わる前だと3億4,000万ぐらいですよ、財政調整基金が。その中で2億7,000万とか2億2,000万落としたらどうなるんでしょうか。

そういう中であって、要するに財政調整基金を標準財政規模の10%というのは、ちょっとこれ見直したほうがいいんじゃないかと私は思うんです。特に、災害があった場合の被害額、性質別歳出の投資的経費、あるいは目的別歳出の災害復旧費の充当一般財源、一般財源を見ますと、平成23年地震が起きました、4億3,868万円なんですね。24年度が3億3,000万、平成25年度1億9,000万、23年、24年、25年、当然災害で尾を引きますが、これだけで9億6,000万出ている。経常一般財源等です。一般財源です。いわゆる特定財源は計上しておりません。ですから、こういったことを考えていきますと、令和元年の台風19号がありましたが、そのときには、令和元年、令和2年、令和3年、3年間見ますと7億3,000万出ているんですよ。

こういったところを見ていきますと、果たして本当に、いわゆる標準財政規模の10%というのは妥当なのか。当然その土地の問題もありますし、災害の度合いもありますけれども、やはりここはもう少し大きくしていったほうがいいんじゃないか。そんなこともあって、全国的には20%ぐらいというのが多いわけですし、近隣市町村も結構2割ぐらいはため込んできているわけなんです。そういった点では、改めてちょっと再検討をさせていただいて、もう少し財政調整基金を増やしていくというようなお考えなどにはならないのかどうか、ちょっと確認をしたいと思えます。ご答弁をお願いします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正人孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

まず、震災時の歳出の関係でございますが、東日本大震災の財調の繰入額につきましては、平成23年度、約5億6,000万程度でございます。財政調整基金は当座手元にある現金でございますので、支払い等で取り崩して当時対応しましたが、年度末までには、24年度末までには、起債であったり、災害復旧債ですね、交付税等の特財がございまして、それで4億5,000万円を戻しております。決算確定後の実質収支の2分の1以上の積立てをしまして、翌年度には同額まで戻っているという経過もございますので、先ほどのお話ですと、経年で、3年で9億程度になってしまったということで、皆さんに不安を与えてしまうかなとはちょっと懸念したところなので、今のお話をまずさせていただきます。

その中で、じゃ5億程度で災害に対応できるのかというご質問だと思うんですが、先ほど申しましたように、当座の目標を5億と、10%と定めたものであって、他自治体でも10%以上20%未満としているところから、今後の行財政改革大綱の取組でもって極力積立てを行っていくという方針の下、10%以上ですから、場合によっては、そう簡単ではないと思いますが、先ほど申し上げました、歳出規模の10%あたりまでを積み増しできればというところでの考えではおります。計画上10%と書いておりますけれども、目標値としては10%以上というところでご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 財政調整基金については積み増しをしていくというようなお話をいただきましたので、ひとまず計画として前に進むお話だったかなと思っております。

次に、今のお話もそうですけれども、財政調整基金に関しましては、まずは令和9年度までの目標として10%として設定したところであるという言葉がありまして、あとは、財政調整基金、令和10年度以降も計画的に貯金を積み増しできるよう行財政改革に取り組むということでございますが、ちょっと私のほうで気になっているのは、今、令和6年ですが、これからの3年、4年、この令和9年、10年までが非常に不透明なんです。この財調がやっぱり大きな理由で、災害等が来なくて幸いなんですけれども、この間に、やはりスポーツDXとか新たな事業もあって、人工芝を張ったり、ジムを造ったりとか、そういう投資も行われる中で、財政的に内容が非常に見えない状況にあって、そこは具体的にまだ全然出してこないで、今度出しますよ出しますよというだけなので、ちょっと本当に早めに、そういったことも踏まえて、いついつまでにどれでということちょっとお約束いただけませんかという部分があるんですよ。そうしないと、町民の皆さんに対して、やはり財政運営が的確に行われていますよというふうに議員の立場としてはなかなか申し上げづらいところがあります。

財政調整基金でもって貯金が残ри、例えば、家族でもって、おじいちゃん、おばあちゃん、あと若い夫婦、あるいは長男あたりが働いたとして、1軒でもって1年間で800万の収入があるとすると、貯金が34万円しかないというのが今の情勢ですよ。財政調整基金は、単純に言えば。そんな状況の中で、来年、再来年とか見ていくときに、子供が成長するとか、学校に行くとか、そういうようなお金が出ていくことが考えられたときに、これどうやっていくんだというのは、実際に家計に例えたらばかなり深刻な問題なんです。

ですから、そこを踏まえていただいて、どのように計画を明確にされるのかということを、すぐとは言いませんが、いついつぐらいまでということでお示しいただけないかと。通常であれば、もう実行計画まで、行財政改革大綱の実行計画まで普通は出ていなければならない段階じゃないですか、これ。過去におけるデータを見ても出ている、3月の段階で出ていたかと思うんですよ。それがありますので、もう令和6年度も半年過ぎていてスタートしているにもかかわらず、まだ示されないのはちょっと遺憾に思うんですが、そこに関しまして、ちょっと急いでいただきたいということに関して、明確にお示しいただけないでしょうか。それでも出せないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正人孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

まず、もう既に年度半ばになっているところで、行財政改革の実行計画が出ていない点からお話しさせていただきますが、大変遅れていることについてはおわび申し上げたいというふうに思います。

ただ、これまで平時とは違った状況が続いてきていたということは議員さんもお承知のとおりだと思います。令和元年の災害からコロナ禍に入りまして、通常の予算規模ではなく、平成28年当時からすると、一時的にやはり災害とか、未知のウイルスとの闘い等で、国からの補助金等も上がり、予算規模も変わってきたところ、コロナ禍、アフターコロナになりまして、国からの財源も変化を見せております。そのような不透明な状況の中で、そういった局面であるということをまずご理解いただきたいと。

そういうことからしてなかなか、その計画というところで、物価高もありますし、災害等の前の時代のコストを参考にもできないというところで、なかなかシミュレーションも苦しんだ部分ではございました。そういったことで、行財政改革大綱のお披露目といいますか公表が遅れたというところは、言い訳になってしましますが、そのような状況で今回お示しさせていただいたこととなります。

これに伴うその実行計画につきましても、今現在策定を始めているところでありまして、実行計画につきましては、イメージされているものと合致するかどうか分かりませんが、あくまでも内部的な部分での努力する行政改革と財政改革の部分になってまいりますので、そちらのほうはできるだけ早く議員の皆様方にもお示しできればというふうには考えております。大体年内を目途に頑張りたいというふうに思っております。状況によって超えてしまった場合には、大変申し訳ございませんが、目標としては年内にお示ししたいと考えております。

もう一点の非常に不透明な中でというところで、いつというところをおっしゃったのは財政計画の部分かと思いますが、財政計画につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、今検討に入っているところでございますので、可及的速やかにできましたら、また議員の皆様方にお示しさせていただければというふうに考えております。明確にいつまでというお約束をここでできないことは大変申し訳ございませんが、そのような考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 年内というようにお話をいただきまして、ありがとうございます。

そしてまた、この行財政改革に沿った財政シミュレーション等々に関しましても、町長から話がありました、大作業であると。まさしくそう思います。まして、そのシミュレーション等をつくるに当たっては、公共施設等の集約とか、事業の選択と集中、これ伴わないとできない部分なんですよ。

そこでお尋ねしますが、答弁でもありましたが、事務事業を緊急度や重要度などの観点から検証し、効果が小さいものは廃止、統合の検討をするなどということ、選択と集中による財源確保が必要であるものと認識しているということでございますが、具体的に、認識だけじゃなくて、作業としてはどれくらい進んでいるのか、その進捗状況というのがあるのであれば教えてください。認識だけなのか、やっているのか、やっていな

いのか、お願いします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

選択と集中、やっているのか、これからなのかという問いかと思いますが、ご承知のように、行財政改革大綱が出来上がったばかりでございます。ただし、役場庁内の職員のほうには、こちらの内容、共通認識を持って周知しましたので、既に行財政改革大綱にお示ししております歳出を前年度対比で一律5%カットであるとか、こういった部分、新年度の予算編成において行ってまいりますので、その辺の危機意識の共有といいますか、そういったところは既にスタートしているところでございます。

選択と集中、事業の実際の選別等につきましては、年度途中ですので、そこについては新年度予算への反映というふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 答弁ありがとうございます。

特に将来的な財政運営等に関しましては、今申し上げましたように、ランニングコスト等とか、公共施設等の管理に関して、やはり身を削ることをしていかなないとなかなか解決できないこともございます。それと、いわゆる財政シミュレーション、財政計画等も同時進行で進まないと、計画的にただただ既存のものを大事にしていく、つまり26億円というふうに言われました、あの数字が減っていかない状況が続いていった場合には、税收等が減少してくる中であっては厳しいということもありますので、そこは併せてお考えくださいまして、先に進めるようお願いをいたします。

そして、次の質問に移ります。オンデマンドバスについてです。

まず、答弁の中にもありましたが、令和7年1月の実証運行に向けて準備を進めているということで、実証的な問題になるかと思います。その中であっては、乗客が伸びる等のそういったことが期待されるのかなということで、非常に注意して見させていただきたいなと思うんですが、来年度以降の運営について、国交省から共創モデル実証運行事業という補助メニューがあります。これにつきまして、これは単年度なのか、あるいは通年でもって続いていくのか、お尋ね申し上げます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

実証期間を今後3年ほど見る予定でおりまして、その3年間で今ほどの共創補助金のほうを申請する考えであります。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） この共創モデル実証運行事業でございますけれども、これは近隣とかでもってもうや
っているところがあるのか……、ごめんなさい、質問し直します。

これは恐らく採択いただけるかどうかが問題だと思うんですけれども、どれぐらいの応募があつて、どれぐ
らいが採択されているのかお尋ねします。

○議長（藤井源喜君） 時間になりましたので。

〔「か」で終わりましたよ。「お尋ねします」の前の「か」で聞いていますよ」と呼ぶ
者あり〕

○議長（藤井源喜君） 富永議員のときもそれで終わりましたので、今回これで。

以上で、10番、青山英樹議員の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（藤井源喜君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案の付託

○議長（藤井源喜君） 日程第3、これより議案の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第40号、第41号、認定第1号については、7名の委員をもって構成する第一予算決
算特別委員会を、議案第39号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、6名の
委員をもって構成する第二予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたした
いと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

お手元に配付しました第444回矢吹町議会定例会予算決算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号及び第38号に
つきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思いま

す。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

本日は誠にご苦労さまでした。

（午前11時41分）

令和6年第444回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第4号)

令和6年9月17日(火曜日) 午前10時開議

日程第 1 議案第30号・第31号・第34号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第32号・第33号・第35号・第36号・第37号・第38号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第40号・第41号

認定第1号

審査結果報告 第一予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 議案第39号

認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号

審査結果報告 第二予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 5 同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	君	2番	小	島	紀	子	君
3番	芳	賀	慎也	君	4番	関	根	貴	将	君
5番	高	久	美秋	君	6番	鈴	木	浩	一	君
7番	富	永	創造	君	8番	三	村	正	一	君
9番	鈴	木	隆司	君	10番	青	山	英	樹	君
11番	熊	田	宏	君	12番	角	田	秀	明	君
13番	堀	井	成人	君	14番	藤	井	源	喜	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 蛭 田 泰 昭 君 副 町 長 鈴 木 一 史 君

教 育 長 大 杉 和 規 君	総 務 課 長 正 木 孝 也 君
企画・デジタル推進課長 国 井 淳 一 君	まちづくり推進課長 神 山 義 久 君
会計管理者兼総合窓口課長 佐 藤 浩 彦 君	税 務 課 長 小 磯 剛 君
保健福祉課長 山 野 辺 幸 徳 君	農業振興課長 兼農業委員会事務局 鈴 木 辰 美 君
商工観光課長 柏 村 秀 一 君	都市整備課長 有 松 泰 史 君
上下水道課長 西 山 貴 夫 君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監 阿 部 正 人 君
教育次長兼教育振興課長 佐 藤 豊 君	生涯学習課長 渡 辺 憲 二 君
子育て支援課長 小 椋 勲 君	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜君） 皆さん、おはようございます。

開始ブザーが壊れておりますので、こちらのほうで進行していきます。

ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（藤井源喜君） それでは、去る9月10日の本会議において、各常任委員会、第一予算決算特別委員会、第二予算決算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第30号、第31号、第34号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第1、これより議案第30号、第31号、第34号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 議場の皆様、おはようございます。

それでは、第444回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第30号、第31号、第34号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第30号 矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、法律で規定する別表第2が削除されることから、改正後の表記に倣い、関係する条文の整理など所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 矢吹町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、矢吹町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例における所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、矢吹町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税の対象期間

を「令和6年3月31日」から「令和8年3月31日」まで延長するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について。

本案は、白河地方広域市町村圏整備組合において共同処理する事務の変更を行うため、地方自治法第286条第1項の規定による同組合規約の変更に関する協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更する内容は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、令和6年度より町県民税均等割と併せて賦課徴収されている森林環境税について、白河地方広域市町村圏整備組合においても徴収可能とするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第30号 矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 矢吹町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

**◎議案第32号、第33号、第35号、第36号、第37号、第38号の委員長報告、質疑、
討論、採決**

○議長（藤井源喜君） 日程第2、これより議案第32号、第33号、第35号、第36号、第37号及び第38号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

産業民生常任委員会の審査報告をいたします。

第444回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第32号、第33号、第35号、第36号、第37号、第38号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第32号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日以降、被保険者証の発行がなくなることに伴い、矢吹町国民健康保険条例について、条項の整理及び削除等、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第33号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、条例における規定を整備するものであります。

法の改正により、第10条第1項に規定されていた保護命令の内容が、第10条第1項に接近禁止命令等、第10条の2に退去等命令と区分されたことから、法の条項を引用している条例第6条第2項においても、第10条の2を追加するものであります。

審査の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第35号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の改正について。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証等が発行されなくなるため、福島県後期高齢者医療

広域連合規約を改正する必要があることから、広域連合規約の改正に関する構成市町村との協議について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第36号 矢吹町道路線の認定について。

本案の八幡町26号線につきましては、宅地分譲に伴い民間事業者が整備した道路であり、側溝や上下水道のインフラも埋設されていることから、地域にとって重要な路線であるため認定するものであります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第37号 矢吹町道路線の変更について。

現在、田内地区では民間事業者による林地開発が予定されており、計画区域内に含まれる田内1号線の一部について、事業者より開発区域への編入の要望が上げられております。

今後、町民の方の道路利用が見込まれないこと、行政区から開発区域への編入について同意もあることから、当該路線の終点を変更するものであります。

また、調査により認定路線網図と現況道路に一部不整合が判明したため、始点の地番変更を行うものであります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第38号 福島県と矢吹町との阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）内の流域関連公共下水道幹線管渠の設置に関する協議について。

現在、国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトによる阿武隈川上流遊水地群整備に伴い、本町の三城目農業集落排水区域について、汚水処理事業の広域化・共同化事業として流域関連公共下水道を整備することについて、下水道法第3条第2項の規定に基づき、矢吹町及び鏡石町の2町に代わり、福島県が測量設計及び工事等に関する事務を行うことについて協議に応じるため、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第32号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 矢吹町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 矢吹町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 福島県と矢吹町との阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）内の流域関連公共下水道幹線管渠の設置に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第40号、第41号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第3、これより議案第40号、第41号及び認定第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算決算特別委員会委員長、5番、高久美秋議員。

〔5番 高久美秋君登壇〕

○5番（高久美秋君） 第444回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第40号、第41号、認定第1号の審査結果は、次のとおりです。

議案第40号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ722万5,000円を追加し、総額を16億1,768万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金722万5,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費165万9,000円、保険給付費582万1,000円、諸支出金3,000円を増額し、国民健康保険事業費納付金25万8,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ555万3,000円を追加し、総額を16億3,810万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金1,349万円を増額し、繰入金793万7,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、基金積立金555万3,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 令和5年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定。

令和5年度の決算収支は、歳入総額85億4,291万4,000円、歳出総額82億9,779万9,000円で、差引き2億4,511万5,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

8番。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 認定第1号 令和5年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論させていただきます。

9月14日の新聞で、国見町の救急車事業第三者委員会の報告書が公表されました。その中で、外部企業の意のままに事業運営を行っていたと見られても仕方のない状況と指摘して、公正性、透明性を欠いていたと批判されております。そしてまた、予算を承認した議会等の責任にも触れながら、外部企業の主導で事業が進まない体制づくりを、町全体で進めていく必要があると結論づけられました。議会の予算、決算の審議についての重要性を再確認いたしました。

令和5年度の決算においては、家庭における貯金というべき財政調整基金について、令和3年度10億6,100万円、令和4年度11億6,500万円と比して4億5,000万円となっており、基金取崩しによる決算であり、単年度収支4,300万円の赤字、実質単年度収支が3億500万円の赤字決算となっております。また、令和4年度は、実質公債費比率11.5%、将来負担比率72.3%、令和5年度は、実質公債費比率11.2%、将来負担比率72.6%と、非常に高い割合を示しております。

これは、総務省で定める人口1万5,000人から2万人の規模で同様な産業割合の類似団体、全国31町、福島県では当町のほか会津坂下、会津美里、三春町と4町になっておりますが、将来負担比率で全国で30位、31団体のうち30位、県内では最下位であります。実質公債比率では、全国で25位、県内で最下位であり、家庭における貯金というべき財政調整基金が、令和4年に引き続き5年度の決算においても取り崩しながらの決算は、財政健全化が図られていない。

また、今年度の事業についても、コミュニティバス実証運行について、令和4年度、町歳出650万円、令和5年度1,470万円、うち町歳出1,240万円の事業を行ったが、当初予定の国の補助金がないにもかかわらず事業を推し進めて、本年3月の当初予定の国からの補助金はどうして出なかったのかの質問に対して答弁は、当時については、その補助メニューがなかったとされましたが、歳入計画の重要な変更については、事業の中止や変更、経費の縮小化、費用対効果等の検証をすべきであった点から、状況説明がなかったことから、令和5年度の決算認定については不認定の立場を取らせていただきます。

議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 賛成討論はございますか。

3番。

〔3番 芳賀慎也君登壇〕

○3番（芳賀慎也君） 議場の皆様、おはようございます。傍聴席の皆様、ありがとうございます。

それでは、認定第1号 令和5年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

今日の社会経済情勢の変化は目まぐるしいものであります。令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症は5類に移行されたものの、感染症の影響で落ち込んだ経済の回復には時間を要し、さらに追い打ちをかけるような物価高騰による消費活動の低下や、異常気象により多発する自然災害、少子高齢化や人口減少による人手不足など、ここ数年の間で日本国内に内在していた課題が一気に浮き彫りとなり、人生の生活への不安感は大きく募り、行政サービスに求められる役割は変わらないばかりか、むしろ増加していると言っても過言ではありません。

このような中であって、本町においては、限られた財源を有効に活用し、行政サービスの質を落とすことなく、住民福祉の向上や、少子高齢化対策、産業振興等の各種政策に取り組んだことは大いに評価できるものがあります。

令和6年4月に、民間組織、人口戦略会議が、将来的に消滅の可能性があるとみなした市町村を公表いたしました。県内では33市町村が消滅可能性がある自治体に該当する中、本町は該当しませんでした。また、民間企業が実施している町の幸福度自治体ランキングでは、昨年度、本町が県内1位となるなど、これまでの町の取組が町民にも評価されている結果であると言えます。

一方で、財政指標を見ますと、令和5年度末の公債費残高が、これまで最も低い74億7,526万円となり、実質公債費比率が11.2%と、令和4年度と比較して0.3%改善されるなど、財政の健全化に取り組んでいることがうかがえる結果となっております。

今後も、人々から選ばれる町となるよう、第7次矢吹町まちづくり総合計画の基本理念の下、各種事業を確実に実行し、魅力あるまちづくりに取り組んでいただくことを期待し、本案に賛成するものであります。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（藤井源喜君） 議事を整理し、認定第1号についての討論とします。

ほかに反対討論ございますか。

10番。

〔10番 青山英樹君登壇〕

○10番（青山英樹君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席にお越しの皆様方、町政並びに議会に関心をお持ちいただきまして、心より感謝を申し上げます。

まず、認定第1号 令和5年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

着目すべきは、決算資料の第2表、一般会計財政収支の状況であります。

その中の実質収支に関してであります。形式収支や実質収支は単年度に生じたものではなく、これまでの過年度の経年的な収支による過不足の積み重ねの結果であります。基本的に、形式収支や実質収支が赤字になることのないよう、黒字になるように予算が組まれるもので、赤字予算を組むことは禁止されていると解釈されるものであります。ほとんどの場合、財政調整基金の取崩しなどのやりくりをするため、形式収支や実質収支は黒字となり、実質収支だけでは、その自治体の財政状況は見抜けません。ちなみに、実質収支が赤字になることは、基金が底をつき黒字にすることができないことを意味します。

自治体には様々な財布があります。実質収支を家計に例えれば、日頃日常的に使っている財布の中身、持ち合わせのお金の実質収支であります。常日頃に使っている持ち合わせの財布の中身、お金がなくなってしまうは大変です。食料も買えず、ガソリンも入れられず、生活できなくなってしまいます。そして、日常の財布のほかにも、銀行預金などのお金が自治体にもあります。日頃使っている財布にお金がなくなったら、預金をATMで下ろしたりしながら財布に補充していくのが実情であります。実質収支がマイナス、赤字にならないゆえんであります。これが自治体で言うところの基金取崩し金であります。

単年度収支は、日頃使っている財布の中にどれだけのお金が残っているかを示す実質収支に対して、銀行預金などの家計全般のお金がこの1年間でどれだけ増えたのか、減ったのかを示す指標であり、これが単年度

収支であります。この単年度収支が赤字となれば、この1年間でその分のお金を減らしたことになります。さらに、実質単年度収支は、1年間での自治体の持つお金の増減を示す単年度収支に、実質的な黒字要素となる積立金や繰上償還金を加え、赤字要素としての積立金取崩し額を差し引き、1年間に限らず過年度からの経年的な見地に立って、自治体が持つお金をどれだけ増やしたのか、減らしたのかをはかる尺度であります。

令和5年度の決算資料第2表の一般会計財政収支の状況を見るに、単年度収支及び実質単年度収支がマイナスとなっており、赤字であります。短期的な赤字ならばよくあることではありますが、問題は、この赤字が続くことであります。

一般的には、3年から4年に一度くらいの頻度であれば問題があるとまでは言えない部分もございますが、当町においては、この10年間では単年度収支が7回、7年の赤字決算であり、実質単年度収支では10年間で8回の赤字を示しています。この5年間では、以前よりも改善された経緯も見られますが、それでも令和2年、4年、5年と、この2年間連続で赤字となっており、財政運営上、懸念される財政運営と言わざるを得ません。

二元代表制という制度における議会の果たすべき役割、議員の責務を鑑みるに、過去の財政運営を顧みずに何ら改善されていない従来の財政運営にとどまっているとの判断をせざるを得ないことであり、到底看過できるものではなく、今後に生かしていただきたく警鐘を鳴らす意味で、認定第1号 令和5年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について反対をする次第であります。

議員皆様のご判断をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井源喜君） 認定第1号について、賛成討論はございますか。

7番。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） 議場の皆様、こんにちは。傍聴席にいらしております町民の皆さん、ありがとうございます。

これより、認定第1号 令和5年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論させていただきます。

まずは、町民の生活あつての町の財政、これが大義であります。そして令和5年度の歳入歳出決算であります。令和5年度において、歳入は前年比約4億減っております。しかし、そういった中で、新型コロナ対策、物価高騰対策、少子高齢化対策等、町民の生活に直結する執行を行っております。片方では、人件費、いわゆる義務的経費、これもかかっておるわけです。そういった予算面をしっかりと適切に執行された。町は、質の高い行政サービスを持続的に提供できる自治体経営、これに取り組んでおります。まさに令和5年度の決算歳入歳出においても、この姿勢で取り組んでいた。

それぞれ、これからこの決算を見て、さらなる次年度、次の年度の当初予算をどういうふうに取り組んでいくか、それはこれからの話であります。そういう意味では、決算というのは、非常に検証において大切な内容であります。できれば、何でも財政黒字化一辺倒ではなく、健全化は意識しながらも無理はしない。そういう姿勢も、今後必要になってくるのではなかろうかと思えます。

そういったことでありまして、この令和5年度一般会計歳入歳出決算に当たって、町民の生活において、何ら大きな支障があったか。ない。しっかりと執行されている。

よって、私は、この令和5年度一般会計歳入歳出決算、認定第1号、賛成の意見で述べさせていただきます。
同僚の皆さん、賛成、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 認定第1号について、反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） そのほか、賛成討論はございますか。

11番。

〔11番 熊田 宏君登壇〕

○11番（熊田 宏君） 議場並びに傍聴席の皆さん、こんにちは。

私は、認定第1号 令和5年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について認定の立場で討論をさせていただきます。

初日、9月6日金曜日に、佐藤代表監査から、令和5年度矢吹町一般会計特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書というものが報告されました。その中の審査の結果として適正であると、おおむねという言葉がついていましたが、適正であるという内容でした。

決算がどう認定されるべきかというのは、基本的には予算並びにその後の各補正に基づいて執行されたか否かということが基準だと思います。私は、それに沿って執行されているというふうに思いますので、適正だというふうに思います。ゆえに認定すべきだというふうに思います。

以上で討論とさせていただきます。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 認定第1号について、ほかに討論はございますか。

2番。

〔2番 小島紀子君登壇〕

○2番（小島紀子君） 議場の皆様、おはようございます。

認定第1号 令和5年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、不認定という立場で討論させていただきます。

大きく理由は2つあります。

1つ目は、議員1年生という立場により、決算書の読み方が複雑で難し過ぎる、この数字はどこから来るんだろうと、そういうことがよく分かりません。そういう理由が一つです。

1つ目の追加として、財政について研修会等で学んでまいりました。そうしますと、また昨年度の第439回議会の認定第1号、同じような決算認定についてと照らし合わせて見ますと、やはり財政がよくないということが分かってきました。そのことにより、1つ目の理由とさせていただきます。

2つ目は、歳入歳出の決算書につきまして、98ページの財産に関する調書につきまして、昨日ずっと寝ないで計算していたんですけども、計算の間違いがあるのではないかという思いにより、これを不認定とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） ちょっとお待ちください。

〔「決算に間違いが……」「具体的には」と呼ぶ者あり〕

○2番（小島紀子君） 具体的には……

○議長（藤井源喜君） 暫時休議します。

（午前 10 時 49 分）

○議長（藤井源喜君） 再開します。

（午前 11 時 15 分）

○議長（藤井源喜君） 現在、対応について協議をしておりますが、まだ時間がかかりますので、暫時、さらに休議します。

再開につきましては連絡をしますので、よろしくお願いします。

（午前 11 時 15 分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午前 11 時 35 分）

○議長（藤井源喜君） 先ほど休議中に、町長から提案の議案の訂正申出がありました。

その申出内容の説明のための全員協議会を直ちに開催し、引き続き議会運営委員会を開催しますので、暫時休議します。

（午前 11 時 35 分）

○議長（藤井源喜君） 再開します。

（午後 1 時 00 分）

○議長（藤井源喜君） 暫時休議します。

（午後 1 時 01 分）

○議長（藤井源喜君） 再開します。

（午後 1 時 31 分）

○議長（藤井源喜君） 本定例会に提出されました議案の訂正の件の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11 番、熊田宏議員。

〔11 番 熊田 宏君登壇〕

○11 番（熊田 宏君） 議場並びに傍聴席の皆さん、こんにちは。

議会運営委員会から報告させていただきます。

会期中に、町長から議案訂正の申出が提出されました。

企画・デジタル推進課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をさせていただきました。

その結果、議案訂正の件を議題とし、その後、引き続き、第一予算決算特別委員会の議案に対する討論を再開することに決定いたしました。皆さんのご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤井源喜君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、議案訂正の件を議題とし、その後、引き続き第一予算決算特別委員会の議案に対する討論を再開したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案訂正の件を議題とし、引き続き第一予算決算特別委員会の議案に対する討論を再開することに決定しました。

◎議案の訂正

○議長（藤井源喜君） それでは、議案の訂正の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、議長にお許しをいただきまして発言させていただきます。

認定第1号 令和5年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定におきまして、令和5年度歳入歳出決算書中、財産に関する調書の基金のページの合計欄において集計に誤りがございましたので、正しいものに訂正させていただきます。この場をお借りしておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（藤井源喜君） お諮りいたします。ただいま議題となっています議案訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

議案訂正の件を許可することに決定しました。

○議長（藤井源喜君） それでは、第一予算決算特別委員会付託の議案に対する討論を再開いたします。

認定第1号に対する討論の発言を許します。

2番。

〔2番 小島紀子君登壇〕

○2番（小島紀子君） 認定第1号 令和5年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について不認定という立場で討論させていただきます。

理由は2点あります。

1つ目は、議員1年生という立場により、決算書の読み方がよく分かりません。決算書を読むべくして、昨日はずっと読んできたんですけども、どうしても分からない点が何点かあります。

例えば、94ページ、最後の6項のところ、6番目実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、この数字はどこから来ているのかよく分かりません。ほかにも幾つかあります。それをもって、昨日はいろいろと調べて歩いたんですけども、どうしても分からないところが何点かありましたから、もうちょっと分かりやすい方法で書いていただけないかということが、不認定の1つ目の理由であります。

2つ目としては、先ほど訂正をいただきましたが、議会が始まる前に、このような訂正を防げる方法がなかったのかどうかということで、2つの理由で不認定という立場で発言させていただきました。

皆様のご判断をお待ちいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 認定第1号に対するほかの討論はございますか。

13番。

〔13番 堀井成人君登壇〕

○13番（堀井成人君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴に来ている方、本当にありがとうございます。朝からご苦労さんです。

それでは、認定第1号 令和5年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画の後期基本計画の最終年として、重大プロジェクトを中心に各種事業に取り組まれ、住民の福祉の向上と財政の健全化の両立に努めた決算であると大いに評価されます。

令和5年度一般会計歳入歳出決算は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、ロシアによるウクライナへの侵攻及び中東情勢の不安定化により、世界的に物価上昇の影響を受け、厳しい財政を強いられている状況にありますが、町民の皆様の負担が増すことないように、町民に寄り添いながら最大限努力して、財政健全化に努めている決算内容であると評価できるものであります。中でも、人口減少社会などの社会情勢を踏まえ、デジタル化を推進し取り組んできたことは、今後の町政の発展に向けて基盤づくりに大きく前進したものと考えられます。

令和6年度は、第7次矢吹町まちづくり総合計画の初年度として、町民、行政、議会が一体となって取り組んでいくためにも、法案に賛成するものであります。

議員皆様の賛成をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 認定第1号に対するほかの討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） それでは、議案第40号、第41号に対する討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第40号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第41号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。
これより認定第1号 令和5年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は認定であります。
本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（藤井源喜君） 着席。起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

**◎議案第39号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号の委員長報告、質疑、
討論、採決**

○議長（藤井源喜君） 日程第4、これより議案第39号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算決算特別委員会委員長、4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 皆様、こんにちは。また、傍聴においでくださいました皆様、ありがとうございます。

それでは、第二予算決算特別委員会審査結果を報告させていただきます。

第444回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第39号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号の審査結果は次のとおりです。

議案第39号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億2,761万7,000円を追加し、総額を87億6,767万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税9,320万3,000円、国庫支出金9,562万7,000円、繰越金7,534万3,000円をそれぞれ増額し、繰入金を2,059万2,000円減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を基金への積立金等により2億5,349万3,000円の増額、衛生費を予防接種事業等により3,811万2,000円の増額、農林水産業費を強い農業づくり推進事業等により1,801万6,000円増額するもの

であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号 令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額15億8,762万2,000円、歳出総額15億8,039万6,000円、差引き722万6,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 令和5年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額37万4,000円、歳出総額0円、差引き37万4,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額16億1,706万6,000円、歳出総額16億357万4,000円、差引き1,349万2,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

本件は、歳入総額2億412万5,000円、歳出総額2億397万1,000円、差引き15万4,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和5年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収入総額が税抜きで3億9,194万7,310円、支出総額が税抜きで3億7,943万641円となり、差引き純利益は1,251万6,669円であります。

次に、資本的収支につきましては、収入総額が税込みで5,751万5,000円に対し、支出総額が税込みで1億4,004万4,320円となり、8,252万9,320円の収支不足額が生じましたが、これについては当年度分消費税調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填されております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 令和5年度矢吹町下水道事業会計決算認定について。

本件は、収入総額が税抜きで6億6,531万5,003円、支出総額が税抜きで5億8,966万612円となり、差引き純利益は7,565万4,391円であります。

次に、資本的収支につきましては、収入総額が税込みで2億6,705万4,900円に対し、支出総額が税込みで4億8,746万9,007円となり、2億2,041万4,107円の収支不足額が生じましたが、これについては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填されております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

9番。

○9番（鈴木隆司君） 私は、認定第7号 令和5年度矢吹町下水道事業会計決算認定について質問をいたします。

決算書を見てみますと、貸借対照表、流動負債の中に、未払金勘定が計上されており、これが約2億8,200万円と多額な未払金が計上となっております。

この中身について、第二予算決算特別委員会の中では、どうした意見が出たのかをお尋ね申し上げます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

第二予算決算特別委員会委員長、4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

そのような質問はございませんでした。

○議長（藤井源喜君） ほかにございますか。

9番。

○9番（鈴木隆司君） 多額な未払金があるのに質問がないというのはあれですね。

続きまして、自己資本比率についてお尋ね申し上げます。

決算書を見る限り、自己資本比率がとても低いので気になりました。水道会計のほうは、自己資本比率59%と、60%に近いようなすばらしい数字の中であって、下水道事業に関しては、自己資本比率8.7%と1桁台であります。業種や職種によって、どのラインがあるかというのは、それは業種、職種によっては違うことは明白であります。あまりにも低い自己資本比率で気になっております。水道管の埋設工事、それから管理維持費とかに多額なお金が下水道の場合にかかることは存じておりますが、この自己資本比率に対して、第二予算決算特別委員会の中でどうした意見、議論があったかをお尋ね申し上げます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

第二予算決算特別委員会委員長、4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 鈴木隆司議員の質問にお答えさせていただきます。

自己資本比率に関しましても、質問はございませんでした。

以上です。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありますか。

○9番（鈴木隆司君） 質問を終わります。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第39号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第2号 令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第3号 令和5年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第4号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第5号 令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第6号 令和5年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第7号 令和5年度矢吹町下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案がありましたので、提出議案の概要説明による全員協議会を2時15分から、そして引き続きその取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 2時02分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 2時22分）

◎日程の追加

○議長（藤井源喜君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏君登壇〕

○11番（熊田 宏君） 議会運営委員会から報告させていただきます。

会期中に、町長から同意1件の追加議案が提出されました。

企画・デジタル推進課、国井課長及び氏家事務局長から説明を求め、協議いたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議することに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤井源喜君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第5号の上程、説明、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第5、これより同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第5、同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本案は、令和6年9月30日をもって任期が満了となります教育委員の矢吹町根宿147番地の3、後藤さとみ氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後藤氏は、令和2年10月1日より1期4年間、教育委員を務められ、明朗快活で高潔な人格を有する方であり、学校教諭の経験を生かし、教育長職務代理者や矢吹町コミュニティスクールディレクター、さわやか刺繍審査委員長としてご活躍いただくなど、教育行政各般の振興と発展にご尽力をいただいております。

今後も引き続き、豊富な識見と卓越した手腕により、町教育行政の進展に寄与していただきたく、本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第5号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（藤井源喜君） 起立全員であります。

よって、同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

ここで、同意されました後藤さとみ様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 2時27分）

○議長（藤井源喜君） それでは、再開します。

（午後 2時29分）

○議長（藤井源喜君） それでは、ご紹介申し上げます。

教育委員会委員に同意されました後藤さとみ様であります。

後藤様におかれましては、健康に留意され、教育委員会委員としてご活躍されることをご期待申し上げます。

続きまして、本人からご挨拶をいただきたいと思います。

〔同意された教育委員会委員挨拶〕

○議長（藤井源喜君） 以上で紹介を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（藤井源喜君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、2時40分より議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力願います。

これにて第444回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 2時29分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 12 月 18 日

議 長 藤井源喜

署 名 議 員 高久美秋

署 名 議 員 鈴木浩一